

以上戦時學徒動員體制確立についてその大要を説明したのであるが、これが運営に當つて特に留意すべきことは、自明のことながら第一に本學徒動員は飽く迄學問研鑽の學徒の本領を忘れず教育鍊成内容の一環として實施せられるものであるから、單なる勞務の提供といふが如き誤れる考へに陥つてはならぬことである。この點については學徒は本動員の趣旨精神を十分に自覺すると共に、學徒の指導に當る教職員は勿論のこと學徒を受け入れる工場、事業場等の側に於ても十分に認識を深め、相互に連絡を緊密にし、青年學徒の純真な氣持を生かすと同時に、勤勞の教育的意義を遺憾なく發揮し得る様に努めることが肝要である。第二に學校教職員たるものは、この體制確立の趣旨に立脚し率先垂範學徒と一體となつて本動員の精神發揚に挺身すべきである。第三にこの動員は飽く迄その實績を擧げることが重視するものであるから、皮相淺薄なるお祭騒ぎに墮することなきは勿論形式に流れることなきやう十分戒めなければならない。

これを要するに曩に學制改革に始まつた教育の戦時體制への切替は本動員要綱の實施により更に格段の進展を見た譯であり、全學徒の戦時下鍊成の絶好の機會であると共に全學徒學つて一億總進軍の先驅的役割を果すべきものたることは疑ひない。

有史以來今日ほど全國民がその全力を國家に捧げることが要請せられて居る時はない。今や國家は愈々國民の總力を戰爭目的の完遂に向つて集中せんことを求め、着々とその體制を整備しつつあるが、この國民のうちの若き二千萬學徒の盡忠の至誠が、衷心國家に希望するところをはつきりと示したものが戦時學徒動員體制確立要綱に外ならぬのであり、決戦下學徒の進むべき道はここに拓かれたのである。

I 戦時學徒體育訓練

(一) 學徒體育訓練の新指向

教學の劃期的刷新は、智・徳・體一體の見地から學行一如の指導精神に立脚して、今や決戦下新たな展開を示すに至つたが、學徒の體育訓練もまたその重要な一環として革新が要請され、漸くその全貌を明かにするに至つた。すなはち文部省は、學徒の體育訓練を修練として眞に教育的ならしめんがために、積年に互つて續けつたあつた努力を集成し、學制改革に照應して、橋田前文相によりまづ國民學校體鍊科教授要項の制定を發起點とし、師範學校・中等學校および高等學校における體鍊科教授要目と修練指導要綱を決定、皇國次代を托さんとする満七歳の少國民から、男子は満二十歳の壯丁適齡期、女子は結婚適齡期までの年齢を貫く體鍊方策を打ち樹てたのである。しかし未だ青年學校・専門學校・大學における正課體鍊教育の方途は、なほ残された問題であるが學徒體育訓練が皇國の道に則る教學として、皇國民を鍊成する崇高なる方策たる以上、必然近くその具體化をみることとならう。

しかし以上はいづれも學校における正課體鍊教育として示される教程の整備であるが、この外に學校内の正課教育と一體的連繫の下に實施される「修練」時間中の體育訓練および學校修練組織、すなはち學校報國團にお

ける活動の中核たる課外體育訓練の振興方策の策定も亦これと併行して極めて喫緊の問題となつてきた。過ぎし一時代において學徒の體育訓練は、學友會・校友會組織または學校外の運動競技團體の手で行はれてきた體育運動がその主たるものであり、教育的といふより、いはゆるスポーツ的感興の赴くままに放置せられて、思想的には殆んど無反省のまま過てされて來た。ありていにいつてそれは所謂オリンピック主義でありデヴィス・カップ主義を至高の目標とせざるまでも、確に當時の關心は大部分それに集中され、模倣無自覺のまま推移し來つたのである。しかしながら大東亞戰爭の勃發は、かかる弊風を完全に拂拭すると共に、わが體育運動をそのあるべき姿に立返らさすにはあなかつた。すなはちそれは文部省が大東亞戰爭の決戦段階に突入した昭和十八年三月二十九日に發表した左記「戰時學徒體育訓練實施要綱」によつて具現された。

戰時學徒體育訓練實施要綱

(昭和十八年三月二十九日 文部省體育局長通牒)

大東亞戰爭ハ正ニ決戦段階ニ入レリ。コノ秋、國運推進ノ原動力タルベキ青年學徒ノ體育訓練ハ必然平時ノ夫ト同ジカ
ルベキニ非ズ。即チ今コソ最大ノ限度ニ之ガ強化徹底ヲ圖ルヲ要スルト共ニ、其ノ目標ヲ最モ明確ニ戦力増強ノ一點ニ
置キ、之ニ向ヒテ最モ適切有效ナル實施方策ヲ講ズルヲ要ス。
近時各種勤勞作業、防空防護訓練ノ實施等ニヨリテ學徒ノ日常任務ハ著シク増大シ、加フルニ劃期的ナル學制ノ改革實
施セラレ其ノ學行生活ハ新ナル體制ニ進ミツツアリ。而シテ又各種施設資材ノ節約、交通機關利用制限等戰時下各般
ノ事情ハ體育訓練等ノ實施ニ對シテ平時ト異ル各種ノ制約ヲ加フルアリ。克ク此ノ實狀ニ即シ此ノ制約ヲ克服シ進ンデ
平時ニ倍スル體育訓練ノ成果ヲ全ウセンガ爲ニモ亦須ク新ナル決意ト新ナル方策トヲ要ス。

敘上ノ趣旨ニ基キ昭和十八年度學徒體育訓練ノ實施ハ本要綱ニ據リ文部省、各學校及關係各方面ノ協心戮力ニヨリテ其ノ徹底ヲ期ス。

一 基本方針

- (一) 戦力増強、聖戰目的完遂ヲ目標トシ、強靱ナル體力ト不撓ノ精神力トノ育成ニ力ムルコト
- (二) 特ニ男子學徒ニ在リテハ卒業後其ノ總テガ直チニ將兵トシテ戰場ニ赴クベキヲ想ヒ、之ニ必要ナル資質ノ錬成育
成ニ力ムルコト
- (三) 訓練實施ノ重點ヲ平素ノ訓練ノ普及強化徹底ニ置キ、各種大會、試合等ノ諸行事ハ平素ノ訓練ト不離一體ノ關係
ニ於テ眞ニ緊要ト認メラルモノニツキ嚴選實施スルコト
- (四) 全學徒ヲシテ正課ヲ含ミ必ズ毎日一回以上適切ナル體育訓練ヲ實施セシムルコト
(大學、専門學校等ニシテ施設其ノ他ノ實情ニヨリ直チニ右勵行シ難キ場合ニアリテモ適宜ノ方途ヲ講ジ右實施ニ力
ムルコト
- (五) 學徒ノ體力、健康狀態等ヲ考慮シ、適切ナル訓練ニヨリ強健ナル者ヲ一層鍛鍊スルト共ニ強健ナラザル者ノ強健
化ニ力ムルコト

二 訓練種目

- (一) 正課ノ體育訓練ニ關シテハ體鍊科教授要目(又ハ要項)並ニ修練指導要項ニ準據シ益々其ノ充實徹底ニ力ムルコ
ト
- (二) 學校教練、集團勤勞作業、防空訓練並ニ救護訓練ニ就テハ別ニ定ムルコロニヨリ之ヲ實施スルコト
- (三) 課外ノ體育訓練ヲ一層刷新整備シ左記種目ニ重點ヲ置キテ之ヲ實施スルコト
 - 男子之部
 - イ、戰技訓練

行軍、戰場運動、銃劍道、射撃

ロ、基礎訓練

體操、陸上運動、劍道、柔道、相撲、水泳、雪滑、球技（鬪球其他適切ナルモノ）

ハ、特技訓練

海洋訓練（撓槽漕等ヲ含ム）、航空訓練、機甲訓練、馬事訓練

女子之部

體操、陸上運動、行軍、武道（薙刀、弓道其ノ他適切ナルモノ）、水泳、雪滑、球技（女子ニ適切ナルモノ）

海洋訓練

(三) 上掲各種目ノ實施ニ當リテハ

イ、各種目ヲ通ジ從來ノ因襲ニ因ハルルコトナク、訓練ノ本旨ニ鑑ミ最モ適切ナル實施方法ヲ採用スベキコト

ロ、戰技訓練ハ普遍的ニ實施セシムルニ力メ、特ニ大學高等專門學校及中等學校ノ高學年ニ於テハ必修的ニ實施セシメ其ノ徹底ヲ期スルニ力ムルコト

ハ、體操及陸上運動ハ基本運動トシテ力メテ全校學徒ニ實施セシムルコト

ニ、劍道ハ基礎訓練タルノミナラズ幹部將士ニ必要ナル戰技タルニ鑑ミ特ニ之ガ適切ナル實施ニ力ムルコト

ホ、水泳ハ可能ナル限り全校學徒ニ實施セシムルコト

ヘ、雪滑ハ積雪地方ノ學校ニ於テハ力メテ全校學徒ニ實施セシムルコト

ト、特技訓練ハ施設、資材及指導者等ノ狀況ニ應ジ可能ナル種目竝ニ程度ニ於テ力メテ多數ノ學徒ニ之ヲ實施セシムルコト

(四) 施設、用具等ノ使用需給及學校報國團等ノ鍛鍊費ノ配分ニ際シテハ重點的種目ニ對シ之ヲ優先的ニ充當セシムルヤウ措置スルコト

三 大會、試合等の行事

(一) 學徒體育訓練大會、試合、講習會等ノ行事ニシテ左記ニ該當スルモノハ從前ノ如ク總テ文部省ノ承認ヲ要シ、其ノ承認セルモノニ限り學徒ヲ參加セシムルコト

イ、參加範圍ガ二以上ノ道府縣ニ互ルモノ

ロ、參加ノタメ學業ヲ缺クモノ（但シ中等學校以下ノ學校ニ關シテハ當該地方長官ノ承認）

(二) 右承認ニ際シテハ左記基準ニ據リ嚴選承認スルコト

イ、前掲ノ重點種目中特ニ必要ト認ムル種目ノ行事ニ限り承認スルコト

ロ、全國的大會ヨリハ地域的大會、地域的大會ヨリハ一道府縣内ノ大會へ重點ヲ置クコト

ハ、開催期日、開催回数、主催者等ニ就キ一層適正ヲ期スルコト

(三) 一道府縣内ノ大會等ハ大學高等專門學校ニ就テハ學校長、中等學校以下ニ就テハ地方長官ニ於テ前項ノ趣旨ニ準ジ適宜處理セシムルコト

(四) 對校試合ハ平素ノ訓練ノ延長トシテ極メテ實質ナル形式ニ於テ左記ニ據リ實施スルコト

イ、當該學校内ニ於テ行フコト

ロ、旅行ヲ伴ハザルコト

ハ、入場料等ヲ徴收セザルコト

ニ、特ニ必要アリテ右各項ニ據リ難キ場合ハ文部省（中等學校以下ニ就テハ地方長官）ノ承認ヲ受クルコト

(五) 一般體育訓練大會（學徒及學徒以外ノ者ノ併セ參加スル大會）ニ關シテハ文部省（一道府縣内ノ大會ニ就テハ大學高等專門學校ハ學校長、中等學校以下ハ地方長官）ノ承認セルモノニ限り前掲ノ重點種目ニ就キテノミ學徒ヲ參加セシメ得ルコト

(六) 大會試合等ニ參加スル者ハ總テ學校長ニ於テ健康ニ異狀無キヲ認メタル者ニシテ男子學徒ニ在リテハ體力章檢定

初級以上ノ合格者タルベキコト

備考

- 一 本要綱ハ主トシテ中等學校以上ノ學校ヲ對象トスルモノニシテ國民學校ニ在リテハ概ネ從來實施セルトコロニ從ヒ一層其ノ内容ノ充實整備ニカムルコト
- 二 青年學校ニ在リテハ概ネ本要綱ノ趣旨ニ基キ青年學校ノ特殊性ヲ考慮シテ適宜ノ措置ヲ講ズルコト
- 三 本要綱ノ實施ニ關シ特別ナル必要アル場合ハ適宜文部省ニ於テ措置スルモノトス

(附 錄)

訓練實施上ノ注意

- 一 訓練實施ニ當リテハ適宜學年、學級、學校報國隊等ノ組織、或ハ報國團部別組織等ヲ活用シ、マダ各訓練種目ニツキ順回又ハ組合セ等ノ方法ニヨリ努メテ全校生徒ニ普ク訓練ヲ實施セシメ得ルヤウ計畫スルコト
- 二 訓練實施ニ當リテハ準備運動、整理運動ヲ行フノ習慣ヲ養フコト
- 三 訓練ノ種目ニヨリテハ、適宜生徒ヲシテ助教助手ノ任ニ當ラシムルヤウ指導スルコト
- 四 訓練實施ニ當リテハ總テ實戰的氣魄ノ強化徹底ヲ圖ルト共ニ常ニ明朗調達ナル氣風ノ振起ニ努ムルコト
- 五 行軍ハ徒手行軍ニヨリ訓練ヲ重ネタル後、武裝荷重等ニヨル行軍ヲ實施シ、努メテ團體的ニ之ヲ實施スルモノトス(但シ女子ハ武裝セズ)
- 行軍ニヨル登山及露營等ヲ適宜實施スルト共ニ耐寒、耐暑等ノ行軍ヲモ併セ實施スルモノトス
- 行軍實施ニ當リテハ特ニ休憩、食事、給水、衛生等ニ留意スルヲ要ス
- 六 戰場運動ハ武裝ヲ以テ戰場想定ノ各種障礙通過、重量運搬、手榴彈投擲等ノ戰技訓練ヲ實施スルモノトス
- 訓練實施ニ當リテハ基礎訓練トシテ陸上運動ヲ十分ニ行ハシムルヲ要ス
- 七 銃劍道、劍道及柔道ハ常ニ實戰的氣魄ノ養成ニ努メ基本訓練ヲ十分ニ積マシメタル後、努メテ防具ヲ裝備シテ應

用訓練ヲ實施スルモノトス

訓練ハ努メテ戶外ニ於テ實施シ、且ツ平坦地ノミナラズ不整地ニ於テモ實施スルモノトス
服裝等ハ形式ニ拘ハルルコトナク簡素ニシテ實用的ナルコトヲ旨トスベシ、柔道ニ於テハ適宜(空手)ヲ併セ實施シ得ルモノトス

八 射撃ハ基本訓練ノ徹底ニ重點ヲ置キ能フ限り實彈射撃ヲモ實施スルモノトス

實施ニ當リテハ特ニ行軍、銃劍道等ト併セ實施スルヤウ計畫スルヲ要ス

九 體操ハ徒手體操ノ普及徹底ニ重點ヲ置キ努メテ毎日全校生徒ニ之ヲ實施セシムル外各種訓練ノ前後ニ於テモ之ヲ

實施セシムルニカムルモノトス

徒手體操ハ要領ノ正確ヲ期シ繼續的ニ實施スルヤウ指導スルヲ要ス

必要ニ應ジ器械使用ノ體操ヲモ併セ實施スルモノトス

一〇 陸上運動ハ主トシテ歩走、障碍走、跳躍、投擲、懸垂、運搬等身體ノ普遍的基本能力ノ鍊成ヲ主眼トスルモノトス

實施ニ當リテハ一技一能の修練ニ止ムルコトナク、常ニ綜合能力ノ修得ニカメシムルヲ要ス

常ニ團體的指導ニ留意スルヲ要ス

一一 相撲ハ基本動作(四股、伸脚、立合、攻メ、連足)及基本稽古(押合、突合、寄合)等ノ基本的動作ノ訓練ニ重點ヲ置キ運動場等ニ於テ多數ノ學生ヲ一齊指導スルヲ本體トシ、適時整備セル土俵ニテ實施セシムルモノトス
一二 水泳ハ特設ノ水泳場ノ外河川、湖沼、海濱等ヲ利用シ、基本泳法、實用的飛込ヲ修得セシムルト共ニ能フ限り海洋ニ於ケル遠泳ヲ實施スルモノトス

水利ヲ得ザル學校ニ於テモ當該學校卒業迄ニ必ズ或程度泳ぎ得ルヤウ指導スルニカムルヲ要ス

水泳實施ニ當リテハ指導監督ヲ周到ニシ危險防止ニカムルヲ要ス

- 一三 雪滑（スキー）ハ滑走、登行、滑降及制動等ノ基本訓練ヲ修得セシメタル後、荷重ニヨル行軍等ヲモ併セ實施スルモノトス
- 自然結氷ノ地方ニ於テハ適宜氷滑（スケート）ヲ實施スルモ可
- 一四 海洋訓練ハ短艇（舟）撈漕帆艇等ノ外海洋ニ關スル一般海事教育訓練ヲ實施スルモノトス
- 訓練實施ニ當リテハ學校外ノ施設ヲモ適宜利用シ其ノ普及ニ力ムルヲ要ス
- 一五 航空訓練ハ滑空機ニヨル訓練ニ重點ヲ置クモ訓練ノ程度ニ應ジ且ツ適當ナル施設ヲ利用シ得ル場合ハ飛行機ニヨル訓練ヲモ實施スルモノトス
- 一六 機甲訓練ハ自動車、自動自轉車、自動車、戰車等ノ訓練トシ、施設指導者ノ狀況ニヨリ適宜實施スルモノトス
- 一七 馬事訓練ハ馬術ノ外馬匹ノ取扱一般ニツキ綜合的訓練ヲ重視スルモノトス
- 一八 強健ナラザル者ニハ其ノ程度ニ應ジ輕易ナル徒手體操、步行運動、簡易ナル球技等ヲ適宜實施シ漸次一般訓練ニ耐ヘ得ルヤウ指導スルモノトス

同要綱はその基本方針といひ、訓練種目、行事實施要領といひ、戰時的な色彩に一貫されてゐるが、その指導理念とするところは單に戰時に止まらず、平戰時のいづれを問はず皇國青年學徒の體育訓練の指向するところを明示したものである。

いまその指導理念についてみよう。およそ國家の發展、民族悠久の伸張は、國防を離れて有り得ない。國民皆兵を國是とし、國民の總力結集によつて、國家總力戰を執行しつつあるわが國が、政治に、經濟に、外交に、教育に、文化にわたつて、それぞれの施策を國防と結びつけて考究される以上、教育の半面ともいふべき體育訓練を常に國防に結合して、指導しやうとするところは當然の措置である。教育の眞髓とするところは、實に文武不岐

にして、學徒必修の體育訓練が國防思想を基盤として組み立つべきは論を俟たない。學徒體育訓練はまさにこの鐵則から再發足すべきは云ふまでもない。

かくて學徒體育訓練のねらひは、平戰時の別なく身體を鍛鍊し、精神を練磨して潤達剛健な心身を育成、盡忠報國、獻身奉公の實踐力に培ふことを目標としてゐる。つまり強兵健母を育くみあげることにあるのである。隨つて文部省としては、從來もこの目標に向つて各種の體育運動、武道、教練、國防訓練、勤勞作業等學徒の訓練について、適正な指導に努めてきたが、敵米英撃滅の一大決戰に直面してゐる今日、なほ在來の指導監督では不徹底の觀があるので、この際確固たる肚を据え、覺悟を新たにしてその根本方策を樹立することが痛感されるに至り、「戰時學徒體育訓練實施要綱」を決定したわけである。

國運の推進力が青年學徒の双肩にかかつてゐる以上、その體育訓練が平時と全く同じであつてよい筈がない。訓練の目標が、ひたすら戰力の増強に結集されねばならないといふ所以も實にここにあるのである。加ふるに最近の學校生活は、集團勤勞作業、防空防護訓練の實施など學徒にとつてその日常任務は極めて多忙となり、一方體育訓練施設や體育訓練用具等の資材關係も、從前のごとく十分ならず、さらに交通機關の利用も戰時陸運對策の強化によつて、制約をうけつつある際、平時と同様な方法をもつてしては、實效を擧げることが頗る至難といはなければならぬ、ここに學徒體育訓練が新たな構想の下に、訓練種目、實施方法を重點的に改編し、戰爭遂行に必要な戰力の増強を圖ると共にその充實を期した理由がある。

(二) その基本方針

ところで、體育訓練の實施對象とする學徒——全國二千萬の青少年學徒が學びつつある學校の種類は、國民學校・青年學校・中等學校・師範學校・高等學校・專門學校・大學の七つに分れてゐるが、右の中、大學以外はいづれも體鍊科の時間が設定され、教授要目或は教授要項が定められ教材も決定してゐる。随つて以上の學校の體育訓練は、正課としてますますその擴充と強化を圖らねばならないが、強兵健母の育成に主眼をおく鍊成目標からみれば、體鍊科の時間のみでは決して満足とはいへない。中等學校・師範學校・高等學校は、今年四月から學制改革に基き新たに修練制度が設けられ、その時間内に於ても正科と同じく、體育訓練が課せられるやうになつた。上記學校における「修練時間」の設定は、確かに體育訓練の充實が期され、一大躍進には相違ないが、新制度による高等學校・師範學校のごとく生徒全員が入寮し、起居を共にする所謂「全寮制度」であれば、二十四時間教育が徹底し、體育訓練の強化も可能とはいへ、中等學校のごとく一週間を通じて三時間の修練時間中、僅々一時間のみが體育訓練に充當せられるに過ぎない學校では、正科體鍊科時間を含めても未だ十分とはいへない。また大學のごとく學校教練以外には、體育訓練の時間が制度化されてゐないところもあつて、かかる方面に對しては、正課外の體育訓練を一層刷新充實して、正課に近いものに改善し、その實績を擧げるやうにすることは、文部省施策中の當面の急務といはねばならぬ。

勿論、各學校當局としても、從來、體鍊科が正課であるからその指導を嚴にし、課外なるが故に自由放任であつたといふわけではなく、正課と課外とは、すべて一貫した教育方針の下に體育訓練の振興を圖つてきたが、實情としては課外の體育訓練となると、とかく自由氣儘に實施する傾向があり、また指導する側も、課外の訓練は一段輕視するが如き氣風があつたことも否めない。文部省體育局が、かかる實情に對應して正課、課外を一體

とする體育訓練の適正を期さんとしてゐることは以上のやうな傾向を是正せんとするため、この努力は今後とも大いに助長しなければならぬ。

さて、戦時下の學徒體育訓練は、如何に改善し、如何なる點を刷新しなければならぬかといへば、第一に體育訓練に對する心構へを明確にすることである。すなはち學徒體育訓練に對する指導精神を確立することにほかならぬ。随つて「戦時學徒體育訓練實施要綱」の目標を、大東亞戰爭完遂のため、戦力増強の一點に置き、今後この目標に向つて強靱な體力、旺盛不撓の精神力を育成強化することをその眼目としてゐるのである。特に男子の學徒は、卒業後そのすべてが直ちに將兵として戦場に赴くことを想はしめ、體育訓練をして戦場連繫の訓練に重點を置きその徹底を圖るやうに規定せられてゐる。かかる見地から戦時下の學徒體育訓練を指導するには、前述のごとく正課體鍊科時間のみに依存してゐるわけには行かない。正課の時間のない日でも、一日一回以上は必ず全校體育訓練の時間を設定し、必須的な訓練種目に力を注ぐことが肝要である。すなはち學内皆訓練の實を擧げることである。しかしして學内皆訓練は、一部の少數學徒の修練にとどめず、努めて全校大多數の學徒を對象として、普遍的に實施せしめることに重點を置かねばならぬ。随つて學徒體育訓練の基調は、あくまで學校内の修練を第一義とし、學校外の各種大會若しくは試合等の行事は、平素の訓練の延長として不離一體の關係を保たしめやうといふわけである。今後學徒の参加する大會、試合等が、戦時下特に緊要なものに嚴選されることは當然といはねばなるまい。尤も文部省は、從來でも大會、試合等に認可制度を實施してゐるが、戦時下その認可方針を更に強化し、眞に緊要なものに限定するやうになつたことは、新しき體育訓練方策の指向の一つと見るべきであらう。

次に二校間の對校試合は、學内體育訓練の成果を發揮するのに最も容易な獎勵方法であり、また一校團結の氣風を強化し、愛校心を昂揚せしめるとともに、延いては所謂他流試合による戰闘的氣魄を旺盛にするので、むしろ機會を十分に與へて獎勵助長策をとつてゐることは、特筆すべきことである。しかし對校試合に長所ありとしても、戰時下のこと故、情勢に對處して種目等も戦力増強に必要なものを優先的に採擇するやうに企畫せしめつつあるが、特に試合場所は學校内運動場とし、入場料を徴收せしめず、しかもなるべく旅行を伴はざることを原則として實施せしめるやうに指導してゐる。

以上は「戰時學徒體育訓練實施要綱」の基本方針および大會、試合等に對する指導方策の主要であるが、この要綱中の支柱をなす訓練種目に就ては、學校當局は勿論、學徒にとつて最も關心をもつものであり、且つ影響も大なるものがあるので、これが選定に關しては慎重な研究と考慮が加へられてゐる。すなはち正課體育訓練には、それぞれ教授要目があり、訓練種目については、要目中の教材をそのまま實施すればよいが、課外の體育訓練種目は、いづれも從來各學校で選擇して實施し來つただけに、その再編成と整備は、各種目をめぐる傳統、沿革等があつて、單なる理論のみを以てしては解決し難い事情が伏在してゐた。しかし、いかに複雑な事情があるとしても、その儘放置さるべきではない。進んで訓練種目の再編成を斷行せざる限り、學徒體育訓練をして戦力増強の方向に指導することは困難であり、またその効率を期することも不可能である。すなはち文部省は、ここに鑑みてか、重點を置く訓練種目を明かにし、右の種目以外の運動競技は、學校長の教育的識見と學校當局の戰時意識に照へることとして、劃一的、機械的な決定を避けたものの、一應重點的に指向せしむべき種目を示したのである。

(三) 體育訓練種目の再編成

運動競技並に武道の種目を、國家的に統制することを妥當とする意見も尠くないが、とまれ當時の段階としては、かかる措置をとることが却つて角を矯めて牛を殺すこととなる恐れがあり、机上計畫に墮することを避けるとともに、徒らに排他的思想を醸成するよりは、振興助長すべき種目を掲げ、これ等の種目に力を注ぎ、更に學校内の施設、指導力、經費等に餘裕があれば、重點的に列擧せざる種目をも學内にて實施することは差支へなしといふ見解をとつた。殊に種目の採擇に當つて留意されたことは、外來の運動競技なるが故に、これを排除せず、一方日本的なる故をもつて無條件に採用することをせず、専ら一大決戦に備へるために効果的な種目を選定し、その特長をますます發揮せしめるやうに措置されたわけである。

大體、運動競技なるものは、いづれも本質的には、一つとして不可なる理由はないが、要するに直接戰闘に際して最も威力を發揚できる種目を列擧し、眞に大決戦下にふさはしいものに重點を置いたとみれば、何れに重心があるかは極めて明瞭である。随つて男子學徒の訓練種目は、行軍・戰場運動・銃劍道・射撃を戰技訓練とし、體操・陸上運動・劍道・柔道・相撲・水泳・スキー・鬪球その他適切なる球技を基礎訓練とし、さらに海洋・航空・機甲・馬事等の特技訓練を加へて三つに大別したが、就中戰技訓練に最も重點を置き、強健なる學徒はすべて必須的に實施するやうに強調してゐることは注目すべき方向といふべきである。無論、基礎訓練の種目中にも自から重點があり、體操・陸上運動と季節的ではあるが、水泳、スキーはいづれも戰技訓練の基礎として努めて全校學徒をして一人残らず實施せしめることを要求してゐる。特技訓練もまた直接戰技に連繫するので、施設、

資材、適性、指導力等の許容し得る限り、これまた全校生徒によつて修練すべきことが要望せられてゐる。
 なお今後、男子生徒が大會、試合等に參加する場合の一條件として、男子は綜合基本體力を測る體力量檢定初級以上の合格者に限定され、いはゆる一技一能の選手に止まることなく、兵士型の萬能的な活動力を全生徒に要求してゐる。

女子生徒の體育訓練種目は、體操・陸上運動・薙刀・弓道等の女子に適切なる武道および水泳・スキー・女子に適はしき球技を以て基礎訓練とし、健康なる「日本の母」を育成することに努めしめると同時に、海洋訓練を加へ、皇國女性もまた海洋に親しむ素地を養はしめることとしてゐる。

以上は文部省より大學高等專門學校長、道府縣長官に對して示した「戰時學徒體育訓練實施要綱」の要點であるが、實行上細部の諸點については、學校の種別、男女の特性、學徒の健康状態等を考慮し、必らずしも劃一的に規正することなく、文部省、學校當局および一般社會の理解ある協力と相互の援助によつて本要綱の目的達成を期さねばなるまい。

なほ高等學校修練要綱（昭和十八年三月文部省訓令第五號）中、體鍊要項は、「戰時學徒體育訓練實施要綱」とともに、大東亞戰爭下の文教維新にみる學徒體鍊の具體的指向として注目すべき要があるから、左に掲げて参考に資することとする。

高等學校高等科修練要綱（摘要）

三 體鍊要項

指導方針

體鍊指導ノ目標ハ修練ノ本則ニ則リ體鍊科、教練科ト一體的關係ニ於テ強靱ニシテ不撓ナル心身ヲ鍊成スルニ在リ

- 一 基礎體力ノ充實ト國防能力ノ増進トヲ主眼トシ之ニ基キテ指導計畫、行事企畫並ニ實施ノ適正ヲ期スベシ
- 二 團體的行動ニ慣熟セシメテ沒我協同ノ精神、敢爲邁往ノ氣象ヲ鍊ルト共ニ指揮統率ノ能力ヲ涵養スベシ
- 三 保健衛生ニ留意シ鍛鍊、養護ヲ一體トシ心身ヲ鍊成セシムル爲各自ニ夫々適切ナル目標ヲ與ヘテ指導ヲ加フベシ

實施要領

- 一 修練ニ於テ實施スベキ體鍊種目及區分左ノ如シ
 - (一) 必修體鍊ノ種目ハ體操、陸上運動、劍道又ハ柔道、行軍、戰場運動、銃劍道、射撃、水泳、雪滑（土地ノ情況ニ依リ選修ト爲スコトヲ得）トシ全員ヲシテ履修セシムベシ
 - (二) 選修體鍊ノ種目ハ前項ノ種目ノ外航空訓練、海洋訓練（機中訓練、馬事訓練、相撲、球技（蹴球、蹴球、送球、籠球ノ中適宜）弓道、水滑等トシ生徒ノ體位、個性、希望其ノ他ヲ考慮シテ適宜之ヲ履修セシムベシ
- 二 體鍊ハ常時體鍊及特別體鍊ニ分テ前項ノ各種目ヲ適宜按配シテ之ヲ履修セシムルノ外隨時警防訓練及集團作業ヲ實施スベシ
- 三 常時體鍊ハ早朝體操、全校體操及日課體鍊トシテ左ニ依リ實施スベシ
 - (一) 早朝體操ハ毎朝起床後在寮ノ全員ヲシテ行ハシムベシ
 - (二) 全校體操ハ體鍊科教授要綱ニ基キ毎日教授ノ間又ハ終了後ニ於テ全校一齊ニ行ハシムベシ
 - (三) 日課體鍊ハ教授終了後、夕食ニ至ル間ニ於テ之ヲ行フモノトシ必修體鍊ニハ一週二時間以上ヲ充テ選修體

鍊ニハ其ノ他ノ時間ヲ以テ適宜之ニ充ツベシ

四 特別體鍊ハ左ニ依リ實施スベシ

- (一) 新入學ノ生徒ニ對シテハ學年始ノ三月間ヲ基礎體鍊期間トシ嚴密ナル身體並ニ體力検査ノ結果ニ依リ各自ノ體位個性等ニ即應シテ毎日一時間以上體操、陸上運動等ヲ主トシテ指導ヲ爲スベシ
- (二) 酷暑及酷寒ノ季節ニ於テハ適當ノ期間適宜ノ修練ヲ實施スベシ
- (三) 適當ノ日時ニ於テ各種目ニ付大會其ノ他ノ行事ヲ行ヒ體鍊ノ成果ヲ發揚セシムベシ
- 五 警防訓練ハ防空訓練ヲ主トシ適宜關係方面ト緊密ナル連絡ノ下ニ之ヲ實施シ非常ノ事態ニ即應シ得ル活動ニ慣熟セシムベシ

六 集團作業ハ國民勤勞報國協力令ニ依リ實施スルモノノ外適宜之ヲ課スベキモ農耕作業ハ力メテ全員ニ必修セシムベシ

七 身體ノ情況ニ依リ生徒ヲ概ネ左ノ三種ニ區分シ夫々適切ナル目標ヲ與ヘテ之ヲ指導シ捷マズ努力體鍊セシムベシ

シ特ニ丙種ノ者ニ付テハ醫師ノ意見ニ基キ心身ノ情況ニ即應スル個別指導ヲ行フベシ

甲種 身體強健ニシテ相當高度ノ體鍊ニ適スル者

乙種 身體中等ニシテ通常ノ體鍊ニ適スル者

丙種 身體虛弱ナル者

注 意

(一) 防空防火用ノ器具、資材、設備等ハ月一回以上點檢シ之ガ整備ニ付遺漏ナカラシムベシ

(二) 集團作業ニ於テハ生産尊重物資愛護ノ精神ノ徹底ヲ圖リ土地ノ利用、器具ノ手入等ニ付留意セシムベシ

(三) 體鍊票ヲ制定交付シ生徒各自ノ體格、體力等ニ關スル事項ヲ調査記入セシメ自己ノ身體並ニ體鍊ニ對スル關心ヲ深カラシムルト共ニ自ら進んで自己ノ體成目標ノ達成ニ力メシムベシ

Ⅱ 國防教育

(一) 文教維新と國防教育

廣い意味での國防教育は、政治・經濟・文化・國民生活等のすべてが國防を離れて存在し得ぬ如く、教育もまた國防を基調として施設さるべきである以上、學校教育即ち國防教育と云ひ得る。しかしてかかる意味での國防教育の擴充強化のためには、官私に併立せる學校制度の改革を始め教育内容の刷新、教育者再教育、育英制度等の教育の綜合計畫化が、一日も速かに具體化されることに緊要であり、それは今日文部行政の當面してゐる最も大きな命題である。しかしここで述べんとすることは、かかる尤大な計畫教育の國防化の問題ではなく、狹義の意味における國防教育の實際的部面である。

「國防教育」について想ひ起すことは往昔領土を防衛すべき戰士として、農工商の一般庶民を指導すべき材としての武士を養成すべく設けられた所謂藩學教育である。當時の藩學教育機關の内容はおのづから文武兩道であつて、兵學一如、軍教一致の學風が儼然と確立されてゐた。しかるに明治維新と共にこれらの教育機關は廢され學校令が制定されるに及んで教育の内容もまた知學へ重心が置かれ、武學への修練は高等教育の進歩につれて後廻しとならざるを得なかつた。歐米智識の急速な吸集は、確かに當時の學校教育としては必要であつたし、知育優

先は近代國家建設途上における必須の措置であつたに相違ない。かくして文武不岐の士道教育が藩學に代つた學校からは影を薄めたが、兵制の確立と共に國民皆兵が制度化し、その指導教育の機關として開設された陸軍士官學校および海軍兵學校には、依然として文武一如、軍教一致の教育を實施されて來た。しかしかかる傾向は日清、日露兩戰役から第一時世界大戰を経て、近代國家として生成發展を遂げつつあつたわが國がさらに滿洲事變および支那事變につづく大東亞戰爭によつて、いまや高度國防國家、すなはち強力なる戰鬪國家體制の確立強化を絶對の至上國策とするに至つて、漸次その方向を是正せずにはゐなかつた。今日、全國の學校に學ぶ學徒は、男子はすべて壯丁として戰線に赴くべき義務があり、女子もまた銃後を守る國民として重要な任務が課せられてゐる。男子學徒は、いふまでもなく皇軍の貯水源地であつて、その學校教育が軍教育と密接なる聯繫の下に施策されることは、當然といはねばならぬ。兵學一體といひ、軍教一致といふことは、國民皆兵のわが建軍の見地よりますます強化さるべき學校教育の指導精神である。國防全からずして國家隆盛を期待し得ない以上、學校教育の振興は有り得ない。

(二) 兵學一如と戰時教育の轉換

文部省が今日當面しつつある文教維新に際して、何よりも速かに施策しなければならぬことは、學校當事者に對する國防教育理念の徹底であり、軍教一致、兵學一如の指導精神の浸透である。中等以上の學校は國家有爲の人材、すなはち國士養成の道場であると共に、今日の情勢下では、明かに豫備士官學校のごとき使命をも有してゐることを洞察せしめねばならぬ。そして、やがて壯丁として國防の第一線に挺身せんとする學徒に對

して、いはゆる文武不岐の指導を強化し、國體の明徴を通して近代戰に不可欠の科學の振興、就中理工學方面の科學振興を圖り、かくして心身鍊成を通して武力戰に備へんとする兵學一如、軍教一致の實踐力に培はしめなければならぬ。かかる意味において、明日の學校における國防教育の新らしき展開こそ戰力増強の根源とみるべきであらう。

學校教育にみる國防教育としての兵學一如、軍教一致の最大の重心が、第一に學校教練の振作におかれてゐるのは、青年學校・中等學校・師範學校・大學高等專門學校であつて、昭和十七年から國民學校體鍊科教授要綱中にも、教練が制定され、次代を擔ふ少國民にもその基礎的教育を實施することとなつた。國民學校から教練の基礎教育を行ふこととなつたのは、少國民の國防教育上一大躍進といふべく、近き將來における教育効果の發揚は大いに期待すべきものがある。

學校教練の目的及び訓練要綱は、昭和十二年文部省訓令第二十六號を以て定められたが、さらに昭和十六年十一月廿七日文部省訓令第三十號を以て左のごとく改正された。

- 一 教練ハ學生學徒ニ軍事的基礎訓練ヲ施シ至誠盡忠ノ精神培養ヲ根本トシテ心身一體ノ實踐鍛鍊ヲ行ヒ以テ其ノ資質ヲ向上シ國防能力ノ増進ニ資スルヲ以テ目的トス
- 二 學校教練ハ其ノ目的達成ノ爲左ノ要綱ニ依リ訓練シ其ノ成果ヲ學生生徒ノ全生活ニ具現實行セシムベキモノトス

- (一) 國體ノ本義ニ透徹シ國民皆兵ノ眞義ニ則リ左ノ德性ヲ陶冶スベシ
- (イ) 禮節ヲ重ンジ長上ニ服従スルノ習性

(ロ) 氣節、廉恥ノ精神、資質剛健ノ氣風

(ハ) 規律節制、責任觀念、堅忍持久、淵達敢爲、協同團結等ノ諸徳

(ニ) 旺盛ナル氣力、鞏固ナル意志、強靱ナル身體ヲ鍛鍊スベシ

(三) 皇國民トシテ分ニ應ジ必要ナル軍事ノ基礎的能力ヲ體得スベシ

以上のごとく學校教練の目的と訓練要綱によつて、現下學校における國防教育の指向すべき點を明瞭にしてゐるが、その教材としては、各個教練・部隊教練・射撃・禮式・指揮法及び教育法・陣中勤務・補助教材・軍事に関する講義が舉げられてゐる。今や學校教練は、わが國學徒にとつて必修の國防教育として實施され、學校長は陸軍現役配屬將校を指揮監督しその振作に當つてゐるが、滿洲事變・支那事變・大東亞戦争を通じて學校教練の效果は隨所に發揮されてゐる。大學高等專門學校、師範學校、青年學校教員養成所等における學校教練の要目を左に摘録しやう。

- 一 各個教練
- 基本及ビ戰鬥(小銃、輕機關銃、擲彈筒) 歩兵操典ノ課目全部
- 二 部隊教練
- (密集) 歩兵操典ノ課目全部
- 1 分隊及ビ小隊(攻撃、防禦) 2 中隊(攻撃、防禦、夜間戰鬥) 3 大隊以上(攻撃、防禦、追擊)
- 三 射撃
- 1 射撃操行演習 2 狹窄射撃 3 基本射撃
- 四 禮式

- 1 各個及部隊ノ敬禮 2 閱兵、分列
- 五 指揮法及教育法
- 1 戰鬥間中隊長以下各隊長ノ動作 2 陣中勤務ニ於ケル中隊長以下ノ任ズベキ各級指揮官ノ動作 3 助教、助手ノ動作
- 六 陣中勤務
- 連絡(語句及文書ノ傳達、行軍間ノ遞傳等)
- 1 傳令、連絡兵
- 搜索(駐軍及行軍間ニ於ケル兵ヲ長トスル斥候)
- 1 斥候
- 警戒(行軍間ノ警戒ハ尖兵中隊、駐軍間ノ警戒ハ前哨中隊)
- 1 行軍間ノ警戒 2 駐軍間ノ警戒
- 行軍(約八班ノ背囊入組品ヲ爲シ一時間四軒ヲ標準トシ内二時間ハ十二軒連續行軍ヲ行ヒ一日全行程四十軒ノ行軍)
- 1 行軍實施ノ要領 2 行軍力ノ養成
- 宿舎及輸送(飯盒炊事、天幕使用法、村落露營、鐵道及船舶、自動車輸送等)
- 1 宿營及給養 2 輸送
- 七 補助教材
- 戰場運動
- 1 駢歩及急歩 2 早駢 3 幅(高)跳 4 扛學、運搬 5 手榴彈投擲 6 障礙通過
- 銃劍術

- 1 基本動作
- 2 應用動作
- 距離測量、方位ノ判定、地圖ノ利用
- 1 步測 2 距離目測 3 方位判定 4 地圖ノ利用 5 要圖調製
- 防毒及救急法
 - 1 防毒法 2 止血法 3 繃帶法 4 人工呼吸法
- 兵器取扱保存及手入法
 - 1 三八年式歩兵銃及付属品 2 三〇年式銃剣 三〇年式歩兵銃 4 刀及喇叭 5 其ノ他ノ兵器器材

軍事常識

- 1 術科教育ニ關聯スル須要事項

軍事常識

- 1 國防及國土防衛 2 皇國軍制 3 主要兵器ノ概要 4 軍隊生活 5 其他

しかしして最後の講義に於ける軍事常識では、中等學校程度に對しては陸軍各部隊の性能、艦船の種類性能、陸軍幼年學校・少年航空兵・戰車兵・防空兵・觀測兵等の概要等を、高等專門學校に對しては、右のほか列國軍事と技術の趨勢、列國青少年軍事訓練の現況等について一層廣汎深遠なる理解を與へると共に、大學には國防と軍備との關係からみた皇國の國防力の問題等に關しさらに深刻なる認識を與へ、政略と戰略との關係、軍動員、軍需動員、國家總動員並に警保一般、防諜等時局に即應し國家の指導階級として必要なる軍事常識を附與することを目指してゐる。なほまた軍事常識の教育には努めて戰史を引用し學徒の認識をますます深からしめることとし

てゐるが今日各學校報國團に於ける鑑鍊部の活動は、すべて學校教練教授要目の教材を中心に連繫をとり、その適正なる運営を企圖してゐる。

次に學校教練は、毎年教授時數を百時間乃至六十時間とし、別に毎年野外演習日數を七日乃至四日に規定してゐるが、文部省は數年來、學校聯合野外演習を主催し、昭和十七年は淀川南岸の河内平野で關西地方大學專門學校を南北兩軍に編成し學徒の飛行機・騎兵・機甲・通信各部隊等も参加し、立體攻防戰を展開、また筑後平野の烏栖を會戰地として福岡・佐賀、長崎の北九州三縣中等學校聯合野外演習を實施、大いに學徒の士氣を鼓舞したが、昭和十六年は習志野、下志津原頭に東京方面の大學專門學校學徒一萬五千を動員し、軍教一致の訓練を演練した。

（三） 戰技必修と實踐教育の振興

かくのごとく學校に於ける國防教育は學校教練を中軸として新しき展開を示しつつあるが、大東亞戰爭の熾烈なる進展に伴ひ、學校教練の基礎訓練たる學徒の體育訓練についても、その實施の目標を戰力増強に置き、訓練種目の兵學連繫の戰技に重點をおくやうに刷新された。随つて今日の學徒體育訓練は、明かに國防教育の一環をなし、兵學一如の指導精神の下に運営せられつつあるわけである。國防教育の浸透は、さらに學校報國團に於ける特技訓練を充實強化せしめ、飛行機および滑空機(グライダー)による航空訓練を初め海洋教練、機甲訓練、馬事訓練、通信訓練、防空防護訓練等を加へて來た。

しかも昭和十八年六月廿五日、閣議に於て「學徒戰時動員體制確立要綱」が決定されたことはこの學徒の國防

教育に大きな筋金を入れ、學業、訓練、勤勞を一貫する兵學一如の鍊成内容の飛躍的擴充を期したものであつた。以上の趣旨によつて現に逐次實施しつつある學徒國防教育に關する施設概要を紹介しやう。

まづ空の決戦に備へるため、學徒航空訓練については特に重點を置き、その基礎教育として滑空訓練（グライダー）を強化してゐる。文部省が滑空訓練に指導獎勵の必要を認めて調査研究に着手したのは昭和十年、同十三年には中等學校から大學高等專門學校に對してその實施を期することとなり、昭和十五年體育局開設と共にこれが指導監督を強化、同十六年には學校教練要綱の改正に伴ひ、學徒の滑空訓練を學校教練の一部と認めて正課授業中に加へた。かくて學徒の滑空訓練は正課及び課外に於て實施され、その指導要領も左のごとく定められた。

- 一 目的 學生生徒ニ對シ滑空訓練ヲ實施スルハ身體ヲ鍛鍊シ協同一致ノ精神ヲ體得シ、心膽ヲ鍊リ航空技能ノ涵養ト理科的知識ノ實際化ヲ圖ルト共ニ航空ニ關スル知識ノ普及發達竝ニワガ航空國力ノ增強ニ資セントスルニアリ
- 二 指導組織 學校教員タル滑空訓練指導者ノ養成ニ關シテハ文部省ニ於テ行フテ原則トシ、學校ニ於ケル滑空訓練ノ實施ハ正課訓練トシテハ學校教練中ニ於テ、課外訓練トシテハ學校報國團ノ組織ニ於テ指導スルモノトス
- 三 教程竝ニ課程 學校教育トシテ實施スル訓練ハ文部省制定ノ教程ニ據リ中等學校生徒ハ初級訓練ヲ、大學高等專門學校學生生徒ハ初級、中級及ビ高級訓練ノ課程ヲ修メ、進ミテハ飛行訓練ヲモ實施スルモノトス
- 四 指導資格 學校教育トシテ實施スル滑空訓練ノ指導者資格ニ關シテハ、特ニ滑空訓練ニ關スル教員資格

規定ノ制定ナキニ依リ、現狀ニ於テハ一般ノ資格ニ準據セシム

五 器材ノ型式 學校教育トシテ實施スル滑空訓練ニ使用スル滑空機ニ關シテハ、文部省ニ於テ制定、又ハ承認シタル型式又ハ規格器材ニヨルモノトス

以上の指導要領を基準とし、近年國民學校兒童には模型航空機教育を施してゐるが、中等學校以上の學徒滑空訓練の現況は、昭和十年以來逐年増加し着々進展の跡を示してゐる。

年 度	實施校數	指導者數	使用機數	訓練員數
昭和 十年	六		七	
昭和十四年	三一〇	二七三	三三六	
昭和十七年	九九七	七八五	一、三六五	三九、六二三

滑空訓練及び飛行訓練については、文部省は航空戦力増強の緊要性に鑑み、陸海軍、逓信省、大日本飛行協會等と協力し、その整備充實に努力してゐるが、學校報國團中にも殆んど滑空班、飛行班が設けられ、殊に大學高等專門學校航空鍊成團の活動は、大東亞戰爭の決戦下陸海軍へ學徒荒鷲の進路が拓かれてよりますます活潑となり、滿洲建國十周年に際して新京へ飛行し、昭和十八年夏には内地一周の長距離編隊飛行に成功、各地に學徒荒鷲の意氣を示した。

次に海洋教練は、學徒をして海洋に關する正確な認識を附與し、海洋發展に必要な教育訓練を施し、海洋國民たる資質を鍊成せしめるため、文部省、海軍省相計り、大日本學徒海洋教練振興會を組織し、中等學校以上大學高等專門學校學徒に對して左のごとき教練事項を講習、昭和十八年度は海軍鎮守府、海軍航空隊等の施設を海

洋道場として、約四萬人に実施すべく着々進捗中である。殊に海洋國家として四面環海の皇國將來の發展は、懸つて海洋制覇にあり、しかも苛烈なる大東亞戰爭は、海洋制空權掌握にあるので、海洋航空には一層重點を置いて指導しつつあるわけである。學徒海洋教練の目標は、第一に海洋精神の強化、第二に海洋智識の向上、第三に海防教練の普及、第四に指導者たるの訓練の五點に歸著するが、訓練項目は左の通りである。

- 一 運用事項
短艇(舟)撓漕、帆走、漕漕及保存手入、機動艇操縱運用及保存手入、短艇隊機動艇隊運動法概要
- 二 航海事項
關係水路圖誌、器具、天象、地象關係事項概要、地文航法の概要、天文航法の概要
- 三 海洋航空事項
航空機の種類、機能、航空機使用の概要
- 四 造船、造兵、造機事項
造船原理、造船造船大意、艦船兵器の概要、船用機關、電機大意
- 五 海運事項
船舶、港灣、運輸、海運政策
- 六 水産事項
漁撈、漁場、漁獲法、増殖、加工等
- 七 通信事項
形象、電氣通信の概要

- 八 職務事項
軍事學、哨戒監視
- 九 海洋文化事項
海洋史、海戰史
- 十 其他練成事項
救急法、水泳、艦船見學及便乘、艇等

次に機甲訓練は、滿洲事變・支那事變・大東亞戰爭を通じて近代戦に於ける科學兵器の進歩に伴ひ、機甲兵力の増強上極めて喫緊である。文部省は昭和十八年から學徒機甲訓練についても積極的に施設することとなり陸軍省及び機械化國防協會の協力の下にまづ大學高等專門學校報國團機甲班または自動車班の幹部學徒に對し陸軍戰車學校、陸軍騎兵學校で機甲訓練講習を開始した。その指導計畫は左の通りである。

- 一 機甲兵器ニ關スル訓練ハ、主トシテ戰車發動機構造機能ノ概要ヲ、其他ハ取扱及操縱ノ要領ヲ習得セシム
 - 二 軍隊内務班ノ訓練ハ特ニ至嚴ナル軍紀心ノ養成ニ努ムルト共ニ相互ノ融和團結ニ留意ス
 - 三 保育ニ關シテハ積極的ニ鍛鍊シ以テ強靱ナル體力氣力ノ養成ニ努ム
- しかして學徒機甲訓練は、從來の快適なる操縱第一主義を排して、飽くまで油にまみれつつ發動機分解、結合及び組立、聯動機變速機の分解、曲軸辨の摺合等はゆる下積み、整備工術から入門して、最後に機甲兵器を駆して行軍、戰闘教練を實施、機械化國防思想の普及に努め、學徒に對して鐵牛部隊の訓練を與へるのである。
- また馬事訓練も、文部省は馬政局、日本馬事會と協力して、昭和十八年度から從來の學生馬術競技主義を一擲

し、學徒をして全般の乘襲使役技能の向上を圖ると共に、馬の保育管理等一般馬事に通曉せしめ、實戰に即應せしめ騎乘錬成、騎乘行軍等一體の修練に指導方針を置くこととなつた。
通信訓練も、學徒國防教育の一環として實施することとなり文部省は逓信省、通信協會等と協力し、通信機の構造、通信技術の普及を目標に昭和十八年から着手するが、防空防護訓練についても學徒をして毒ガスの性情と檢知、制毒並にガス傷害の救急、ガス警戒、家庭防護等ガス防護教育を徹底すると共に學校報國隊防空勤務については出動計畫を樹立し、適時學校に於て防空警報の受領及び傳達・防空監視・交通整理・防毒・救護應急工作・配給・傳令及び連絡・消防・燈火管制の指導等にわたつて訓練を強化、敵機襲來に備へて國土防衛に鐵桶の陣形を固めてゐる。

最後に學徒の國防教育として、集團勤務作業を強化擴充し、學徒をして食糧の増産運動に、飼料資源の開發に、木炭増産運動等飽くまで實地教育を行ふこととなり、さらに彈藥調製等國防事業にも參加、單なる奉仕にとどまらず昭和十八年夏季の如きは全國各工場に、農村に學徒勤務總進軍を開始し、尊き汗を以て戦力増強に旺盛不屈な活躍を示した。

航空訓練といひ、海洋教練、機甲訓練といひ、いづれも學徒に對する國防教育の實踐事項であり、その指導理念は飽くまで文教維新の旗印の下に軍教一致、兵學一如——換言すれば文武兩道の一體的振興にほかならぬ。かくの如く今日の學校に於ける國防教育は、極めて廣汎であるが、その指導者としては差しあたり以上述べた程度の訓練には、十分對應できる指導原理と實踐力が出來上つてゐなければならぬ。

Ⅱ 科學教育

(一) 過去に於ける缺陷

いま、祖國日本は皇國鍊成といふ未曾有の課題に直面してゐるが、その一環として、これまで十分には顧みられなかつた科學、技術の新しい躍進がいよいよ求められてきてゐる。科學、技術に携はるものは一層奥深い自己反省に沈潜しつつ、在來よくあつた歐米追隨流のもの見方、考へ方を克服してゆくべきであり、それと共に明日の科學は日本を正しく、確實なものとしてゆき、皇國の悠久な發展に資するためには科學教育、技術教育を全面的に刷新してゆくやうに心を碎くべきであると思ふ。

(イ) 知育と徳育との分離

一體科學教育には學校に於ける科學教育と社會に於ける科學教育の二つの側面があることいふまでもないが、これら二つの分け方は決してばらばらに切り離されてよいものではなく、どこまでも一貫性のあるものでなければならぬ。われわれとしては、先づ何よりも學校における科學教育に中核を置き、その向ふところに基いて、社會における科學教育も進められ、育てられてゆかねばならず、兩者が打つて一丸となつて、強力な組織體を形成

してゆかねばならぬと考へるものである。それでここでは主として學校における科學教育について論ずることとし、先づこれまでもういふ點に缺陷があつたかを三つの點に要約して記して見たいと思ふ。(科學教育と密接な關係に立つ技術教育については随時に述べることとした。)

その第一は、最も根本的なことであり、科學教育に限らず、教育全般について當てはまるものであるが、知育と德育の機械的分離といふことである。その結果一方においては、大變形式的な羅列注入的知識教育が行はれてゐるかと思ふと、他方では稍々もすれば紋切型の道徳教育が横行するといふやうな悲惨な事態もあつたのである。であるから、かねてから日本を憂へる一部の人の間では「知育偏重」といふやうな批難も行はれたのであつた。何分これまで知識教育といへば道徳教育といふやうなものとの何の關係もない、更にその上に毎日毎日の生活の營みに對して何の役も立たない知識を無暗に詰め込むといつたやうな形式一點張の知育に墮したことを思へばこれまた止むを得ないことといふべきである。もともと教育は全一的なものであつて、德育とか知育とかいふ分け方もいはば便宜上のものに過ぎないのである。知識教育も本當に活かされるならば、徳性を、道徳を、養ひ育ててゆくのに大變役立つものであるし、德育にしてもそれが本當のものである限り非常な考へ深い知的味はひ、閃きを失ふやうなものである筈がないのである。むしろこのやうに知育と德育とを機械的に切り離してしまふ考へ方そのものに歐米の輸入思想、植民地的思想があることを、われわれは深く省みるところがなければならぬと思ふ。

(ロ) 既成の知識體系の形式的把握

次にこれまでの科學教育においては、既成の科學的知識をただ盛澤山に、抑揚もなく平板式に教へ込むことに

徒らに急であつて、さういふ科學的知識がどんな筋道で育てあげられたのであるか、又われわれ日本人として、どういふ仕方でこれを探り入れ、生活の糧として生かしてゆくかといふやうな點は殆んど顧みられなかつたといふことが云へると思ふ。であるから例へばある一つの事柄についての知識を憶えてゐるとすると、習ひ憶えてゐる限りのところではいろいろの問題を處理することはできるが、少しでも新しい事柄に出會ふと、手も足も出ないといふやうなことになるのである。元來科學知識を學ぶといふことは、このやうに出來上つたものを紋切型に憶え込んで、徒らに盛澤山な知識を誇るためのものでは決してないのである。さういふことなら、態々學校に通ひ、時間をかけて教科書を學ぶほどのことはない。どこの本屋にも賣つてゐる百科辭書一冊でも備へてをけばそれでよいのである。もちろんわれわれは所謂博識を何から何までいけなさいといふのではない。或る程度までそれは確かにあつていい。しかし問題はわれわれがもつ知識の奥行如何にあるのである。科學教育において正しい知識を錬成してゐる限り、それがどんな知識であつても、十分に味はひつくされたものであり、科學的な心構へと深く結合されたものであるならば、それも武器とし、手掛りとして新しいものごとの探究に進む勇氣をもつやうになる筈のものである。よくわれわれが目頃接する教師や學生生徒たちのいふ言葉に、「習はないから分らない」といふのがある。これはいまのべてゐる科學教育の缺陷を如實に示してゐるものだと思ふ。ものごとの道理を知り、知識を深めながら、それを手掛りとして、進んで新しい道理を探り求め、新しいものごとを創り出してゆく、「習はなくても分るやうにしてゆかう」といふ訓練を與へてゆくことこそが明日の科學教育の中心でなければならぬのである。

尙、ここに注意しておきたいことは、近ごろ科學精神とか科學する心とかいふやうな言葉が用ひられるやうに

なると、ある種の人々は科學知識などなくてもよい、科學する心だけあればといふやうな大變誤つた考へ方をしてゐる點についてである。何よりも二つの場合にはむしろ科學精神と科學知識とを別々に取扱ふといふ根本缺陷をもつてゐる。かへつてこれまでの教育では知識と精神とが正しく結合されなかつたところに大きな難點があつたのである。科學知識そのものを十分に學び、味ひながらその中に逞しい科學精神を體察してゆくやうに科學教育は行はねばならぬのである。

(ハ) 科學と技術との遊離

以上二つの缺陷の外にもう一つ強調しておかねばならぬ點は、科學と技術との間に十分な結びつきがなかつたといふことである。いふまでもなく「ものごとを知る」科學と「ものごとをつくる」技術との間には常に密接不可分の關係があるのであつて、このことについては科學史のいろいろな部面から幾多の實例を引き出すことができる。更に現在技術方面の問題に直接つき當つて見ると、眞に新しい技術を創りだすためには、立ち入つた理論がなければならぬことがはつきり知られるのである。序ながら一例を示しておかう。それはドイツのエナにある世界一の硝子工場であるツァイス會社の建設記の一節であるが、これについては最近譯出された「硝子の驚異」といふドイツの生産文學書によつても知ることが出来る。工場主のカール・ツァイスはめづらしく勝れた技術者で、知識慾も熾んな人である。はじめ所謂熟練工を雇ひ入れて顯微鏡製作といふ仕事をやり出すのであるが、どうも昔風の職人式やり方ではどうにも改良進歩ができないので、自分で顯微鏡に關する學理を勉強しはじめ、光についての學問のこと、レンズに關する學理、又それに必要な數學のことなどを乏しい力を注ぎ出してしらべ

る。他の學者からもいろいろ教へをうける。かうして昔流儀の製作法を少しづつ改良し、當時では出色な顯微鏡をつくつて、當時の生物學研究にも大きい貢獻をする。しかし向上心の強いツァイスは賞められれば賞められる程、少しも誇らず益々學理と技術との兩方面に精進をつづけ、又協力して仕事を進めてくれる學者を求めてゆき、漸く青年科學者エルンスト・アッペを見出す。アッペはそのころめづらしい學者で、ツァイスと氣心が合ふとすぐ大學の研究室を去り、仕事着をつけて工場に飛び込んでゆき、それからまことにめづまれた科學と技術の協力的開拓事業がはじまるのである。ツァイスが技術そのものの指導と工場經營の仕事に携はると、アッペは現場からの要求に即應しながら光學機械に關する學理を立ち入つて研究する。ツァイスはその成果をあせらずに待つてゐる。やがて基礎研究が成功するとそれをすぐ現場にもつて、これを武器としていろいろな改良製作をやつてゆく。かうして世界に冠絶するツァイス工場は見事に形づくられドイツの興隆に大きな役割を果すこととなるのである。次のアッペの言葉は甚だ示唆的であると思ふ。「どんなものを持つてきても、正しい理論以上に實際むきなものはない。」

かやうな科學と技術の結びつきは、これまで科學教育、技術教育ではあまり取り上げられてゐなかつたといへる。事實國民學校や中學校の舊教科書を掃くとき、徒らに抽象的な、體系的敘述が多く技術方面の材料などは十分解説されてゐないのに、工業學校方面にはいろいろな道具、機械の名稱やそれらの機構などについては一應の説明をしてあるが、ほんとうにその機械なり、それを生産した技術なりの基礎である科學的な心構へとか科學知識とかについてはあまり問題にされてゐなかつたのである。

(11) 新しい科學教育への道

(イ) 國民學校を中心として

さて、これまでにあげた諸缺陷を是正するにはどうしても科學的教育の刷新に對して熱意ある人々の協力に俟たねばならぬこといふまでもないが、同時に科學教育、技術教育行政に責を負ふ當局としてもこれらの缺陷を見抜き、新しい構想で發足しなければならぬのである。幸ひにして、文部當局でもこの點に力を注ぎ、一昨年國民學校發足以來、著々科學教育の新しい指標が樹立されるやうになつてきたし、科學教育と技術教育との密接な繋がりがりもそこで見られるやうになつてきたのである。即ち國民學校に於てはその中心眼目である「皇國民の基礎的鍊成の知的一翼として科學教育、技術教育が採り上げられてをり、主として理數科で學科教育を、又これと密接な連絡の下に藝能科中の「工作」で技術教育を行ふことになつた。これに關しては、算數・理科・工作の各教師用書に行き届いた根本方針が示されてゐる。先づ理數科においては、日本國民として必要な知的働きを健かに伸ばしてゆくために、正確に考へ、的確にものごとを處理する力を得させて、これを生活上の實踐に導き、合理創造の精神を涵養するといふ目標の下に、他のいろいろな學科とも十分聯關を保ちながら、少國民達の生活の中から、理科學的なもの、數學的なものを無理なく引き出せるやうに編成されてゐる。しかも廣義の科學精神を合理創造の精神として次のやうに規定してゐることは甚だ適切である。

ものごとの正しい見方、考へ方、扱ひ方が身につくやうに修鍊せられるときは、ものごとの「すじみち」、「こ

とわり」を見出し、これを辨へ、これに循ふ心が養はれ、更に新たなるものごとを創造せんとする心が啓發せられる。これが所謂「合理創造の精神」である。更に進んで「理數科は、かくして國民の隨ふべき道の理論的方面を主として修鍊させるものであるが、決して情意的方面と切離して考へてはならない。觀察、思考、處理について考へても、ものごとに対しては、最も素直な心でしかも、強く正しくはたらきかけることが基礎となつてゐなくてはならない。つまり、「まこと」の心に基づかなくてはならないのである。又、合理創造の精神について考へても、この精神は單に理性のみの關與するものではなく、眞實なるものを追求し、新なるものを創造せんとする情味豊かな且、熱意の籠つた精神である。又道理に循はうとする謙虚な精神でもある。即ち、合理創造の精神は、皇國の道の實踐を貫く國民精神の一つの相である」とはつきりいつてゐるのである。

然らば「工作」の指導精神にはどのやうなことが強調されてゐるであらうか。先づ「藝能科工作の目的は、物品の製作に關する普通の知識技能を得しめ機械の取扱に關する常識を養ひ工夫考案の力を培ふに」あるとして、次のやうな説明を試みてゐる。「物を作ることは、技能の修鍊と共に精神を訓練し心技一體、知行合一の眞摯な實踐的性格を作ることとなるのである。わが國民は古來より仕事に對する勤がよく、且つ器用な國民として知られ、隨つて物品の製作についても夙に優秀な能力を示してゐるのである。……しかし時代の進歩に伴ひ一面に在來の長所をいよいよ發揮せしむると共に單なる名人氣質の器用さや、天才肌の勤のみに終始することなく、工具、機械に、材料に、形體、色彩に、構造、機能に、新時代に相應する積極的態度を失はず且つ計數に基く精密なる工夫創造の力を養ひ、常に正確なる製作の指導につとめねばならぬのである。」「工夫考案は飽く迄科學と現實とに即してなされなければならぬ。想像力を逞うして現實より飛躍せんとすることは兒童の特質であつて、こ

れを萎縮せしむることなく適切に指導して將來の進歩發展の契機となさしめることは必要であるが、徒に空想に走り、夢想に耽り奇を求め、異を樹てて實踐的修練を疎にするが如きは工作教育に於いて最も戒むべきことである。「技術は直覺的であると共に、合理的でなくてはならず、随つて理數的な原理の應用としての性質を多分に含むものである。この點に於いてもまた理論的であると共に直覺的な態度を重んずる理數科の修練と相通するものがある。……要するに理數科の目的とする合理創造の精神の養成は藝能科に於いても忘るべからざるものである。」

われわれは久しく科學教育、技術教育が外國の植民地的性格の中に育てられてきたことを残念に思ふものであり、何とかこれを改新したいと願つても來たが、國民學校の發足と共にこれまで述べたやうな目標、方針の下に科學及び技術教育革新の具體化が行はれたことを心から喜ぶものである。もちろん教育要目や教科書だけが改善されたからといつて、直ちに教育刷新の具體化が達成されたとは考へぬが、何といつても國民學校の教育は影響するところが極めて大きく、又教科書の占める役割も相當大きいことを考へると、ともかくこの部面で優れた改革が企てられたといふことは、上級諸學校、更に社會各方面における科學教育全體の刷新強化に黎明の光を投げけるものとして甚だ重要視しないわけにはゆかぬのである。

(ロ) 中等以上の諸學校並に社會における科學教育

國民學校の勝れた發足、その一翼としての科學及技術教育の改造はこれまで説いたやうに漸くその緒についたばかりであり、貸すに時をもつてするならば、漸次好結果を生むことと期待されるが、この場合何としても國民

一般の十分な理解と協力とがなければならぬことを強調したいと思ふ。普通教育の部面こそ國民としてのあらゆる教育の基礎に培ふものであるから、國民學校教育は中等學校教育の下級に立つものであり、中等學校教育は專門學校、更に大學教育の下級に立つといふが如き、俗解はどこまでも拂拭してかからねばならぬ。むしろ國民學校教育の根本方針を漸次中等學校・師範學校・高等專門學校の教育精神に盛り込むことが大切なのである。このやうな構想をも附加して、文部省では昨年度は中等學校・師範學校・高等學校の教授要綱を決定發表し、前二者の教科書は漸次國定となりつつあり、現在更に進んで實業學校・實業專門學校教授要綱の作成、又前者の教科書編纂に進みつつある。ここでその詳細を語ることはできないが、國民學校に直接關聯の深い中等學校における理數科要目の改正にのみ觸れば、理數科全般を通じて重點とするところは次の四點に歸著する。第一、既成の學問體系に拘泥することなく、生徒の理智的能力を伸張するに必要な新しい構想を盛つたこと。第二、教材の選擇を國民の日常生活に有效適切なる事項、産業及び國防上重要な事項、識見の長養に資すべき事項の三點においたこと。第三、觀察、實測、作圖等の具體的操作を學習の基礎として知行一如の修練と發見創造の力の養成に力點を置いたこと。第四、直觀を重視すると共に抽象、分析、綜合の鍊磨を期したこと。

これらを見ると、直ちに看取されることは、國民學校教育の中心思想が十分盛り込まれてゐること、從來輕視され勝ちであつた對國民學校理數科並に工作教材との十分な連繫を強調してゐること、等について中等學校教育改造における重要な要素をなしてゐるといふことである。このことは、新制師範學校、更に又高等學校教授要綱作製に際しても留意されたところであつて、このやうに學校の程度、目的の相違によつてくるそれぞれの特性をもたせると同時に學校教育の大本である「皇國民の鍊成」の知的一翼として既記の如き新しい科學教育の向ふと

ことを明かにしてゐるのである。

學校に於ける科學教育、技術教育において次々と果された改革を眞に意義あらしめるには、何よりも教員の再教育に關する基本方針を確立し、これを速かに實施に移すことであり、次に科學及び技術教育に必ず伴ふ諸設備用資材の彼此融通、活用、進んでその生産確保といふことであらう。これらは何れも當局並に教育界において鋭意考究されてゐることであり、部分的には著々成果をあげつつあるが、時局の緊迫化と共に一層急速且抜本的な對策を樹立する必要があると思ふ。次に學校における科學教育と密接不可分の關係にある社會における科學教育についても最近各方面で注目され、漸次向上の一途を辿りつつあることは喜ばしい。就中、國防訓練の強化、戰時生活設計の樹立、厚生の諸問題の解決等に關聯して叫ばれてゐる「國民生活の科學化」といふ問題について關心をもち、その實踐運動に乗り出す有識者の多きを加へて來たことは注目される。われわれはこれらの動きをどこまでも學校教育面の刷新と相補的なものとして、組織的に強化し助長してゆくべきであると思はれる。物心兩面に互る健康にして明朗な國民生活の樹立に際して皇國精神の一翼である、科學精神の組織的鍊成訓練はたしかに獨自な、そして又謙虚な役割を果すものだからである。

(三) 明日の科學日本のために

科學及び技術教育が大東亞の建設に最も重要であることは、もはや議論を超えた事柄である。教育行政に携はる人々は勿論のこと、科學教育家、技術教育家も、愈々この光榮ある、そしてきびしい「時務」を思はねばならぬ。眞に國民文化の基底として、國民教育を再建し、深化してゆくために政治家も、教育行政に携はるるものも、

國民一般も、總力を傾けてゆかねばならぬのである。科學及び技術教育の刷新はもうそのスタートを切つてぞり、黎明は訪れてゐる。改革の大目標は既に明示されてゐるのである。鐵は赤い中に鍛へねばならぬ。この際、徒らに學者のみを尊敬しながら、ややもすると教育者を輕視する如き一般の風潮については、その蒙を啓くためにあらゆる努力を致さねばならない。と同時に教育者、特に科學及び技術教育者は「卑屈」を克服して、教育者として祖國に奉ずる、謙虚なる確信に改めて立つべきであらう。フランスにおける愛國の科學人バストゥールが愛弟子に書き送つた次の言葉はこの際甚だ示唆的である。實にそれは普佛戰爭直後の悲痛な叫びであつたのだ。「ああわれわれ學者が國民教育組織の貧困に嘆いたのは何と當然だつたではありませんか。われわれの現在の窮境の眞の原因はおよそそこにあるのです。若しわれわれがこの災禍から再び立ち上るとしても、われわれは政治家が、猶事柄の核心を把握せず、徒らに政體だとか抽象的な政治問題の際限のない論争に耽るのを見るでせう。五十年來、われわれは諸科學を、それ等の發展の諸條件を、更に偉大なる國民の運命に與へる科學の重大な影響を、國家の權威を振起するに役立つあらゆるものを、すつかり忘れてしまつてゐたことを悔んでゐるのです。」

明日の科學日本は、科學及び技術教育の成否にかかつてゐるといつても過言ではない。皇國民鍊成の一翼としての科學及び技術教育はどこ迄も振起してゆかねばならぬ。教育の實際に當るものはこのきびしい現實の要請に目覺めねばならぬ。教育行政家は、行政の事務屋に終つてはならぬ。何れの側にも、新しい皇國民としての協力的道義が問はれてゐるのである。科學及び技術教育の次々と果されてゆく新しい組織化はかかる道義性に、徳性に、裏打ちされねばならぬ。そうしてこそはじめて明日の科學日本の力強い展開を望むことができるからである。

V 社會教育

(一) 時局と社會教育

前古未曾有の難局に際會して世界の情勢は刻々に變化し、戰局は益々悽愴苛烈の度を加へつつあるために、われわれの注意は兎もすれば當面の問題にのみ奪はれて大局の見透しを失ひ、徒らに不安焦燥の念に驅られて自ら偉大なる建設途上の戰士たるの誇りと責務を忘れる虞れなしとしない。われわれは常に光輝ある二千六百年の歴史の上に、更に大いなる世界史的建設の重大任務を遂行しつつある自覺を以てあらゆる困苦缺乏に堪へると共に新時代の擔當者としての實力の涵養發揮に遺憾なきを期せねばならない。決戦下尙教育の重要性が叫ばれる所以はここにあるのである。然しながらこのことは決戦下においてもひとり教育のみは平時の状態に留まるべしといふのではない。既に學校教育が決戦型に切りかへられつつあることは周知の通りである。學校教育と相並んで教育の二大分野を劃する社會教育についても亦同様でなければならぬ。否廣く國民大衆を對象として、その日常生活の間、實際生活に即して行はれる社會教育こそは、當然學校教育以上に時局の進展に即應して敏速に切りかへられる必然性をもつものである。

一方においては國民生活の變化に應じ、思想的動搖に對處するの考慮と共に、他方においては國民教養の水準

を高め、高度國防國家の要請に應へ、更には大東亞の指導者としての責務を完うせんがために、既に支那事變の發生以來著しい變貌を呈しつつあつた社會教育は、決戦下更に一層大なる時局即應體制の整備の必要に迫られてゐる。嘗ては通俗教育の名の下にはあつたけれども、日清、日露、更には世界大戰と、重大時局を経過する毎に飛躍的進展を遂げて來た社會教育は、今や未曾有の重大時局に際會して愈々使命の重大性を加へつつある秋、よく時局即應の體制を整備して、斯教育の使命完遂に遺憾なきを期せねばならない。

(二) 社會教育の内容

社會教育の本質が健全有爲なる皇國民たるの教養訓練を施す國民教育であり、従つて教育に關する勅語の聖旨を奉載して實際生活に即して皇國の道を修め、臣道實踐の誠を盡すべき國民を鍊成するを以て本旨となすことは、教育審議會の答申の中にも明かにされてゐるところである。國民大衆を對象とし、而もその實際生活に即して行はるべき教育が、その内容においても極めて複雑な構成をもつべきことは言ふまでもない。然しながら決戦下において國民の總力が如何なる方向に結集されねばならぬかを考へるならば、社會教育の内容も亦自から重點的に取出されるものがある筈である。

端的にこれを言ふならば、今日の社會教育の重點は、第一には日本世界觀の徹底であり、第二には科學思想の啓培であり、第三には決戦生活體制の確立である。

もとより決戦下に於ける國民意識の昂揚は世界無比と稱すべく、烈々たる愛國獻身の精神は磅礴として戦線統後に充ち満ちてゐる。然しながら米英の思想的魔手はあらゆる假面と謀略を用ひて常に此の堅壘を窺つてゐるの

である。殊に戦ひが長期にわたり、その相貌が苛烈になればなる程、國內攪亂を目ざして行はれる謀略は活潑となり深刻となる。従つて單なる日本精神の傳統に安んじて防衛の手段を怠るやうなことがあつたならば悔を千載に遺す虞れ無しとは言へないのである。思想的謀略の魔手を封ずるの途は、國民が一人残らず確乎たる日本世界觀を堅持して、惑はず、屈せず、この名譽ある負荷の大任遂行に協力邁進するの一途あるのみである。而して此の日本世界觀こそは單なる防衛の手段であるばかりでなく、積極的には八紘爲宇の世界觀であり、雄渾にして幽深なる建設的精神の發露である。このやうな日本世界觀の防衛的機能と積極的機能とを十全に發揮せしめることは、社會教育に課せられた最も大きな使命であり、この點に向つて決戦下の社會教育は細心の注意と最大の努力とを傾注しなければならない。

次に今日の戦ひは科學の戦ひであり、又今日の建設は何よりも先づ大なる科學の建設であることは明々白々の事實である。ここに於いて我々は科學に對する國民の熱意を燃え上らせ、科學に對する國民の精進を格段と強化することを、時局下社會教育の重要任務と考へるのである。一國の科學の消長は一に國民全體の科學心の振否にかかるといふのでなく、社會教育の面からこれが施設の擴充と公開私用の便宜を與へ、科學の日常生活化を導くことは正に今日の急務である。

更に社會教育が國民の實際生活に即して行はれる修練體制であることは上述の通りである。然るに我々の生活は日々繼續してゐるやうに時局下急激な變化の連続である。此の間鬼もすれば舊慣に泥んで時局の要請を辨へず或は新事態に適應すべき賢明なる方途を解せぬために、徒に不安動搖を醸成する者無しとしない。このやうな時時刻々の變化に應じて、國民大衆を常に正しい理解の下に、正しい生活の方向に導くと共に、如何なる生活領域

に置かれやうとも、常に逞しく戦ひつづける修練を生活の間に確立することは、これ亦社會教育の重要使命と言はねばならぬ。

緊迫した此の時局下において社會教育に要請せられるところは極めて多く且つ大きい。然しながらこれを要約すれば以上の三點に主力を集中することが當面喫緊の要務であり、これによつて高度國防の要請に應へ、更に大東亞建設の使命先途に遺憾なからしめんことを期せねばならぬ。

(三) 社會教育の組織

社會教育の内容を以上のやうに重點的に取上げて、これが徹底をはかるためには、何よりも先づ社會教育の組織と施設の整備が先決要件となつて来る。

從來社會教育は學校教育のやうに整備された組織無く、各種各様の企圖の下に、多彩の反面、極めて不統一に實施されてゐた實情である。各種の國家的公的施策を始めとして、それぞれ特殊の沿革を有する教化團體の活動や又民間有志の活動が、互に縫れ合ひ重なり合つて進展してゐる實情である。これを大觀すれば社會教育は時局下一段とその範圍を擴げ、未曾有の盛況にあるとも見られるのであるが、他面においては、それ等の活動に體系的基礎づけの無いために、それぞれ正しい位置と正しい評價を得ること難く、又屢々重複の無駄を加へ、更には相剌摩擦の弊さへなしたくない。

社會教育本來の使命に鑑み、特に決戦下その使命先途を期するがために、社會教育の組織化といふことは第一要件である。固より外形的な機構の整備を問題としたり、庞大なる施設の要求を先だてることは時局下特に戒心

を要することであるが、これ迄分散されてきた各種の社會教育的指導力を大きく束ね、散發的でなく、組織的、計畫的に國民指導の徹底を図ることは時局下當然の要請である。

社會教育が特にその思想的政治的指導の面に於いて、又その實践的生活指導の面に於いて、全國民に對してこれが徹底を期するためには、國民組織と結合し國民運動として展開する工夫と努力が必要である。文部省においては既に昭和十四年以來、時局下における部落常會の社會教育的意義を重視して、これが普及に努めて來たのであるが、既に今日それは隣組制度を通じて全國民的に整備され、戦時下に於ける重要な役割を果して居る。言ふ迄もなく常會は上意下達、下意上通の機關であると共に、謂はゆる芋こじ式の運用によつて、社會教育の理想的な修練道場たり得るのである。ただこれを社會教育的に意義あらしめるか否かは、一にこれが運営に當る者の適否にかかつてゐる實情に鑑み、社會教育關係者の關心をここに蒐め、指導力の強化につとめることは、社會教育の組織化と振興策の要請である。

常會の普及した今日では社會教育の組織的整備は先づ第一には此の方面から考へられるのであるが然しながら他面においては從來の社會教育にそれぞれ特殊の沿革をもち、それぞれ中心指導者の熱と力によつて導かれて來た各種教化團體の存在を無視することは出來ないのである。時局下においても、それ等の教化團體は、それぞれ時局に即應して益々獻身的な努力を續けてゐるものが尠くない。各種の教化團體は、それぞれの沿革とそれぞれの中心指導者の力とにその存立の意義を認め、その活動の源泉を有してゐるだけに、それ等各種の教化團體を打つて一丸とするといふことは、他の事業團體の統合の如くしかく簡單には考へられない。然し乍ら決戦下人と物とを能ふ限り集約して、而もその効率の増強をはかることを急務とする今日、教化團體の整備も亦時局即應の態

勢として己むを得ないことであり、否むしる此の際各種の教化團體が自ら進んでそれぞれのもつ特殊の使命を活かしつつ而もその指導力を一つの束に結集して一層の効率化をはかることは、その本来の使命を完うする所以と言へるであらう。現存の各種の教化團體は明治以來時局の要求に即應して發生した國家有用の團體である。今日の非常時局を乗切るに當りこれ等各種の團體が國家目的に従つて一大團結を結成し、その力を更に伸ばすといふことは決して本来の趣旨に背反するものではない。社會教育が散發的でなく眞に國家の必要とする方面に向つて集中的にその効果を發揮し得るやう、教化團體の態勢を整備することは決戦態勢下の一つの重要問題である。

これを同時に時局下における全國民的な國民運動の指導機關として教化する大政翼賛會、職域的組織としての大日本産業報國會や産業組合中央會、又年齢別、性別組織としての大日本青少年團や大日本婦人會等は、いづれも有力な社會教育的指導面を有するものであるが、これ等の社會教育的機能の調整をはかり、これが運用を強化することは、社會教育の進展上最も大切なことである。

(四) 社會教育の施設

決戦下に於ける社會教育はその施設の點においても亦格段の工夫が加へられねばならない。固より社會教育的施設の種類は多い。然しながらここでは數ある社會教育施設の中から最も普及性をもつ講演・映畫・圖書の三者を特に問題とする。

その沿革において最も古く、その普及性において最も廣く行はれてゐるところの社會教育施設は講演、講習會である。日露戦争當時、國民精神昂揚のために、各地で盛に行はれた講演會が、戦後においても引續き通俗教育

の名の下に奨励されたことは、其後の社會教育のあり方を決定したとも言へるであらう。時局認識の徹底、國民精神昂揚のために、講演會、講習會等が果すところの役割に今日においても頗る大きい。然しながら今日は昔と異つて新聞、ラジオの普及があり又常會の形式を通しての啓蒙宣傳網の整備があり、而も國民の生活は極度に多忙を加へつつあるのである。多忙の間に行はれる講演、講座は、それぞれの対象に對する指導の適確さとその効果の大きさにおいて、他の間接的指導による諸施設とは格段の差のあるものでなければならぬ。單に断片的な知識を注入する類のものでなくそれによつて眞に國民の創意が培はれ、又益々逞しい皇國民の鍊成に資するやうなものでなければならぬ。この種の施設が最近次第に鍊成會の形式に進むと共に、單に一時の口演に終らずして事後の指導にまで十分留意すべき事が要求されつつあることは當然のことである。學校教育を母體として、その擴張事業として發足した成人教育講座の如きも、單に一時的な講演を中心とするものでなく、眞に國民の創意を長養し鍊成に資するものとして、時局即應の體制を新にすることが必要である。職場の勤勞者を対象とした過去の勞務者講座が近年勤勞成人學級の名に於いて實施されてゐるのも亦如上の趣旨に他ならない。

講演講座と相並んで、非常な大衆性を認められながらも、その設備不十分の故に未だ全國津々浦々に迄十分活用されぬ憾のあるのは映畫である。映畫は從來映畫館を中心として考へられてゐたやうである。然し乍ら映畫館を中心とする限り、それが分布は全國市町村に一刻にも充たず、その殆んど全部が都市によつて占められてゐる。映畫が單に都會人の娛樂といふだけでなく、國民精神の昂揚に、時局認識の徹底に如何に大なる効果があるかは時局下十分に實證されてゐるところであり、又特に青少年の教育上至大な効果のあることは、最近の戦記映畫等において最も端的に現れてゐる。然し乍ら今日映畫館の普及といふことは非常に困難であり、又問題でもあ

る。差當り映畫の普及は映畫館に於ける興行形式によるよりも、寧ろ學校團體等における非興行的利用に力を注ぐことが、社會教育的利用の効果を擧げる所以である。文部省に於ては昭和十八年四月、新たに財團法人大日本映畫教育會を設立して主として青少年を対象とする映畫教育の全國的普及體制を整備し、學校及教育團體に對する映畫の一元配給を開始した。學校教育との關聯に於いてこれ等の映畫が今後各地において社會教育的に活用されることを期待する。尙最近社団法人映畫配給社に於いても巡回映寫の一元強化の體制を整備して、農村職場に於ける映畫の非興行的利用に力を加へつつあることは社會教育的見地からもその勞を多としなければならぬ。

このやうに映畫の配給機構が一應整備された今日、これが正しい利用の仕方十分意を用ひる必要のあることは言ふ迄もないが、同時に特に今後の努力を要する點は、すぐれた映畫の製作といふことである。固より映畫の製作面においても、今日資財其他の關係から非常な困難性を伴つてゐることは認められるが、此の貴重な資財努力等を最も有効に活かすために、製作の面に於ては更に格段の創意と努力が要求される。近く再出發を豫定されてゐる大日本映畫協會は此の點に於て特に期待をかけられてゐる。今後教育映畫、科學映畫の新領域開拓と共に製作・配給・利用の三方面の正しい配置が、映畫による社會教育の徹底のために特に要求されねばならない。

尙映畫と共に大衆の視覚に訴へながらそれぞれ異なる使命をもつてゐる施設は幻燈・紙芝居である。幻燈は一時は映畫の興味によつて壓倒されてゐたけれども、その簡易にして普及性のあることと解説の利便のために、再び時代の脚光を浴びかかつてゐる。文部省においても戦意の昂揚、科學心の向上に資せんがために、昭和十六年來、幻燈機並に幻燈畫の製作を開始すると共に、これが全國的普及利用に努めてゐる。但幻燈は紙芝居と共に企畫指

導や配給に關しても、これ迄殆んど顧れず全く無統制であつたために、教育的には改良を要する幾多の問題を抱いてゐる。それぞれの幻燈や紙芝居のもつ長短得失を常に吟味しながら、それ等を綜合調整して、これが正しい活用をはかることは特に通俗教育的方向に於いて十二分に考慮されなければならない。

次に講演や映畫と相並んで更に一層の普遍性をもち得るものは圖書に關する施設である。圖書についても矢張りこれが生産・配給及利用の三方面の綜合的關聯の下に、新體制が整備されるべきことは言ふ迄もない。その生産並に配給の面においては、資財の不足に對處し乍ら從來の自由主義的營利主義的方針の轉換脱皮が次第に行はれてゐることは周知の通りであるが、これが利用面については一層の考慮が必要である。從來圖書は一般に各自の自由に任すべきものと考へられてゐたのであるが、今日のやうに圖書の出版が限定せられ、その配給にも計畫性が付與せられるやうになつて來ると、これが利用についても亦十分計畫的であることが要求されてくるのは當然である。自由讀書より計畫的なる國民讀書へといふのが、今日の圖書教育の理念である。

圖書教育の中樞機關として圖書館施設の重要であることは言ふ迄もない。然しながら從來の圖書館の機能も亦右の根本理念から當然一大轉換を餘儀なくされる。即ち讀書が謂はゆる讀書人の自由讀書に委せられてゐた間は、各人自由に入場して其場で求める圖書を閲覽出來れば圖書館の機能は一應果されてゐたわけであるが、然し乍ら思想的にも、科學的にも、國民各層にそれぞれ國民として必要な教養の體系を與へるために圖書館の施設が考へられる場合には、在來のやうに入場者のみに利用の途が開かれてゐるといふだけでは不可である。

農村で働くものには農家の家庭に工場で働く者にはそれぞれの職場の中に必要とする圖書が送り届けられ、勤勞の間の僅かの時間を十分に利用させ、次の勤勞への心の糧となるやうに處置せられることが望ましい。則ち靜

動的な圖書館施設から、動的な貸出文庫、巡回文庫の運用に重點の置換へが、今日の圖書館に要求される所以である。然しながら貸出文庫、巡回文庫は我國でも既に夙くから行はれてゐた方法である。而もその勞多し割合に成績の見るべきものがなかつた事情を顧るならば、そこに尙新たな工夫の加へられる餘地の多いことを覺るのである。それは從來圖書の重要性を説いて圖書の選擇を指導せず、又圖書を與へてもこれを正しく活用することを教へなかつたために一般には讀書に對する強い關心を喚び起すことがなく、又一部の者は讀書に淫して、徒らに時間と精力を消耗するやうな結果を見る場合が尠くなかつた。このやうな事情が改まらぬ限り讀書の重要性を如何に説いても、又圖書館の必要性を如何に力説しても、畢竟それは無意味であり、特に決戰下の問題とはなり得ない。今日の國民讀書として要望されることは、正師について正書を読む工夫である。そのために最近全國的に起されかかつてゐるのが讀書會の運動である。それは各地において適當な指導者の指導の下に、次第に健全な讀書鍊成の網の目を結んで行かうとする運動である。

讀書會における讀書指導は常に國民の生活指導の一環として考へられべきこと、その目的は常に皇國民たるの自覺と時局に處すべき態度、各自の職場地域における責任と誇りとを十分に體得せしむべきこと、従つてその指導者はその根本精神を十分に把握し、叡智と熱誠とを以て指導に當る人物たることが要求されてゐる。

このやうな讀書會は一部の地方では既に夙くから試みられ、多大の成果を擧げてゐたのであるが、昨年來文部省の指導の下に全國の中央圖書館を中心として各地方毎に代表的な讀書會が作成され、今やその運用に多大の期待が寄せられてゐる。國內態勢強化の方策に即應し教育に關する戰時非常措置の採られた今日、このやうな讀書會の運用によつて、その缺陷が補填せられるのみならず、却つて實生活に即應した教育成果のあげらるべきこと

は既にこれ迄の経験に徴して明かである。

(五) 家庭教育・学校教育・社會教育

教育に關する戰時非常措置によつて今や學校教育は全般に亘つて思ひ切つた改革が斷行された。このことはひ
とて學校教育のみに關する問題でなく、教育の全分野にかかはる問題である。即ち學校教育と相並んで教育の三
分野を劃するところの家庭教育、社會教育とも密接不離の關係を有する問題である。固より學校教育は基礎的、
計畫的教育である。家庭教育、社會教育は自然的實際的教育である。三者はそれぞれ特殊の教育面を有するもの
であるがその本質において皇國民の教養訓練であることに變りはない。従つて戰時下學校教育で充し得ない部分
は家庭教育、社會教育の面において十分補充しなければならぬ。更に又家庭に於ける教化力の低下するのは戰時
における一般傾向であるが、特に勞務動員の強化されつつある今日、この傾向は一層拍車をかけられるものと見
ねばならない。これ等の失陥を補つて更により遅くより實力ある皇國民を錬成するために、社會教育はあらゆる
日常生活に計畫的に配置され、日常實踐を通じて徹底されるものでなければならぬ。

我國においては明治以來、國民の教育に關しては學校教育に主力を集中して來たのであつて、従つて一般的に
は教育の施設とその指導力とは専ら教育に集中されてゐたといつても過言ではない。従つて社會教育の指導にお
いても學校教育者がその中心をなすことはこれ迄の事情に徴しても明かである。然しこの際特に要望したいこ
とは學校教育者が他動的に社會の要求に曳きすり廻されて動くのではなく、學校教育との一貫性を前途として、積
極的に社會教育の指導に當るといふことである。家庭・學校・社會を通ずる教育擔當者としての自負と信念とを

以て、皇國民の教養訓練の徹底に邁進することである。我が國が大東亞の運命を背負つて立ち上つてゐる以上、
その指導者としての國民に一人の缺格者をもなからしめるやう、あらゆる場合、あらゆる方面から、常に強力に
これを指導することこそ、今日の教育者に課せられた最も大きな責務である。

第三篇
教育に關する戰時非常措置方策

I 文教を繞る最近の諸情勢

滿洲事變を一大轉期として、自由主義時代は去り、我が國體の本義に基く諸情勢の整備時代に入ったのであるが、支那事變の勃發は更にこれが擴充強化を推進した。即ち、法令上では國家總動員法の制定、行政機構としては企畫院の創設等愈々その基礎的態勢を整備し、所謂高度國防國家の完成を目指して着々各般の措置が講じられて來たのである。

しかして文教上この時代に於ける國家的要請に即應して實施せられた革新的なものとしては、(1)學徒の勤勞作業が文部省で正式に採り上げられ、「集團勤勞作業運動ハ實踐的精神教育實施ノ一方法トシテ現時ノ教育刷新上大ナル示唆ト意義トヲ有スルハ勿論特ニ現下ノ時局ニ處シ極メテ緊要ナルコトト認めラ」れたこと、(2)内閣に設けられた教育審議會の審議内容が文教政策の實際の上に具現すべく考究され、その第一着手として明治年來我が國民の基礎教育に一大變革を齎し、小學校教育が刷新されて、皇國の道に則る修練に徹底した國民學校教育が實施され、義務教育が八ヶ年に延長されたこと等がある。この二項目は其の後情勢の進展に伴ひ逐年急速に強化發展された事柄である點からも極めて注目すべきことであるが、それからも更に重要なことは、これにより形式的概念的な教育から具體的實踐的な教育へと教育内容の一大轉換を企圖したことであつて、それは明かに高度國防國家の必然的な要求であると共に、大東亞諸民族の指導者としての皇國民鍊成上不可避的な變革であつたので

ある。

然るに、昭和十六年十二月大東亞戰爭勃發するや、従来の總動員態勢整備の歩調は急角度に伸展し、總動員態勢の確立から更に進むで決戰態勢の確立を目指し、戦力増強の一途に目標が集中せられ、しかもそれは昭和十八年度當初の國家總動員計畫に於ける鐵鋼・石炭・輕金屬・造船及航空機の所謂五重點産業中心の態度から、同年後半期には一足飛びに航空機増産一點張りへと集約されることとなつて、今や決定的な決戰調を帯びて來たのである。即ち昨年來行はれ來つた石炭商、味噌醬油商等二十一業種の整備は一應終つて、今や一般企業整備に即應し、その環境として地方官廳で必要と認める業種に就いて主務廳の承認を得て行ふこととなり、鐵業部門は金及石炭關係について著々整備實施中である。従つて、國家は今やその全力を工業部門における企業整備に傾注しつつあるのである。しかしそれは従來の如く、原材料、資材の減少に伴ふ單なる中小工場の優秀大工場への合併では無く、一切の生産力、つまり資材・勞力は勿論動力・輸送力をも、これをあけて戦力化するため、企業系列の整備強化、生産機能の刷新向上等充實された重點部門をもさらに組織化し、強力化せんとしてゐる。就中第一種工業部門即ち纖維工業を初めゴム・製粉・清涼飲料・菓子其の他の食料品の製造等勞務者の供出、金屬類の回收、工場及設備の専用等に多大の期待がかけられる業種は目下急速實施中であり、又第二種工業部門即ち航空機兵器の製造、造船其の他軍需重工業・機械・液體燃料等の諸工業でも、その生産性を最大限に昂揚すべく整備、充實せんことを期しつつある。

かくの如く、産業界各方面は既に二段三段の手段を盡し、國を擧げて戦力増強の一途に歸する一大増埶と化したつあり、行政機構亦十七年十一月の簡素化に引續いて十八年十一月大改組の斷行あり、政界における翼賛政治

會の動向、或ひは大政翼賛會、翼賛壯年團等の改組、或ひは大日本青少年團、大日本婦人會等國民運動諸團體の整備統合等著々として國家總力の戦力化が強化されつつある。かかる國內の一般的動向は學校教育においても必然にその刷新を要求されるに至り十八年の新學年度遂に四年制の中等學校、二ヶ年制の高等學校が實現された。これは勿論國民學校教育の發展として當然豫期された教育内容の刷新でもあるが、國家不斷の要請であり殊に國民動員計畫上切實に要求されるに至つた勞務給源確保の上から、教育内容の充實と不離一體の關係に於て修業年限が短縮されたことに大きな意義がある。

しかもこれに引續いて更に二つの根本的な態勢整備が企圖された。一つは學校に關する國土計畫の設定であり、他は人材養成計畫の樹立である。前者は三つの部面に分れ、その詳細に就いては別に述べるが、從來ややもすると主として経済的或ひは政治的見地から決定せられた學校建設に對し、先づ一定の建設を規制する地域を設定したことは教育行政上極めて大きな變革であり、更に學校建設適地の策定を目指して全國を調査しその基礎材料を調製し、將來十五ヶ年間の學校建設に關する國土計畫の策案を得たことは更に意義の大なるものがある。併し、ここでは東京の如く既存の學校過多の都市の疎開と云ふ最も緊要にして而も困難な問題はソツと片隅へ寄せ、觸れないやうにしてあつた。人材養成計畫にしても國內は勿論大東亞國內の將來五年に互る人材要求量の調査をして、これに基く養成計畫の策定には着手したが、現實の各方面の需要を國家の要求する戦力増強の上から超重點的に検討して、現存の學校學科の整備に迄行き届き得なかつた。單的に言へば、理工科方面の擴充は異論なく、無條件に實施するが、法文經方面の整理は絕對行はうとしなかつた。その論據にはいつも、法文經出身者に對する需要も供給の三倍以上に達し、現在の養成量では決して満足すべきではないと云ふ理窟が述べられた。こ

れは勿論事實であらうが、併し、それは國家の現状が前述の如く國家總動員諸計畫（生産擴充計畫、物資動員計畫、國民動員計畫等を始めとして資金・交易・電力・生活必需物資等八種目に及ぶ）により殆ど全面的に戦力化を目的として徹底的運営を期しつつある秋であり、従つて理工科方面の學校學科の擴充を自由ならしむべき資材人員の餘裕の無い時勢であるといふことを、等閑に附した議論である。そしてその結果は、理工科系統の擴充は年々要求度にしては餘りに僅少な満足しか與へられず、徒らに需要供給の比率を大ならしむるのみであつた。教育の總力戦化への大きな隘路がここにあつたのである。

ところが企業整備の決定した十八年六月の第八十二臨時議會前後から、主として國民動員の立場から學徒に對する國家の期待が急速に増大し初め、他方ガダルカナルの轉進、山本元帥の壯烈なる戦死、アッツ島に於ける山崎部隊の全員玉碎等々が相次いで起り、戦局の重大性が國民一人一人の胸に轟々と迫るに至つて、わが二十萬學徒の純心は驟然起つて祖國の難に赴かんとする熱烈なる至情に燃え立つたのである。かかる内外の情勢に即應して採られた文教方策が即ち「學徒戰時動員體制確立要綱」の策定及び實施であつた。この措置は其の方針にも明かな如く、「大東亞戰爭ノ現段階ニ對シ教育鍊成内容ノ一環トシテ學徒ノ戰時動員體制ヲ確立シ學徒ヲシテ有事即應ノ態勢ヲラシムルト共ニ之ガ勤勞動員ヲ強化シテ學徒盡忠ノ至誠ヲ傾ケ其ノ總力ヲ戦力増強ニ結集セシメントス」るのであつて、學徒の教育における戰時非常態勢確立の第一歩と云ふことが出来る。この非常態勢は從來既に幾分の或は相當の活動を示してゐた學校教育における戰時即應態勢を緊迫した時局に對處して集大成し、産業・經濟・政治・社會各方面における戰時態勢整備の一環として在るべきものに強化したものである。勤勞動員は昭和十三年から初められたものの徹底強化であり特技訓練及び戦技訓練は十八年春實施されたばかりの「戦時

學徒體育訓練實施要綱の數歩前進であり、更に學徒の防空訓練は昭和十二年頃から着手された訓練と昭和十六年十月即ち大東亞戰爭勃發直前に定められた學校報國隊防空勤務要綱の擴充強化である。併し、學徒戰時動員體制確立要綱には、(1)「直チニ國土防衛ニ有效ニ動員シ得ル如ク」組織の強化を圖ること、(2)「特技訓練ノ強化ヲ圖ル爲學徒ノ適性登録制度ヲ確立」すること、(3)「體育訓練各種目に付き、中等學校ヨリ大學ニ至ル訓練教程ノ綜合的且各學校ノ段階ニ適應スル如ク制定」すること、(4)中等學校以上の女子學徒に對し戰時救護に關する教育訓練を施すこと、(5)勤勞動員に於て直接作業効率の向上、作業量の増嵩を主眼點としたこと、(6)「員數及期間が相當多數且長期ニ亙ル學徒ノ勤勞動員ニ付テハ學校移駐ノ考ヘ方等ニ依リ」實施することとしたこと。(7)「學校ノ實習場等ニ於テモ工場ト連絡ヲ密ニシ其ノ委託作業ニ從事セシム」ることとしたこと、等從來文部省として採り上げたことのなかつた事項を加へ、學校教育と國防及産業經濟社會との聯關強化を目指して相當顯著なる躍進を遂げたのであるが、この要綱も亦百尺竿頭今一步と云ふ所で打切られた。例へば、「教育鍊成内容ノ一環トシテ」總べてが律せられ學校教育の埒外に一步も半歩も出てゐないことである。これは此の要綱と今回決定された「教育ニ關スル戰時非常措置」とを考へ併せる上に於て極めて重要なことである。學徒戰時動員體制確立要綱の重要項目たる「有事即應態勢ノ確立」に於ては今回の如く徵集猶豫の停止迄行かなくとも、例へば志願兵制度とか國土防衛豫備軍の編成とかは一應考へられ得る。併し、これは一朝有事の場合或は個人の志望に依つては學徒の立場を離れることを制度上認めんとするものであつて、學校教育としては根本的な變革となるのである。が本要綱はそこ迄は徹底してゐない。「必要ニ當リテハ直接國土防衛ニ全面的ニ協力セシム」とあるが、それは國土防衛軍を豫備的に編成し訓練する意味では無く學校報國隊の強化を考へてゐるだけである。これは一見同じやうなことに見

えて、指揮命令系統等根本問題に相違があるのである。かくの如く學徒錬成の立場を堅持したのは、決して文教政策の優柔不斷から出たのでは無く、軍國多事の際と雖も學校教育の本義を貫徹することは、御歴代の 大御心から出でたる有難き思召したることを考慮した結果である。即ち、學校教育は軍自體の作戦上の緊急性に基く特殊非常措置以外は、學校又は學徒がその立場に在るが儘で、自發的にその本來の使命たる教育を放棄するが如きことを國家の制度として認めることは文教の府として出来ないことである。従つて、學生生徒にして抑へ難き盡忠の至誠から第一線に立たんとする者に對しては、これを皇國民として當然の至情なりと考へ、その殉國の熱情を生かすべく文部省より特に通牒を發してこれを休學者として取扱ひ、授業科徴集を停止すべきやう措置したのである。

勤勞動員の期間に就いても同様であつて、學徒戰時動員體制確立要綱には「學徒ノ種類程度ト作業種目ヲ勘案ノ上國家ノ要請ニ即應セシム」と有るが、宛も當時國民勤勞報國協力が改正されて、勤勞報國の期間が三十日から六十日に増大されたのであるが、學徒が授業を廢して勤勞作業に従事し得べき期間は尙ほ従前通り三十日以内とすると云ふ文部、厚生兩省の諒解が成立してゐたのである。その理由は、當時常に從來の實績から見ても學徒が實際に三十日迄出勤したら恐らく從來の三四倍の動員をなすこととなるであらうから當面の勞務動員計畫遂行に支障を來す懼れは無いと云ふのであつた。これは事實であり、又は日曜祭日或は夏冬春等の休暇期間の出勤或ひは修練の時間の活用等を加算すれば、六十日或ひはそれ以上の期間となる。しかも國家の要請によつてそれ以上長期に互る場合も有り得ると考へて、その場合は「學校移駐ノ考へ方等ニ依リ」學業に支障を來さぬやうにしたのである。この三十日の期間は現行の教科過程を履踐する上に於て必要とされる授業日数を確保するために

限定されたのであるから、茲にも飽く迄學校の立場堅持の態度が現れてゐるのである。これも亦今回の戰時非常措置方を考察する場合一應念頭に置かるべきことであると思ふ。

以上の如く、學徒戰時動員體制確立要綱は企業整備、小賣業、鑛山業等の整理等國家各般の戦力化方策の伸展に即應するものではあるが、それは飽く迄「教育錬成内容ノ一環トシテ」考へられ、そこに文教以外の部門から見て一部の不満を招いた原因があり、それが又文教の府としては當然過ぎる程當然の態度であつたのである。従つて、文部省としては、この態度を更に發展せしめて、「科學研究ノ緊急整備方策要綱」を決定し、「大學其ノ他科學研究機關ニ於ケル科學ニ關スル學理研究ヲ戰爭ノ現段階ニ於テ最高度ニ集中發揮セシメ科學ノ飛躍的向上ヲ圖リ戦力ノ急速増強ニ資スルタメ」科學研究の動員態勢を確立した。これに依つて、學徒の戰時動員のみならず、教育者特に主として大學高等専門教育の教職員の科學研究力を動員することとなつたのであるから、殘るは主として國民思想指導の源泉たる精神科學部面及びその實踐部面としての普通教育關係者の動員態勢の整備である。今や國民教化の主務省としての文部省の最も力を致すべき部面が茲に存するのである。

國民思想指導の戰時措置として、文部省が日本正史の編纂に着手したことは大いに意義の有ることである。これは衆知の如く、日本諸學の總力を擧げて十五ヶ年繼續事業として實施される勅撰修史であつて、一千年來絶えて無かつたこの企てが、世界動亂のさ中に於て企てられたのである。その目的は偏へに肇國の大精神の具體的顯現である我が國歴史の迹を詳にし、もつて皇國の歴史的使命の識得に資し、今次征戰の目的達成上、最も根本的なる要請に應へんとするものであつて、ただに現代施策の鑑となるばかりでなく、永く後昆に傳つて國運隆昌の基礎に培はんとする雄渾なる意圖が含まれてゐるのである。

かかる抜本的な措置の外に文部省としては當然に、戦局の進展に伴つて惹起する懼れのある國民思想の不安動搖、或ひはそれより生ずる輕舉妄動を其の思想的根元に於て究明芟除し、且つ積極的に皇國史觀に基づく思想鍊成によつて、盡忠報國、必勝不敗の信念を確立させることが刻下喫緊の要務であると考へ、教學の刷新振興に努めると共に、藝術、宗教その他各般の文化部門における教化活動を強化し、以て國民全體に對し、日本世界觀の透徹具現を圖るべく最善の努力を傾けてゐるのである。

以上は十八年初秋頃迄の一般的情勢であるが、ケベック會談に於て敵米英が太平洋短期總反攻を決するや、われも亦これを撃攘すべき態勢の急速整備を必要とするに到り、航空戦力増強の期間の短縮と數量の飛躍的擴大とは國家の絶對的要請となつた。そこで政府は企業整備の遂行を促進し、その工場設備の轉用を急速ならしむべく、工業機械工業をも重要工業の中に加へ、同時に勞務員についても、整備せらるべき企業から轉職せしめる外に、國民動員の徹底強化が緊要になつた。男子就職就業の制限又は禁止種目の指定、女子勤勞動員の強化、學徒勤勞動員の徹底、各方面に互る徵用範圍の擴大等が次ぎ次ぎに研究され、實施されて來た。他方國土防衛力の緊急整備は言ふ迄も無く絶對的に必要であつて、軍の動員計畫遂行に幾多の措置が要求されると共にハンブルグ、ベルリンの實例に徴しても防空態勢の強化が絶對的に緊要になつた。これら各般の要請を圓滑に遂行するためには必然に行政機構の改革が要請される。しかもこれらはいづれも急速に實現しなければ敵米英の總反攻作戦擊攘に間に合はない。九月廿一日の閣議決定「國內態勢強化方策」はかかる要請から生れて來たものである。

Ⅱ 「教育ニ關スル戰時非常措置方策」の内容

十月十二日閣議の決定を見た「教育ニ關スル戰時非常措置方策」はその方針にも明かな如く、「現時局ニ對スル國內態勢強化方策ノ一環トシテ」策案せられたのであるから、國內態勢強化方策の目標たる (1)官民を擧げて聖戦の本義の徹底と非常時局の認識強化に依り、必勝の信念を固め、盡忠の至誠を致すこと。(2)國力を擧げての軍需生産特に航空戦力の急速にして躍進的なる擴充強化、(3)日滿を通ずる食糧の絶對的自給態勢の確立、(4)國內防衛態勢の徹底強化の四點を先途するために採られた非常措置である。非常措置であるから、戰時中臨時應急の處置であると考へねばならぬが、たとひ戰時中であつても、教育は國家の盛衰に直接關係する根本的なものであるから、常に悠久なる國運の發展を考へつつ、しかも當面の戰爭遂行力の増強を圖る一點にその全體を集中することが眼目である。しかして、此の基調に於て、國內態勢強化方策の一環として斷行せられたと云ふことは、つまり、大東亞戰爭遂行上の要請に基いて、政治・經濟・産業・文化等凡ゆる部面における空前の大變革と不離一體の關聯に於て策定されたことを意味し單なる教育の部面からだけの見地では、とかく批判の餘地のある措置も可なりあるではあらうが、一億國民が決意を新たにし、あらゆる職域に於て、あらゆる私生活に於て、一大勇斷を以て、すべてを擧げて戦争完勝の一點に集中すべき國內態勢強化の措施の一部であることを考ふれば、總べては明快に理解され得るであらう。

國內態勢強化方策に於て、教育に關聯する事項として定められたるものは左の五點である。

- (一) 一般徵集猶豫を停止し、理工科系統の學生に對し、入學延期の制を設く。
- 理工科系統の學校の整備擴充を圖ると共に、法文科系統の大學専門學校の統合整理を行ふ。普通教育のために必要なる教員の確保を圖ると共に、その採用については廣く適材を得るの措置を講ず。
- (二) 徵集徵用の範圍を擴大普遍化し、特種技術を掌る者以外の除外例を撤廢す。
- (三) 女子の動員を強化す。
- (四) 義務教育八年制を引續き延期す。
- (五) 帝都並に重要都市に存在することを必要とせざる各種官廳施設の地方移轉を行ひ、その廳舎を整理す。

(一) 學徒の徵集猶豫の停止

これ等の事項中、學校教育にとつて最も大きな變革は徵集延期制度の全面的撤廢である。從來ややもすれば、學徒は一種の特權階級の如く誤解され、その盡忠報國の熱誠にも拘らず、一部社會の論議的にされたものである。然るに今般時局の緊迫化に伴つて、必勝の態勢強化のため、皇軍特に航空幹部要員の急速充足の必要から、愈々學徒の赤誠の迸り出る途を與へられることとなつたのは、二千萬學徒として光榮と歡喜の外の何ものでもないであらう。然し、同様の軍の必要から新たに入營延期制が設けられ、徵兵検査は受け、時局の急轉に依つては修學中でもないつでも直ちに軍に入り得る状態に置きながら、しかも従來の徵集延期制度の如く、本人の願ひ出に

依つて徵集されることを延期される制度ではなく、國家が必要とする科目、國家が必要とする學生について、國家の要求する研究を繼續せしめることとなつたのである。

かかる制度に依つて、入營を延期されるものは次の通りである。

- (一) 大學の理學部、工學部、大學の豫科及高等學校の理科、専門學校のうち工業に關する學科を教授してゐるもの。
- (二) 大學の醫學部、醫科の専門學校、藥學及齒科の必要なもの。
- (三) 農科系統の大學高等専門學校のうち、農藝化學、農林化學、畜産關係のもの。
- (四) 高等水産學校の船舶の運航に關する技術關係のもの。
- (五) 普通教育の教員の養成に必要な左の諸施設

- 文理科大學
- 東京工業大學附屬高等工業教員養成所
- 高等師範學校
- 師範學校
- 臨時教員養成所
- 實業教員養成所
- 青年學校教員養成所
- 東京農業教育専門學校

東京高等體育學校

以上は教員養成機關卒業後就職義務の有る學校だけであつて、同じく普通教育の教員養成施設でも就職義務の多い東京美術學校・東京音樂學校・東京盲學校・東京聾啞學校の師範科或ひは師範部・東京高等工藝學校工業學校實習指導員養成科等の官立諸施設及び私立の諸施設全部はこれに加へられなかつた。然も、第八十三臨時議會に於て那須兵務局長のなした答辯の中には、入營延期すべき學校については更に考究を加へる旨述べられてあるから、今後國家の必要度を勘案して適當に措置せられることと思ふ。なほこの入營延期の問題に關聯して、理工科方面等の者は學校卒業後軍醫其他技術將校として軍の期待に添はねばならぬから問題無いが、教員養成施設の方は、卒業後直ちに軍に服務しては、折角教員確保のため入營延期の制を及ぼしても、その實效が收められないではないかと云ふ議論がある。この點に關しては、文部省でも軍方面と連絡研究中である。

右の學徒の徵集猶豫の停止と一部の學校學科に在學する學生に對する入營延期制の實施とは果然一部に法文科系輕視の結果であるとし、皇國悠久の發展を所期する上から戒心すべきことではないかとの批判が現れた。従來はよく法文科系偏重の聲を聞いたのであるが、今回は又逆の批評を耳にする程である。しかし、政府としては、常に國家悠久の發展を考へつつ、同時にその時代々々における國家の要請を勘案して、その上で或は法文科系統の學生生徒數を増減し、或は理工科系統の學生生徒數を増減するのであつて、何れの方にも本質的に輕重をつけると云ふことは無いのである。今次の大戦は、武力戰であると同時に一面科學戰であり、他面思想戰であるから、聖戰目的の完遂のためから云つても又國家興隆の根基に培ふべき教育の本質に鑑みても、精神方面、すなはち文科系統の學問、教育の重要なことは云ふ迄も無く、苟くもこれを輕視するが如きことがあつてはならぬので

ある。ただ今回の措置は直接急迫せる戦局に即應して急速に戦争要員の充足を必要とした結果であつて、龐大な資源と科學力を有する敵を撃退すべき軍需生産力と科學力の増強を圖るためには、科學技術要員の急速且多量の養成が絶對的に必要であり、それには現在の理工科系統のものを全部あげても不十分な状況であるから、暫くこれが入營の延期を實施し、軍醫其他の技術將校たるに必要な修學を繼續させることとする一方理工科系統の學校學科の大擴充を行ふこととなつた。これに對して、文科系統の學徒の即時入營は、その従事する思想戰とかその他の實務と云ふものもとより、戰爭完遂上極めて重要なものではあるが、今の若い學徒以外の者でも、その研究に就いては十分その要求を充たし得る譯であるから、當分の間に續く若い者の養成を我慢して、直接戦力強化になる第一線部隊の方に持つて行くこととなつたのである。従つて文部省に於ても、來年度は文科系統の大學高等専門學校の入學定員を大減少することとしたのであるが、徵兵適齡前の者、徵兵検査の結果不合格となつた者、現役を終つた者等の學生生徒について授業を繼續する方針である。尤も學生生徒數が相當減少するのでこれらに對し従來通りそれぞれの學校に於て授業を繼續することは種々考慮を要する點があるから、或る程度集合して教育することとなつた。ただこれは帝國大學や官立大學に關することであつて、私立大學に就いては相當數のものを専門學校に轉換せしめ、しかもその入學定員は概ね従前の二分の一程度たらしむるやう統合集理するのである。この「従前ノ二分ノ一」と云ふのは、専門學校全部を通じてその定員を二分の一にする意味で、或は理科方面への轉換により、或は統合集理によることもあり、各學校一率に定員を二分の一とするのではなく、又學校を半減する意味でもないのである。

しかしこの私立大學の専門學校への轉換及び従前の二分の一程度に減することは、今回の非常措置で最も實行

困難な問題であらう。私立大學を専門學校に轉換する方針を採つた理由は、この徴兵猶豫の停止の外後に述べる如く、私立の文科系大學と理科系大學との比率が餘りに懸隔あり理科への轉換を圖ると共にこれを整理する必要ありと考へたところに在る。即ち今回の徴兵猶豫制度の停止により、文科系大學學生は激減するから、授業を行ふ上からも官立大學同様適當なる箇所を集める必要がある。従つて、相當數の大學は必然に専門部みの學校となるので、これ等は専門學校に轉換する外なくなる。又事實上於て大學學部をなほ存置せんとしても、差し當り授業料等の収入減により、教職員に對し俸給の支拂も出來ぬ學校が出て來るかも知れぬ。更に教育的見地から考へても、大學は教育と同時に學問研究を爲すべき使命を有するのであるから、文科系の私立大學の中には此の際寧ろ専門學校に轉換して専ら教育のことに當り、出來得る限り入營前に教育を完成せしめる方が當を得てゐるとも考へられる。これらの諸事情を綜合勘案して、右の非常措置方策が出たのであるが、實際の統合整理に當つては各學校の歴史と傳統を充分尊重し、實情に即するやう實施されることになつてゐる。例へば、宗教關係の大學を宗教關係以外の大學と、宗派關係を考慮せず統合整理するが如きは避けなければならぬ。國家の宗教政策を十分考究した上で、初めて決定さるべきものである。

なほ大學學部の入學定員減は今直ちにこれを實施すれば、現に高等學校・大學豫科に在學する者は入學當時の豫定により、それぞれ大學學部に入學した上入營することになるから、現在高等學校・大學豫科に在學する者を路頭に迷はすこととなる。従つて、來年高等學校、若くは大學豫科に入學する生徒が、大學學部に進學する時期に於て大學學部の定員が減少されるのである。

以上の如く、文科系統の學生生徒數は今後相當減少することは必至であるが、苟くも、法文經輕視の風潮の惹起せぬやう、文部省に於ては、或ひは積極的に文科系統の學校の教育内容を刷新するとか、或ひは人文科學關係教職員を總動員して、日本諸學の確立を圖り、大東亞文化の建設に努力するとか、又は教學視學機關を充實して普通教育の指導向上に一層努力する等萬般の施策を講ずることとなつてゐる。

(二) 理工科系統擴充を目的とする諸施策

以上述べたるところによつて明かな如く學術文化の振興發展は、文科系統、理科系統兩々相俟つて成就せらるるものであり、殊に今次大戰が科學戰であると共に思想戰であり、而も大東亞建設の聖業完遂は確固たる大東亞文化の建設がその基盤である事實に鑑みれば、優秀なる文科系統の學生生徒を養成することは極めて大切なことである。併し乍ら、現下の國家的要請は科學技術要員の急速且多量なる養成に在り、精神科學方面に課せられたる國家的使命は一應既存の學者に委さるべき情勢にある。然るに現状は、左表の如く、官公私立を通じ、大學高等専門學校における學生生徒の割合は、文科六に對し理科四、私立學校に就いて云へば、文科八に對して理科は僅に二である。

◇官公立大學卒業者文科系對理科系比率累年比較表

	昭和十四年度	十五年	十六年度	十七年度	十八年度	十九年度
文科系	五〇	四八	四九	四六	四六	四五
理科系	五〇	五二	五一	五四	五四	五五

〔備考〕昭和十八年度及十九年度は見込なり

◇私立大學卒業者文科系對理科系比率累年比較表

	昭和十四年度	十五年度	十六年度	十七年度	十八年度	十九年度
文科系	八四	八六	八六	八五	八七	八二
理科系	一六	一四	一四	一五	一三	一八

「備考」昭和十八年度及十九年度は見込なり

更にこれを學徒全體の数の増減比率についてみれば左表の如く、官公立大學に於て文科系にあまり増減が無いのに反し、私立大學の文科系は非常に増加してゐるのである。(昭和十八年度及十九年度は何れも見込なり)

◇昭和十年度卒業者数を一〇〇とせる各大學卒業者累年比較表

昭和十年度	官公立大學		私立大學	
	文科系	理科系	文科系	理科系
十一年度	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十二年度	九八	九八	九九	一〇八
十三年度	一〇一	一〇三	一〇一	一一六
十四年度	九八	一〇二	一〇五	一一三
十五年度	九五	一〇〇	一〇二	一一三
十六年度	九二	一〇五	一一一	一二二
十七年度	一〇六	一一三	一一八	一二二
十八年度	九七	一一八	一二六	一四四
十九年度	一一〇	一四〇	一一九	一七九

昭和十年度における官公立大學の文理科系の比率が文科系五一%、理科系四九%で昭和十四年度と大差無いのに反し、私立大學では昭和十五年度に於ける文理科系兩者の比率が文科系八七%、理科系一三%と昭和十四年度と相當の開きを持つてゐる。殊にその文科系卒業者の量的著増が昭和十八年度に亙つて繼續されることは、今回の國內態勢強化方策及び教育に關する非常措置の見地より見て特に注目されねばならぬ。目標から云へば、將來は概ね文科系統三に對し理科系統七の割合に迄調整せねばならぬとされてゐる。従つて一般的に云つて、昭和十九年度に於ては、文科系統の學生生徒を減少して、文科系統に關する教育の充實を圖ると共に優秀なる學生生徒を理科系統へ志願せしめねばならぬこととなつたのである。

今日の非常措置が官私立の間で不均衡なりとの批評を一部に聞くが、右表の如く、文科理科の學生數の比率に關する理想から見て、私立學校は非常に文科系統が多過ぎるので、これが是正も亦私立學校により多くのものを求めるのは當然の歸結と云ふべきであらう。現に學校の疎開をするにも官立學校から率先行はんとしてをり、私立に於て之れを實施する場合は相當の助成を行ふことになつてをり、又理工科方面に轉換した場合、「其ノ學校ノ經理上必要アリト認めタルトキハ政府ニ於て經常費ニ付適當ナル補助ヲ爲スモノト」としてゐる等十分にその立場が考慮されてゐるのである。

それでは今日の非常措置の企圖する理工科系擴充の具體的方策如何。左にこれを列擧して、若干の説明を加へよう。

(イ) 中等學校

「昭和十九年度ニ於ケル中學校及高等女學校ノ入學定員ハ全國ヲ通シ概ネ前年度ノ入學定員ヲ超エシメズ工業學校、農業學校ハ之ヲ擴充」し又「男子商業學校ニ就テハ昭和十九年度ニ於テ工業學校、農業學校ニ轉換スル」こと。

中學校及び高等女學校の入學定員増加抑制

右の要綱に示されてゐる第一のことは、中學校及び高等女學校の入學定員は概ね昭和十八年度入學定員を越えざることにしたことである。この方針は勞務需給關係が益々逼迫して來たのと、資材調達の困難等から普通教育を行ふ中學校や高等女學校の擴充は暫くこれを抑制して、生産増強に資する實業學校の擴充を圖らんとする意圖より出でたるものであつて、既に十八年度に於ても採つて來た方針である。それを今後は一層強化せんとするのが今回の要綱の趣旨である。ここで問題なのは、十八年頭初より中學校又は高等女學校の新設又は擴充の認可手續中で未だ許可の得られないものとか十八年春より着手したる各種學校の刷新整備の方針中の「各種學校中施設内容充實シ各學校令ニ依リ得ベキモノハ之ニ依ラシムルモノトシテ現ニ國民學校初等科修了ヲ以テ入學資格トスルモノハ速カニ中等學校令ニ依ル如ク指導ス」ることとなつてゐる條項に基いて、既に中學校又は高等女學校に組織變更を勸奨しつつあるものとか、或ひは正式な中學校又は高等女學校ではないが所謂専檢指定學校即ち當該學校卒業者に對し専門學校入學者檢定規程に依り指定したる専門學校入學無試験檢定受験者たることを認めたる學校となることはどうかとか、各種の具體的問題が伏在してゐることである。要綱には一應「昭和十九年度ニ於ケ

ル」入學定員としてこれが解決を暗示してゐる。即ち、本要綱は昭和十八年度における入學定員を云々してゐるのではないから、目下懸案になつてゐる諸案件は一應十八年度の方針を以て至急解決して、昭和十九年度に於ては一切新規入學定員増は認めないこととする意味である。そこで十八年度の方針はどうかと云ふと、一般的には新規定員増は認めないが、只入學難の餘りに甚しい地域に於ては例外として若干の中學校、高等女學校の新設擴充は認めると云ふにあつた。従つて、各種學校の刷新整備方針の如く、その後定められた特別の方針に基く中等學校の新設（事實は準據法令の相違に依る組織變更に過ぎないのであるが）は勿論、昭和十八年度初頭の方針に基き目下認可申請手續中のものは一應審査決定すべき餘地が存するのである。併し、今日の非常措置方策決定後に新しく計畫し或ひは手續するものは一切これを認可しないのが、本方策決定の趣旨に副ふものであると考へる。入學定員数は概ね前年度通りにするのであるから、例へば、工業學校等の新設のため必要なる校舍等に利用するため、既存の二校以上の中學校或ひは高等女學校を併合して一つの學校を新設擴充することはあり得ることとで、現に同一市内に在る市立高等女學校を縣立高等女學校に合併して、その市立高等女學校の跡へ、市立工業學校の新設を計畫してゐるところがあるが、この場合はその縣立高等女學校の學級増加はこれを認むべきものであると思ふ。

工業學校・農業學校の擴充

「教育ニ關スル戰時非常措置方策」の要求してゐる工業學校、農業學校の擴充は決して無條件ではなく、戰時緊要なる技術要員の養成施設たることを條件としてゐるのである。即ち工業學校では、主として機械・航空・造船・電氣・電氣通信・工業化學・土木・建築・採礦・冶金・金屬工業等の學科の擴張又は新設が緊要であつて、

圖案・色染・纖維・醸造等は寧ろ前者に轉換すべきである。尤も、従前の色染科でも内容が戦時緊要なものに變つてゐるところもある。例へば某工業學校では色染科で火藥の研究をさせてをり、又木工科とか木材加工科と稱してゐる學科で主として航空機體を教へてゐる所もある。かかるものは今更これを前記緊要なものにわざわざ轉換する必要は無い。農業學校（水産學校を含む）に就いても同様であつて、戦時食糧自給體制確立の重要性に鑑みその學科を選出して新設擴充又は轉換を考慮せねばならぬ。この際入營延期制の適用を受ける農科系統のものは前記の如く農藝化學、農林化學及畜産關係のものである點も参考になるであらう。なほ農學校のうちには女子農學校も含むと解すべきであつて、その擴充には又格別の考究が必要であらう。

新設擴張の方法としては、學校又は學科の新設及び生徒定員の増加。二部授業實施に依る生徒定員の増加。夜間授業を行ふ學校又は課程の新設、増設。不急不要の學科の整理に依る緊急學科への轉換。男子商業學校よりの轉換。工業學校又は農業學校に類する各種學校の工業學校又は農業學校への改組。その他工業學校に就いては適當なる工業事業者をして法人を設立せしめ當該工場の施設を利用する私立工業學校の設置等を考へ得るのであるが、問題は實驗實習の設備と教職員である。實驗實習設備に就いては、特に工業學校に於て困難な問題であるが、既存の工業學校等の實驗實習設備を共用するのの一方法であるし、又工場事業場或いは研究所等を利用するのが差し當つての便法であらう。前の方法では二部教授或は夜間教授等を行つて、二校或は三校が同一實驗實習場を共用することは可能であるが、後者に就いては、現在工場、事業場或は研究所のいづれも戦力増強のため、大車輪で生産増強のため、或は緊要なる科學研究の遂行のため専念して居るから、其の施設の一部を時々他の目的のために利用することは相當の困難を伴ふものであり、又學校側にしても従來の實驗實習室と異り特定工場或

は研究所となると、相當普遍性を阻害され、間口が廣く基礎的教育を主として來た、従來の工業學校の設立は困難となる。そこで今後は單能の工業學校、例へば航空機のエンジン製作工場附近では、航空機の機關に關聯のある機械科のみを有する工業學校を作ること認めねばならぬこととなる。ただ工場の選び方如何に依つては同じ工場を實習場としても機械・電氣・應用化學等相當數の學科の實習場たり得るし、大都市では種類の異つた數個の工場と連繫することにより、各種の學科を持つた総合的な工業學校も建設し得る。ただ教職員が比較的少數で濟む點などを考へると今後は單能式の方が經營し易いとも云ひ得るので、各縣各學校でその地域的特質等をも考へて適當に措置すべきである。そこで残るは工場事業場研究所等の側に於てこれを引き受け得る方法如何が問題になる。文部省に於てはこれがため協議會を設け、會社工場等のこの方面の識見ある人を選んで研究を遂げ、圓滑に遂行し得る途を拓きたいと考へてゐるが、六月決定實施された「學徒戰時動員體制確立要綱」の中に左の如き一節が有ることと照合して考究するのが一方法であらうと思ふ。

「各種ノ工場事業場等ニ於ケル勤勞動員ニ付テハ左記各項ヲ考慮シ之ガ實效ヲ收メシム

(イ) 省 略

(ロ) 學徒ノ専門技能ハカメテ之ヲ活用ス

(ハ) 學校ノ實習場等ニ於テモ工場ト連繫ヲ密ニシ其ノ委託作業ニ從事セシム。」

右の(ハ)に就いては、現に鹿兒島縣の工業學校等では相當以前からこれを実施し、成功してゐると云ふことであるが、此の學徒の勤勞動員と關聯せしめて考究するを可とするのではなからうか。先般發表せられた、「醫科學徒報國隊要綱」に於ても、全國の大學醫學部及び醫學專門學校の最高學年の學生生徒を以て報國隊を組織し、

國民勤勞報國協力令に依る勤勞動員として軍病院に一人に付一ヶ月以内宛出動するのであるが、軍病院に於ては「戦争ノ現段階ニ對處スベキ醫學生ノ責務ヲ自覺セシムルト共ニ學校教育ノ一環トシテ軍衛生勤務ニ親炙セシメ將來軍衛生部幹部タルニ必要ナル基礎教育ヲ實施スル」目的を以て、精神教育・軍陣醫學・衛生勤務・病院勤務及び防空救護等の教育演練を行ふので、學校に於ては學外實習として、原則として教授又は助教が尠くとも一名附き添つて行くこととなつてゐる。この方法は、工業學校新設擴充に伴ふ工場事業場或は研究所の活用に関しても参考となると思ふが、右の醫科學徒報國隊が、「軍病院ニ於テハ軍關係官ノ指揮ヲ受ケ軍ノ計畫ニ基キ行動ス」ることとなつてゐる點は、工場事業場等に於てどの程度學校側と協議が整ふかが本問題の成否を決する重要分岐點となるであらう。

ここで序でに附加して置きたいことは、科學技術審議會の諸部會の論議或は世の一般の聲に、現在の學校における科學技術教育に於ては、更に現場實習を重課して、實際に即した教育を徹底する要があると云ふのが多いことである。例へば、大學の工學部や高等工業學校では基礎的學科を更に強化すべきこと勿論であるが、在學中通計一ヶ年の工場實習は是非これを課して、現在の大學專門學校出身の初級技術者としての缺陷を是正する要がある。殊に大學高等專門學校卒業者に要求せられる事業の運營一般、技術者の指導等に關する能力、就中大學出身者に必要な綜合企畫能力は現場實習の強化に依らなければ充分これを育成することは困難であると云ふにある。この點は工業學校・農業學校等の實業學校出身者に付ても同様であつて、彼等に要求せられるものは、大體現場作業の直接指導指揮監督であるが、これに必要な技能の習得は矢張り現場實習を通じなければならぬ。以上の議論の中で注意すべきは、殊に大學高等專門學校では在學中通計一ヶ年の工場實習を課せよと云ふ案の實施方法とし

て、在學期間三ヶ年の中毎學年四ヶ月宛全學生生徒交替で工場等へ實習に出すことに依り、收容人員を増加したいと云ふ論であり、これを實行するためには入學早々の一學年學期から現場實習に出さねばならぬことが起ることである。これに就いては入學早々豫備知識の少しも無い者が現場實習をしても何もならぬと云ふ議論と最初に現場に入つて實際に觸れてから理論を聞く時に初めて総合的な運營能力や積極的な企畫能力或は自發的な研究意欲が出来るのであるから、眞先きに實習に出す必要が有ると二つの論と主張がある。しかしいづれにしても現在の學校教育に現場の實習を増課することが必要であることは萬人異論の無いところである。従つて今後工業學校の新設擴張に際して、工場事業場或は研究所を實驗實習場として活用することは、必然のこととして行はねばならぬならう。

なほ企業整備或は轉職轉業等に依り、工場事業場等に餘剩施設が出来た場合、支障ないものは極力これを利用するやう工夫し努力せねばならぬ。企業整備に關しては既に第一項で略述したのであるが、この所謂第一種工業部門に屬する工場は、操業工場・保有工場・轉用工場及び廢止工場の四つに區分し、一部は高能率の工場を選んで操業を繼續せしめ、これが空襲その他の災害を受ける場合を考慮して一定数の工場を存置保有し、又當面の軍需生産の増強に適當であり、或は時局下特に必要な方面には出来るだけ轉用する工場を設けて、其他のものはこれを廢止するのである。従つて、工業學校等で企業整備に依る餘剩設備を利用するとせば、差し當り右の如く第一種工業部門の轉用工場に就いてである。これが轉用する手續はその中にある金屬設備の轉用に就いては工業學校ならば所定の轉用證明書交付申請書（府縣廳の回收課その他關係課に書式がある筈、八月十二日官報掲載の金屬回收令及同施行規則参照）を地方長官を通じて文部省に提出し大學・高等專門學校・師範學校等は直接文部

省に提出、文部省よりこれを商工省金屬回收本部に提出する譯である。又轉用工場そのものの轉用を受けたい場合は當該轉用工場を所管する主務大臣に申請することになつてゐる。轉用を認めるか否かは金屬設備に就ては商工大臣、轉用工場に就ては當該轉用工場を所管する主務大臣がこれを取纏め、轉用協議會に付議し、この協議會に於て決定するのである。

なほ私立學校で臨時資金調整法に依つて協議をなすものは、既存のものを使用する等資材の調達見込確實なるものでなければ承認を受けることも困難であるし、従つて、新設、轉換或ひは擴充も認可を受け得ないであらう。なほ商業學校から工業學校、農業學校等に轉換する場合には、右の外色々の問題が有るから、別に項を改めて説明する。

最後に工業學校、農業學校の擴充上最も難澁を感じるもの一つは、教職員の新規採用である。教員確保の一般的措置に就いては、「教育ニ關スル戰時非常措置方策」に於ても特に一項を設け、大きく取扱つてゐるので別に項を改めて説明することとして、工業・農業等實業關係の教職員に就いて特に定められてゐる點だけに關し若干の補足を加へて置く。即ち非常措置方策には左の如き措置が示されてゐる。

「技術其ノ他實務擔當者ニ付廣クソノ協力ヲ得ル如ク措置ス」

「教員養成諸學校ニ付所要ノ擴充ヲ圖ル」

後者は勿論一般的事項であるが、この際説明の便宜上併記したのである。何故なれば、擴充せらるべき教員養成諸學校の内容は、體育關係を除けば、主として理工科方面であることは、現在の教員不足の状況と今後擴充せらるべき學校の種類即ち農工關係の實業教員の多數需要とから當然に考へ得らることであるからである。勿論

右は中等教員に就いてだけ云つてゐるのではなく、國民學校教員の不足せる現状、外地外國に派遣せらるべき教員の需要増加狀況等から考へて、師範學校の擴充も當然なことであり又青年學校教職員に就いても同様に考へる餘地がある。かくの如き事情にも拘らず、最も重要にして且つ緊急擴充を要する部分は大張り理工科方面の教員養成施設であらう。併し、如何にこれ等の諸學校の擴充を圖つても、その卒業者の出るのは三四年後であら、目前の急場に間に合はない。そこで前記の如く、「技術者其ノ他實務擔當者」の協力を得なければならなくなるのである。講師として或は囑託として、教室に於ける講義のみならず現場に於ける實習指導などには、多くの指導者を委嘱せねばならなくなるであらう。科學技術審議會の各部會で出た意見の中には、教職員と實務者との人事交流を主張し、そのためには教職員の待遇向上の要を説く者が多かつた。これは勿論教職員が兎角理論に趨つて、實務に通曉せぬため、現場で直ぐ役に立つ者を養成するのに不十分だとの理由から出てゐることと思ふが、工業學校の急速擴充のためにも一考を要すべきことであると思ふ。

又教職員としての採用については、單に囑託とか講師とかの如く、外部から協力する程度のものでなく、中等教員としての資格に於て教育に當るべき者も多數採用するため、教員資格付與の條件も極度に緩和する方途を考究中であつて所定の手續を経て急速に實施せられることと思ふが、教員一般の確保に關するところで一括説明することとする。ただ世論の一部に法文經系統の教職員の活用策としてこれに短期講習乃至訓練を施し理工科擔任教師とすべしとの説があるがこれは餘り期待出來ぬ。差し當つてそれに該當する教職員は男子商業學校の英語及商業關係の學科擔任者のみであつて、他の學科擔任教員は新設擴充せらるべき工業學校、農業學校或は女子商業學校に於て必要である。英語、商業關係學科擔任者でも、女子商業學校や後に述べる如く、高等女學校の實業學

科教員にも充當する必要があるし、又外地の商業系統の學校或は商社にも必要である。殊に商業關係學科の擔任教師は、急速に擴充せられつつある軍需産業關係會社の事務職員として、相當大な需要があるであらうから逸早くそちらへ轉職して貰う者も相當あるであらう。従つて、學校整理に期待して法文經系統の教職員の轉用を考へても餘り實效が無いと云ふ反對論も有る。これに對しても、ここで結論を述べるのは差し控へるが、相當研究を要する問題であることは間違ひなからう。

男子商業學校の轉換

男子商業學校の轉換は、直接的には先般の厚生大臣に依る男子就職制限並に禁止の指定に依り、商業學校卒業生が就職すべき職種が殆ど無くなつたことに基因するのであるが、又一面これを徹底的になさねばならぬ原因は理工科系統の急速擴充のためその校舎校地等諸施設を利用せねばならぬからである。現に前者のみの理由ならば、外地外國における活躍、自宅營業者等のため、まだまだ相當の商業學校は殘して置かねばならぬ。然るに文部省の方針は、存置し得べき商業學校の數は概ね一府縣一二校に限ることとし、公私立を併せ、現に十校以上存在する府縣に付ては文部省と協議の上存置校數を決定することとしたのであるが、いづれも極めて少數であることを覺悟せねばならぬ。そして他面、これを轉換する順序も、先づ第一に工業學校へ女子工業學校又は工業學校女子部を含むに轉換し、特別の事情に依つてこれを實施し得ない時は農業學校に轉換することにしてゐる。しかも、工業學校に轉換するものは、既存男子商業學校の少く共半數以上に上らなければならぬと考へてゐる。女子商業學校に轉換するのは工業學校にも商業學校にも轉換出來ない場合に始めて實施するのであつて、寧ろ例外的事項であると考へた方が適當であらう。以上何れにも轉換し得ざる學校が數校あつた場合は前記の方針に依

つて、これが一二校になる迄、「適切ナル指導ニ依リ自發的募集ノ停止又ハ學校ノ統合等ニ依リ整理縮少ヲ爲スコト」になつてゐるのである。序でに、この整理縮少するに當つて考慮すべき點として文部省の通牒に指示せられてゐる事項二つを記して置かう。

- (1) 土地ノ狀況ニ依リ男子商業學校存置ノ理由特ニ稀薄ナルモノ又ハ私立學校ニシテ經營ノ基礎強固ナラズ教育效果學ヲザルモノハ他ノ學校ヘノ生徒ノ收容ヲ考慮シテ之ヲ廢止スルカ又ハ新規募集停止ヲナスコト
- (2) 男子商業學校以外ノ實業學校ニシテ校地、校舎等新規ニ選定移轉又ハ増築ヲ要スルモノニ付テハ轉換シ得ザル商業學校ノ校地校舎等ヲ之ニ充當シ得ル様適當ノ措置ヲ講ジ得ルコト

「土地ノ情況ニ依リ男子商業學校存置ノ理由特ニ稀薄ナルモノ」と云ふのは、例へば工業都市にある男子商業學校でその入學者の大部分は自家營業のためではなく専ら會社商店への就職のためである場合などであつて、これ等は男子就職制限に依つて卒業後殆どその修得したる學識を生かして就職する機會に恵まれなくなつたから志望者も當然無くなるであらうが、學校としても存在の理由が乏しくなつたと云はざるを得ぬ。(2)の場合に就いては、それが府縣立の實業學校のために府縣立の男子商業學校を充當するとか、その他の公立の場合或は私立の場合、同じく公立或は私立の他種の實業學校に充當する場合とかならば、比較的圓滑に遂行し得るであらうが、府縣立の實業學校のためその他の公立或は私立の男子商業學校の校地校舎を充當する場合、或はその逆の場合等は仲々協調が旨く行かない場合が生ずる懼れがある。このやうな場合は地方長官若しくは文部大臣が強權を以て、これを命じ得るやう法規上の措置を必要とするのではないかと思ふ。

以上は理工科系統擴充のための關聯事項として、男子商業學校の立場から見た轉換問題を概観したのである

が、次にこれを工業學校或は農業學校に轉換する場合の各般の措置又は注意すべきことを略述する。先づ一般的に云つて、既存の男子商業學校を如何なる程度に、如何なる順序で轉換するか、轉換に依つて教員の餘剰を來たす場合の處置等は前述したが、然らばどう云ふ方法で轉換するか。手續上は、新たな工業學校或は農業學校の設立であるが、事實は既存の男子商業學校に工業學校なり、農業學校なりを併設し、昭和十九年度に於てはこの新設工業學校或は農業學校の第一學年生徒を募集し、既存の商業學校の生徒募集を停止するのである。尤もこの場合、今春四月から實施された新制中學校規程第四十條（高等女學校規程第四十一條、實業學校規程第四十六條も同様の趣旨を規定す）を活用して、既存男子商業學校の第一二學年生徒に對しては、檢定の上轉換する工業學校或は農業學校の相當學年に編入し、當該生徒に對し、前に在學した商業學校の學則と今度入學した工業學校、或は農業學校の學則とを斟酌して、教育上に支障の無いやうに教科内容を定め、立派な實力を持つた工業學校或は農業學校の卒業生として世に送り出すことを期待してゐる。また全國でも數は少いが、商工學校或は農商學校と云ふものがある。これらに就いては、昭和十九年度以降商業科は新規募集を停止し、工業又は農業關係學科の募集人員の増加をし、商業科の生徒が無くなつた時、それぞれ工業學校又は農業學校の新設手續をする譯である。

次に特に男子商業學校を工業學校へ轉換する場合、特に現下緊要なる學科を新設すべきこと、新設すべき學科の内容は新制標準課程に依り出來得る限り設備を充實すべきこと勿論なるも、工場事業場又は既設工業關係學校に於ける設備及び教授能力は最大限に活用すべきこと、或ひは標準課程に於ける實業科科目の中主として工場事業場又は既設工業關係學校に於ける現有設備及び教授能力に關係ある科目及び内容を選定して課し得ること、即

ち所謂單能學校又は學科の設立も認めること等は既に前述した通りである。念のため通牒に示されてゐる實例を採録しておかう。例へば、計器製作關係工場を利用し得る場合は、學科は機械科とし、計器の製作組立等を主たる教科内容とするとか、或は、工作機械關係の工場を利用し得る場合には、學科は機械科とし、主として機械工作、精密測定等當該工場の作業に直接關係ある事項を主たる教科内容とするとか、又發電所を利用し得る場合は、その學科は電氣科とし、發電・送電・配電に關する事項を主たる教科内容とする等有り得べきものである。更に現在は實習設備も無く、又他に利用すべき施設も無い場合でも、例へば、近く附近に工場が完成するとか、或ひは一二年後には實驗實習設備が確實に出來る見込みがあるとかと云ふ場合は、國民學校初等科修了程度を以て入學資格とする學校ならば第一二學年の間は實習を除いてその他の實業科の課程と基礎教科のみを課し、右の實習施設なり工場なりが出來次第實習を詰めてやつてもよい。ただ製圖だけは特別の設備を必要としないので、必ずこれを課さなければならぬこととなつてゐる。國民學校高等科修了程度を以て入學資格とする學校では、修業年限は三ヶ年に過ぎないから、一二年も過ぎれば卒業期が迫つて來て、如何に詰めてやつても實習が少な過ぎる懼れがあるから、猶豫期間はせいぜい一ヶ年位であらうと思ふ。尤も、學科の性質に依つて長短があるべきであらう。なほ、既設の工業學校の學科で、例へば建築科や土木科の如く、その實驗實習設備が容易に移轉し得るものは、これを新設の工業學校へ移轉せしめるなどして、機械科等の如く、容易に移轉し得ない學科を有する學校はその儘生徒數を増加することも一つの方法である。右の外、具體的な場合に臨んで各種の工夫に依り、既存設備を利用しつつしかも科學技術要員の飛躍的擴充を企圖せねばならぬし、又相當程度これは可能なることであると思ふ。

序でに、男子商業學校から農業學校へ轉換する場合に就いて、一二注意を述べて置きたい。それは學科の種類及び現存設備の利用、單能學校の創設等に關してであつて、便宜上通牒の内容を左に摘録して置く。趣旨は工業學校の場合と同じだから、説明は省略する。

- (1) 新設スベキ學科ハ土地ノ情況ニ依リ主トシテ農業科・林業科・農業土木科トスルコト
- (2) 學科ノ内容ハ新體制標準課程ニ據ルヲ原則トスルモ特ニ農事試驗場・農場又ハ既設農業學校ノ現存設備ヲ利用スルコトニ力メ其ノ施設並ニ教授能力ニ關係アル科目及内容ヲ選定シテ課スルコトヲ得ルコト

(ロ) 高等學校

「教育ニ關スル戰時非常措置方策」には右の如き一項目が有る。

「昭和十九年度ノ入學定員ハ文科ニ在リテハ全國ヲ通ジ概ネ從前ノ三分ノ一ヲ超エシメズ、理科ニ在リテハ所要ノ擴充ヲ行フ」

高等學校卒業生は全部大學へ進學する現狀に於ては、文科の生徒を従來通り募集しても大學を卒業する前に入管してしまふし、又恐らくは理科文科どちらへ入學してもよい大多數の者は今後文科には志願しなくなるだらう。従つて、本來ならば昨年度は一應高等學校の文科の生徒募集を停止した方が良いかも知れないが、各人の性質に依つては、どうしても理科に向かない人もあり、又文科的には非常に優秀な人もあり、精神科學系統の向上發展のためにも定員は三分の一程度に減少するが、兎に角募集をすることとしたのである。併し、文科の入學定員減少の他の理由とも考へられることは、理科の擴充のために必要なる校舎その他の施設の活用を意圖した點に

ある。

大學豫科の入學定員は右に反し専らその大學と一體的に考へねばならないから、大學の整理統合に準じて、又大學の定員に即應して、その定員を定むべきであると考へる。ただ戰時非常措置方策に於て「私立ノ文科系大學及専門學校ニ對シテハ其ノ教育内容ノ整備改善ヲ圖ルト共ニ相當數ノ大學ハ之ヲ専門學校ニ轉換セシメ専門學校今後ノ入學定員ハ概ネ從前ノ二分ノ一程度タラシムルヤウ之ガ統合整理ヲ行フ」こととなつてゐる上に、更に文科系大學及専門學校ノ理科系へノ轉換ヲ圖ル」筈であるから、法文科系の大學豫科も、高等學校と殆ど同様の取扱ひを受けるものと考へてよい。

(ハ) 大學・高等専門學校

大學の理工科系統擴充に就いては事實上相當の困難を伴ふ。綜合大學では法文經系統の校舎が空くので、施設や教職員には困らないが、收容人員は高等學校なり、大學豫科なりの現在員の限度であるからその制約を受けるのである。たとへ、文科系統の者を入學させるとしても、學科の種類に依つてはこれを全面的に許容することが出来ないものもあるだらう。又従來は高等學校理科の出身者に先づ優先的に入學を許可し、なほ餘裕のある時即ち第二次募集に於て、高等學校文科や専門學校出身者に入學し得る機會を與へて來た。ただ本年十月の新入學の際は入學試験制度を改めて初めから第一次第二次と志望が出せたので高等學校理科出身者の優先入學が確保される代り、文科出身者或ひは専門學校等の出身者に惠まれることが少かつた。大學の理工科系統を飛躍的に擴充しようとするれば、大學入學試験制度に再検討を加へる要があるかも知れない。併し、専門學校からの入學は現在以

上は困難である。現に専門學校からの上級進學は一切認めないで、直ちに實社會に出て科學技術者の急速増加の要請に應ふべきであるとの議論がある。これは洵に尤もな議論であるが、餘り嚴格に全面的進學禁止をすれば、専門學校生徒の好學心の向上を阻害することになるから、矢張り従來通り卒業者の一割以内の程度の大學進學は認むべきである。この點は實業學校から専門學校進學の場合に就いても同様である。

専門學校の擴充は工業學校、農業學校の擴充と同様、收容人員の獲得上の困難は無いのみならず、現存工業學校、農業學校の優秀なるものの昇格、或ひはそれ等への併設等施設の上では工業學校、農業學校の新設よりも好條件に恵まれてゐる。ただ教職員獲得は現在でも最も困難を感じてゐる部類で毎年學校卒業生使用制限令に依る卒業生の理工科系統配當も、高等工業學校・高等農林學校等に對し相當振り當てられるのであるが、事實採用出来ないものは外地關係は別として専門學校に最も多いやうである。毎年の報告に徴しても、十人必要な所へ三人とか四人しか無いとか、五人の定員に一人も無いとか云ふところが相當ある。従つて、専門學校に於ける理工科系統の隘路は教職員の獲得にあるのであるから、前述の如く技術者その他實務者の協力を得るやう速かに措置する必要がある。

なほ、私立大學の法文經系統の相當數はこれを専門學校に轉換せしめ、しかも法文經の今後の入學定員は概ね従前の二分の一程度たらしむるやう統合整理される筈であるから、他の大部分は理工科系統に轉換するか閉鎖或ひは規模の縮小を餘儀なくされる譯である。尤も、この際の二分の一の意味は前述した通り形式的一律的なもので無く、具體的事實に即したものである。しかして今回の非常措置方策では、「本要綱實施ノ爲必要アルトキハ學校及學科ノ廢止、授業ノ停止、定員ノ減少、學校ノ移轉等ヲ命ジ得ル如ク法制上必要ナル措置ヲ講ズ」ること

となつてゐるから、不日教育に關する戰時非常立法が出て出ることと思ふ。今日の非常措置方策では更に、「學校ノ整理、轉換、移轉等ヲ命ジタル場合又ハ本要綱實施上特別ノ必要アル場合ハ政府ニ於テ之ガ補助其ノ他必要ナル方途ヲ講ズ」ることとなつて居り、「特ニ私立ノ理科系大學及専門學校ノ場合ニ在リテハ其ノ學校ノ經理上必要アリト認メタルトキハ政府ニ於テ經常費ニ付適當ナル補助ヲ爲スモノト」なつてゐること前述の通りであるから、右の教育に關する戰時非常立法には、補助に關する規定と罰則とが同時に規定せらるべきものではないかと思ふ。従來の教育立法が多く罰則を設けなかつたので反對論があるかも知れないが、立法の性質上罰則が無ければ實効は困難である。尤も、この點は今後なほ充分考究してみることがあらう。

學校の整理移轉に關してはなほ防空上の配慮を加へねばならぬが、これに關しては項を改めて別に述べることにする。

(二) 青年學校其の他

後に述べるが如く、國民學校の義務教育八年制の實施が延期になつたので、青年學校普通科の課程が引續き當分の内現在通り義務教育として實施されることとなつたのであるが、青年學校教育そのものは、相當の變革を必要とし、殊に工場事業場に於て生産に従事する生徒に付ては坐學を極力縮減して生産増強に資する如き教育を行ふこととなつたのであるから、これは一面理工科教育の徹底強化でもある。然し、その主たる目的は寧ろ國民動員強化の一方策と考ふべきであるから項を改めて述べることにする。

理工科系統の教職員の養成施設擴充に關しては既に述べたのであるが、普通教育殊に國民學校・中學校・高等

女學校に於ける科學教育の振興向上は、科學技術の飛躍的發展を期する上に於て絶對的な要請である。特に現下の緊急事態に即應するためには、國民學校・中等學校等から廣く天才的な者を選び出して、學歷とか修業年限など現行規程を離れてその天才を伸ばしてやることも必要であらうと思ふ。尤も、それは自然科學方面に限つて全國で五人でも十人でもよい、人物全體としては極めて偏奇な者でも自然科學方面に非常な天才的な者を探し出して、大學その他の研究所の權威ある科學者とか、大工場その他技術研究所の大技術家等に托して、費用等を惜しまないで思ひ切りその天才を伸ばしてやる仕組み等はこの際當然考究すべきである。ただかかる天才を如何に見付け出すかが問題で、學校教育に於ける從來の人物判定とは全然別の立場でこれを取扱はねばならぬ。

右の天才教育論は勿論一般的な科學技術教育の振興方策を不要とするものではない。殊に、男子就職就業の禁止職種と關聯して、國民學校高等科男子や中學校の實業科は、當然にその内容を農業或は工業に集約されねばならぬ。又その反面に國民學校高等科女子や高等女學校の實業科は農業、工業の外商業をも増課せねばならぬ。尤も工場現場の聲としては、國民學校の工作や實業教育・中學校・高等女學校の技術教育は反つて迷惑であつて、相當教職員の癖が兒童生徒に滲み込み、工場事業場に入つて、實際に當る場合も教へ込まないで就業した者に比し倍以上の期間と勞苦を要すると云ふ説がある。併し、これは國民學校や中學校・女學校に於ける工作や技術教育が不要なりとの論據には勿論ならぬ。むしろ教員養成に當り、又は再教育施設として、工場事業場等に於ける現場實習をもつと重課するとか、又は教職員と實務者との人事交流を斷行するとかして、擔當教職員が一層實務に通曉するやう考究努力すべきことを示唆してゐると見るべきであらう。

なほ、女子の實業教育に就いては色々の議論が有り、高等女學校の實業科の刷新、女子の實業學校の擴充、女

子の専門學校の増設、或ひは女子勤勞挺身隊等女子の勤勞動員等幾多の問題があるが、内容が必ずしも理工科系統の擴充に限定されないから、便宜上國民動員の強化と關聯してこれを取扱ふこととしたい。

(三) 教員確保を目的とする諸施策

今回の教育に關する非常措置は教職員に二つの大きな異變を齎した。一つは普通教育に従事すべき教職員の飛躍的擴充であり、他は法文經系統大學高等専門學校の教職員の授業激減である。今回の非常措置が一面教育輕視の風潮を、たとへ一時的にしる社會の一部に惹起した嫌ひがないでもなかつたが、何遍も繰り返し述べる如く、政府は常に國家悠久の發展を所期する上から、純軍事上の緊要上致し方の無いものは別として、その他の如何なる事由からも常に教育の刷新向上を期し、若き學徒を大切に護り通すことに最善の努力を傾注して來たのである。普通教育に従事すべき教員の擴充強化方策も亦この理由に基くものである。即ち、既に述べた如く、卒業後一定期間就職義務のある教員養成諸學校に在學する者は今回の徵集猶豫の停止と共に特に入營延期の措置を講じ、又「従前別段ノ定ナキ」高等師範より入學したる者以外の文理科大學卒業者に付ても、卒業後は「一定年限ノ就職義務ヲ課ス」る等各般の方途を講じたのである。従つて、「教員養成諸學校ニ付テハ其ノ授業ヲ繼續ス」ること勿論である。

併し乍ら、全國的に見て教員不足殊に中等學校の理工科系統及び體育關係の擔當教員の不足は甚だしきものあり、又國民學校に於ても訓導の充實割合が年々低下して、その教育力の充實緊要なるものがあるが故に、今回の非常措置に於ては、「教員養成諸學校ニ付所要ノ擴充ヲ圖ル」外教員採用の資格上の制限を出来るだけ緩和して廣く

適材を得るの途を講じたのである。即ち、師範學校に女子部を設備の許す限り擴充し、又傷痍軍人や戦死者の寡婦のための國民學校及び中等學校の教員養成所の増設若くは擴張に努める方針である。更に教員採用資格の緩和は、教員檢定規定の改正になると思ふが、その構想としては、今回の非常措置の方針に則り、國民學校及び青年學校教員たることを得る者としては、(イ)現役以外の軍人にして中等學校卒業の學力ある者、(ロ)判任官又は同待遇以上の軍人又は官吏たりし者、(ハ)專門學校又はこれと同等以上の凡ての學校卒業者にして國民學校教員に適する者、(ニ)徳望學識ある者にして國民學校教員に適する者等は、一應考慮すべきであると思ふ。又中等學校教員たり得る者としては、(イ)專門學校又はこれと同等以上の凡ての學校卒業者、(ロ)中等學校又はこれと同等以上の學校卒業者にして卒業後學力識見特に向上せりと認めらるる者、つまり中等學校を卒業後中等學校以上の學校或は研究所等で、研究或は授業の助手などを永くした者、或は權威ある講習會などに度々聽講したる者等、一定の基準に照合する者、(ハ)奏任官又は同待遇以上の軍人又は官吏たりし者、(ニ)以上に該當しなくとも學識徳望ある者として特に認可された者等が考へられるのである。右の外現に中等學校に在職したり、又嘗て在職してゐた者で、從來の採用資格規定では本官又は待遇官としての教職員になり得なかつた者に付ても、この規定改正と共に、相當年數在職し教授訓練の成績良好なる者は當然に奏任官又は判任官の待遇をなし得るやうにすべきである。

なほ、「非常措置」にある「技術者其ノ他實務擔當者ニ付廣クノ協力ヲ得ル如ク措置ス」べきことに關しては既に説明したからここでは省略することとする。大學高等專門學校等の法文經系統の教職員に付ては、「非常措置方策」に、「學校ノ統合整理ニ伴フ教職員ノ措置ニ關シテハ綜合的ニ之ガ再配置ヲ圖リ轉換スル學校其ノ他

必要ナル部面ノ所要ニ充當シ特ニ大學、專門學校教職員ニ付テハ可及的其ノ研究ヲ繼續シ得ル如ク措置ス」べく記述されており、文部省に於ては、これに即應して人文科學關係教職員の動員計畫、視學督學機構の擴充等各種の施策を考究中であることは既に述べた通りである。普通教育に従事すべき教職員の採用範圍擴張と相俟つて、文科系統輕視と云ふ一部社會の世論に反し、この非常難局に際し、益々日本文化の確立昂揚が期待されること大なるものがあるのである。

(四) 國民動員の徹底強化を目的とする諸施策

文部省が「學徒戰時動員體制確立要綱」を決定實施するに到つた諸般の情勢に關しては既に第一項に於て詳述したところであるが、今や戦力増強、生産擴充の飛躍的増大は必然勞務動員の徹底的強化を要請してゐる。例へば、航空機増産のため或る工場で十二時間操業を二十四時間操業にし、晝夜兼行で機械をフルに動かさんとする場合、それだけで既に勞務員は現在數を倍加せねばならぬ。況んや、航空機製作だけでも速急に現在の數倍にせねばならぬ現狀に於ては、工場の新設擴充、現存工場の二十四時間操業の強行等勞務員がいくら有つても足りない事情にある。このため政府は小賣業の整理、企業整備、徵用範圍の擴大、國民勤勞報國協力會の改正、男子就職就業の制限、その他幾多の手段を講じて、右の勞力需要に應じて來たのである。文部省に於ても、これに即應して中等學校・高等學校の修業年限の短縮を初め、大學等の修業年限の臨時短縮、中等學校最高學年に於ては十二月に就職し得る途を拓いたこと、學徒勤勞動員の期間の擴張と動員の恒常化組織化、各種學校の整理、實業學校卒業生の上級進學の制限、中學校、高等女學校の定員増加抑制等々思ひつく儘に拾つてみても、色々の方途

を講じて來た。併し、事態は一日の遷延をも許さない今日、文教上に於ても爲し得る最大限迄、更に徹底してこの國家的要請に應ずる施策を講ぜねばならぬことは云ふまでもない。以下今回の非常措置方策に於て闡明せられたるもの及びこれに關聯するもの若干に就いて左に説明しよう。

(イ) 國民學校義務教育八年制實施の延期

國民學校令第八條には兒童が滿十四歳に達したる日の屬する學年の終り迄國民學校に就學せしむべきことが規定されてゐる。これを今回當分の内滿十二歳に達したる日の屬する學年の終り迄と改められて、從來通り當分の間所謂義務教育六年制が實施される譯である。尤も、「前項ノ期間内ニ國民學校初等科ノ課程ヲ終了セザル兒童ニ付テハ」當該兒童が滿十四歳に達した時は別であるが、然らざる限り年齢の如何に拘らず、國民學校初等科の課程を修了する迄就學せしめなければならぬ。この規定の改正に依つて、昭和十九年四月一日以後國民學校八年制の實施に伴ひ施行せらるべき諸規程例へば青年學校普通科廢止に關する規程等は全部當分の内これが施行を延期せられるのである。

然らば、何故國民學校義務教育八年制の實施が延期せられたか。云ふ迄も無く、國民の勤勞動員の擴充強化のためである。併し從來の實情では、國民學校初等科修了者中高等科其他上級學校へ進學致さない者は一割以下で、しかもその大部分は女子である。而して、その一割の中六、七分迄は家にあつて家事の手傳ひをし、工場その他に就職する者は三、四分に過ぎない。これでは國民の勤勞動員強化の役に餘り立たないではないかと云ふ論も出る。それは反面に於て國民の勞務動員強化のためこの際國民學校高等科に進學することを抑制して、初等

科修了後直ちに就職すべきことを勸奨し、又そのやうに強く指導して行く必要があると云ふ議論にもなる。事實、今日の如く、生産工場に於ける工作課程が大量生産を目指して、非常に分業化され、作業單位が簡易化されて來た時代では、國民學校初等修了者でも作業に従事し得る部分が擴大されて來たのであるし、又生産に直接従事しなくても、生産擴充、主要食糧の増産、配給組織の變化等から各家庭に於ける手不足は非常に増大して來てゐる現状に於ては、家庭に於ける手傳ひ等間接の勞務にこれらの兒童を役立たせることも亦刻下緊要なことである。

これら國民の勞務動員上の要請は、文部省が國民學校義務教育八年制實施を當分の内延期するに決した重要な理由ではあるが、文部省はそれだからとて初等科修了者に對し高等科進學を抑制したり、直ちに勤勞戰線に出動すべく強く勸奨する意思は無い。國民學校に於て八ヶ年を通じ、一貫した教育を施して皇國民としての負荷に堪ふべき資質を養ふことは、國民發展上極めて重要なことで、高等科その他の上級學校への自然進學を阻止することは國家的立場から考へて不可なることは明かである。又少數不進學者に對しても、青年學校及職場等に於て、實生活に即する教育を一層徹底することに依り、皇國民の鍊成に出來得る限りの努力を致し、國民の基礎教育徹底に遺憾なきを期せねばならぬ。

かかる意味に於て、國民學校義務教育八年制實施延期の理由は、單に勞務動員の關係だけでは無く、純然たる教育上からもこの際延期した方が適當と考へたからである。即ち、義務教育八年制實施のためには、當然校舍の増築新築を要することが多く、現下の資材難からこれらの施設増強は困難であり、更にたださへ教員不足の現在本制度實施に依り一層教員組織が弱體化するから、義務教育八年制實施に依り物的人的方面から國民學校の教育

力を甚だしく低下せしめる惧れがある。従つて、文部省は本制度實施に關しても國運の悠久なる發展を常に考へつつ、時局の要請に應へんとしたのである。

(ロ) 青年學校教育の刷新

青年學校生徒は今日の生産増強のため職域の第一線に於て勤勞する青年であり明日の精兵たるべきものであるから、この青年學校教育は生産増強、國防力増進上極めて重要なことである。現行青年學校令は一ヶ年僅かに二百十時乃至百八十時程度の教育時間を義務課程としてゐるが、皇國青年の思想精神を確立し職業に關する實際的教育と軍事的基礎訓練を施し生産力と國防力の増強に資するところ多大であるから、戦力の急速増強を目指す現下の時局に於ても、青年學校教育の效果に俟たねばならぬ部分が極めて大きい。

併し乍ら、今日の時局は教育全般に付非常措置を講ずる要を認むる場合であるから、青年學校に付ても、重要軍需物資の生産に従事する生徒は、教室内に於ける授業は極力之を縮減すると共に職場の實情に即して生産の飛躍的基強に最大の貢獻を致させねばならない。これがため今日非常措置の方針に基き(イ)道府縣で規定せる各學年の教授及訓練標準時數が、青年學校令及び同令施行規則に規定する教授又訓練時數より多い場合には、青年學校令等に規定する最低限に迄縮減すること、(ロ)必要に應じては、普通學科の教授及び訓練時數の一部を減じ、これを職業科の教授及び訓練時數に増加し得ること、(ハ)職業科の教授及び訓練は、職場の練達者を教員として増置すると共に、適切なる實習要目を編成して教育の徹底を期することに依つて、その時間に於ける職域勤勞を以て、教授及び訓練時間として取扱ひ得るやうにしたこと、(ニ)工場、事業場に設置する青年學校以外の青年學

校でも、航空機、造船等重要軍需物資を生産する工場、事業場に勤務する生徒は、前各項に準じて教授及び訓練の取扱ひを爲し得ること等各般の非常措置を講じたのである。勿論これは修身、公民科等を輕視する意味では無いのであるから、職員をして特に生徒の家庭及び寮舎等に於ける自學自修を指導せしむると共に生活訓練を徹底せしめ、教養の向上を圖らねばならぬ。又工場事業場に於ける生徒の健康保護及び思想の補導には今後一層特別の留意を拂ふ必要が有ると思ふ。つまり、講義としての修身公民科は、實踐教育として具體的事實に即して更に徹底さるべきである。従つて、國定の青年修身公民書に必ずしも依ることなく、教授及び訓練の時刻及場所を適當に定めてこれを實施し、修練の徹底を期することとなる。又教練科は愈々これが充實強化を圖り、實戰即應の基礎訓練の徹底に資すべきこと勿論である。

以上各種の措置を實施するためには學則變更その他事務上の手續が必要になるが、これらは成るべく簡敏を旨とし、文部省からもそのやうに通牒が出て、具體的に簡略化の指示が行はれた。殊にこの臨時措置を適用すべき重要軍需生産關係の工場事業場は具體的にどれとどれかと云ふ事に就いては地方長官に於て責任を以て決定することとなつてゐる。各學校に於ても、學校行事、生徒の通學等に時間を徒費せしめないやうにする等學校運営上特別の工夫を凝らさねばならぬと思ふ。

最後に青年學校には厚生省の所管する技能者養成施設との一元化問題がある。事實兩者を統合簡素化し、勤勞に従事する皇國青年鍊成の一元化を圖ることは、工場事業場に於ける生産力増強上喫緊の事であるから、文部省では目下關係官廳と協議の上青年學校制度の改善刷新と共に青年學校に於て技能者の養成をなす方策を考究中である。

(ハ) 女子教育の刷新

男子就職就業の禁止職種の指定は、女子の勤勞戦線に一大異變を生じた。のみならず、一般勞務動員の緊迫化は、女子の勤勞動員を更に徹底強化する要緊なるものあり、女子教育の刷新も亦この線に副つてなされるべきは當然である。併し、十月の臨時議會で東條總理も言明された通り、女子は飽く迄家庭の人であり、良妻賢母として家庭を治め、子弟の教育に専念するのが本領であり、我が家族制度の長所として、我が國の強さの根源を爲すものである。従つて、文教上の方針としては、女子教育は飽く迄貞淑なる日本婦人の育成を根幹とせねばならぬことは今日と雖も變りが無いのである。従つて、國家悠久の發展を所期する上から、高等女學校を全面的に女子實業學校に轉換することは必ずしも賛成し得ない。寧ろ、高等女學校實業科の刷新強化を圖り、實業教育の振興に資すべきであると思ふ。しかも、その内容は男子と異り、商業教育が相當重要な部分を占めるであらうし、更にそれには男子商業學校の商業關係擔任教員を活用すべきであること前述の通りである。これは國民學校高等科女子に對する實業科の教育に就いても同様である。即ち、文教政策としては、女子の勤勞戦線出動は非常臨時的なものであると考へるべきで、殊に女子の専門教育は更に一層徹底すると共にこれを特殊少數の人に課すべきである。これは勿論一私見に過ぎないが、歐米と我が國とは國家構成の根本が違ふのであるから、同様に談ずることとは出来ない。男子商業學校の轉換に關し、女子商業學校に轉換するのは工業學校・農業學校にどうしても轉換出来ないものに付き、特殊例外的にこれを認めんとし、又女子専門學校は男子専門學校と異り、「整理ノ目標ノ外トシ其ノ教育内容ニ付テハ男子ノ職場ニ代ハルベキ職業教育ヲ施スガ爲ニ所要ノ改正ヲ行フ」こととし、必ず

しも積極的に擴充強化せんとしないのは正しい措置であると考へる。

女子の勤勞動員徹底強化方策として、女子勤勞挺身隊の結成が文部會議の決定となり、その結果文部省總務局長と厚生省勤勞局長から各地方長官に傳達された。勤勞動員の通牒に文部省が連名してゐるのは、この女子の挺身隊が主として女子中等學校卒業者に著目し、女子中等學校長を中心に、同窓會の活動に依り結成を促進せんとするからである。「専門學校以上ノ卒業者ハ可成其ノ母校タル女子中等學校ヲ單位トスル組織ニ編入スルモノトスルモ、事情ニ依リ専門學校單位ヲ以テ女子勤勞挺身隊ヲ組織スルモ支障ナキト」となつてゐる。併し、これは勤勞報國隊と異り、結局集團的契約か或は個別契約かいづれかで、工場側と雇傭契約を結び、一ケ年乃至二ケ年繼續してしかも通勤を原則とするものであるから、女學校中心であると、この通勤に支障を來す恐れがある。従つて、地域的結成を適當とする場合は、市區町村長とか青少年團長が指導して女子青年團などを中心に結成せしめることとなる。これには反面工場等の勤勞生活上、國民學校だけの出身者と高等女學校の出身者とは、教育趣味等を異にするから、これを混合すると永い間には行く行かぬ恐れがあると云ふ説もある。土地の事情、從來の慣習、或ひは工場に於ける仕事の性質等に依り色々異なるであらうから同窓會中心でやるか青年團中心でやるかは各地方の實情に應じ適當に考ふべきである。ただ女子教育のところ述べてた如く女子の職場は結局家庭が中心であるから徵用制度を布くことは出来るだけ避くべきであり、又徵用に準ずる強い勸奨に依り單獨就職か勤勞挺身隊の形に依る團體的な就職かを必ずさせねばならぬと云ふ形式的な一律の取扱ひにも賛成致し兼ねる。家庭に於て非常に手不足で娘を挺身隊で出すために女中をもう一人増加せねばならぬ等と云ふ事態が起つたら、本末顛倒も甚だしい結果となる。況んや家族が小人數でしかも病人がある等とか今迄女中がゐたのを解雇して女學校

を出た娘を代らせて使ふ等と云ふ如き場合は必ずしも出勤しなくてもよいと思ふ。要は勤勞を輕蔑した從來の觀念を一掃して、上流社會に於ても有閑的な存在が一人も無いやうにすることが眼目で、勞務關係の者は熱心の餘り兎角行き過ぎることが多いから注意すべきである。殊に女學校などで純心な女生徒を脅す如き言辭を弄し、屢屢徴用と云ふ最後の切り札を見せびらかして事實は強制的に出勤させるが如きは絶対に反對である。學校長は個々の生徒の實情をよく調査して、常に女子の本分を念頭に置きつつ、時局の要請に極力即應すべきである。それがためには父兄殊に母子の理解を深めることが最善の方法で、大政翼賛會などが中心となつて婦人會、隣組等の活動に依る女子の勤勞動員強化の機運を徹底することが一層有効でもあり、又穩當な方法である。なほ、女子學生の勤勞報國隊に付ては後に述べる。

(ニ) 中等學校修業年限四年制度の施行期繰上げ

十八年春公布を見た新制中等學校令は昭和二十二年度から實施することとなつて居つたのであるが、これが施行期を繰上げて昭和二十年三月と致したのである。これが動機は、一應徴兵適齡迄に専門學校教育を修了し得る建前にする點にあることは勿論であるが、他面に於ては、一日も早く實社會に出て實務に従事せしめ、今日の國民動員の逼迫を少しでも緩和せんことを所期したこともある。従つて、從來は高等學校・大學豫科のみは、四學年修了で入學資格が出來たのであるが、今後は専門學校等に於ても四學年修了で入學出來るやう、これは昭和十九年三月から實施する手筈である。即ち、昭和十九年三月から上級學校の入學資格を附與される中等學校の生徒は、(イ)國民學校初等科修了を以て入學資格とする、修業年限五年の中等學校(専檢指定學校も同様)の第四

學年修了者、(ロ)國民學校高等科修了程度を以て入學資格とする修業年限四年の中等學校の第三學年修了者、(ハ)國民學校高等科修了を以て入學資格とする修業年限三年の女子中等學校(夜間に於て授業を行ふものを除く)の第二學年修了者である。右の臨時措置は昭和二十年度からは、單に上級學校進學の資格のみに就いて認めるばかりでは無く、全般的に修業年限に關する制度として改めることとなつたのである。従つて、昭和十九年度は上級學校に進學しない者は、尙ほ從來の制度で、中等學校五ヶ年修了の課程を履習せねばならぬが昭和二十年度からは全部四ヶ年で修了する譯である。何故に、かくの如く、一ヶ年後の昭和二十年度からしか四年制中等學校の實施をしないかと云ふと、十八年に中等學校の第二學年以上に在學する者は舊制度に依る中等學校教育を受けつつあるのであるから、直ちにこれを新制度に切り替へることは出來ない。一ヶ年の餘裕を置いてその間に四年制度が實施し得るやうに速急に教育内容の刷新をせんがためである。ここにも、單に目前の非常時局のみを對象とせず、常に國運の悠久なる發展を所期し、中等學校教育の内容の常に充實向上せんことを期しつつあることが窺ひ知れる。

なほ参考のため昭和二十年度に中等學校修業年限四年制を繰上げ實施せられるものを左に列舉して置く。

- 一 國民學校初等科修了程度(以下初修と稱す)を以て入學資格とする修業年限五年の中等學校(文部省主管専檢指定の學校を含む以下同じ)の第二學年及第三學年に現に在學する生徒の修業年限は四年とす。
- 二 國民學校高等科修了程度(以下高修と稱す)を以て入學資格とする修業年限四年の男子中等學校の第二學年に現に在學する生徒の修業年限は三年とす。
- 三 夜間に於て授業を行ふ中等學校又は其の課程にして初修を以て入學資格とする修業年限五年のもの第二

學年及第三學年に現に在學する生徒の修業年限は四年とし高修を以て入學資格とする修業年限のもの（實業學校を除く）の第二學年に現に在學する生徒の修業年限は三年とす。

（ホ）各種學校の整理刷新

各種學校の指導監督に關しては、既に昭和十七年八月三十一日付文部次官通牒を以て、「各種學校中ニハ職員組織・教育内容・生徒定員・施設等ニ付遺憾ノ點不尠且戰爭遂行力ノ維持増強ニ必要ナル勞務給源ノ確保上適當ト認め難キモノ」があるから、技術員養成を目的とする學校、保健衛生關係従業者の養成を目的とする學校、教員及保母、養成を目的とする學校、海外發展を目的とする學校等を除き、當分の内學校の新設、生徒定員の増加は認めないやうに指示したのである。又この際既に右に列舉した學校以外の學校で戦時下不要又は不急と認むるもの或ひは教育上不良と認むるものは、出来るだけ廢止するか、他の適當な學校に轉換せしめることとし、又施設の整備、法人組織への改組、中等學校令に據るものへ種類の轉換等を実施するやう各地方長官に指達されたのであるが、時局の伸展はこれが趣旨強化のため、文部省に於て直接決定斷行する要に迫られ、十八年四月十九日の次官會議に於て、「各種學校ノ刷新應急措置ニ關スル件」を諒解事項として決定し、全國の各種學校及びこれに類する教育施設に付、教授事項・學校の規模・建物その他の設備狀況・教授訓育狀況・財政狀況・定員在籍者等を調査し、且つこれに關し存置すべきか閉鎖すべきか等には地方長官の意見をも徴し、慎重審議の結果、最近最後の決定を見、それぞれ地方長官に對し指令を發した。これは未報告の東京都の分を除き、報告總數二、三六四校、生徒數四〇八、三〇〇の中今回閉鎖と決定したのは學校數五九三（四分の一強）、生徒數六三、六〇三（六分

の一強）、内男生徒二一、六二〇、女生徒四一、九八三であるが、これとは別に整理を了した無線通信士養成施設二二校、生徒數一五、三八八を加算すると、學校數六一五校、生徒數七八、九九一、内男生徒三七、〇〇八、女生徒四一、九八三の尨大な數に上るのである。

併し、以上の整理は「教育ニ關スル戦時非常措置方策」の趣旨を十分參酌して實施したのではあるが、更に存置と決定した學校に就いて、右非常措置方策に基く第二段の措置として存置の上で學校在學中の生徒に對する徵用除外の指定をなすべく、その學校の選定に關し具體的な研究を進めつつある。この結果は、學校としては一應存在するが、生徒は全部徵用され、戦時非常の間は事實上閉校の己むなきに到るものも出て來るであらう。

今回の非常措置に於ては、各種學校の整理上男子と女子とを區別し、「男子ニ付テハ專檢指定學校」の外主として理工科關係の特種のもののみを除外例とせんとするに反し、「女子ニ付テハ專檢指定學校ノ外戦時國民生活確保上緊要ナルモノ」即ち看護婦・保健婦・榮養士等の養成を目的とするもの、或ひは「職業輔導上必要ナルモノ」即ち、タイピスト・保母等の養成を目的とするもの等を除外例としてゐる。殊にこの「職業輔導上必要ナルモノ」の範圍は、男子就職就業の制限との關係から、簿記・商業要項・珠算等事務補助者・理髮師・車掌・驛夫其他の養成等迄飛躍的に擴大して考ふべきである。十八年度國民動員計畫要綱に於ては、各種學校に關しては、徵用除外の處置をなすには文部、厚生兩大臣協議指定したるものなることを要するから、この第二次措置に付ては、文部、厚生兩省の協議を必要とするであらう。ただ、この際注意的に附加して置くが男子就業禁止の適用除外方針として、勤務の傍ら工鑛業に關し時局下緊要なる技術者の養成を目的とする學校に就學中の者で、他の業務に轉換従業する時は通學者しく困難となる場合は、男子就業禁止職種に依然として従業してよいこととなつてゐる。

る。これは各種學校の整理刷新をする上に於ても、考慮すべき事項であらう。

(一) 學徒勤勞動員の強化

學徒の戰時勤勞動員の強化は、既に述べた如く、現下の時局に於ける絶對的な要請であり、去る六月「學徒戰時勤勞體制確立要綱」を決定しその要請に應ふところがあつたが、それは殊に勤勞期間の點に於て未だ不徹底なるものがあつたのである。然るに、今回の非常措置方策に於ては、「在學期間中一年ニ付概ネ三分ノ一相當期間ニ於テ之ヲ實施ス」ることとなつたから、一年のうち四ヶ月は出勤せしめ得る譯である。勿論これは必ずしも授業を廢して出勤し得る期間ではないのであるから、休暇期間、日曜祭日等の出勤日数を加算すれば、四ヶ月の期間は學業の進度に重大障礙を齎すとは斷じ難い。併し、現在の學科課程を編成した頃は、授業時数を充當し得る期間は三十日を以て限度とすることとなつてゐたから、たとへ修練の時間を全的にこれに振り向けるとしても四ヶ月にはなほ相當の開きが有る。従つて、一部には早急に學科課程の再検討を行ふべき旨の説をなす者があるが、四ヶ月の期間は最大限度を示すものであり、一般にはこの限界に到達すること困難であるばかりでなく、指導上から云つても、低學年から順次高學年に到るに従ひ期間を延長すべきで、四ヶ年以上の學徒にのみ期待すべきであると考へるが故に、この際は規程はその儘とし、非常臨時措置としてこれを取扱ふべきものである。

それにしても、「一年ニ付概ネ三分ノ一」出勤出来るならば、中等學校では一ヶ年内外、高等學校では八ヶ月、大學高等專門學校では大體一ヶ年、更に修業年限の短縮をし、一日も早く實社會に送り出して貰つた方が、勞務動員上一層有效であると云ふ説がある。併し、今回の非常措置方策でも、「學徒戰時勤勞體制確立要綱」と同様、

教育ノ一環トシテ學徒ノ戰時勤勞ヲ強化シたのであつて、勤勞を強化しても、それは教育練成の内容を強化したものと考へねばならぬ。即ち、勤勞教育、勤勞即練成の具體的實踐教育の徹底である。學徒の勤勞は單なる勞務の提供とは異なる。従つて、三年の學校の修業年限を一年間短縮して早く實務に就かしむる方法が勞働能率を擧げ得るとの説には賛成出来ない。學徒を二年間よりは三年間教育の埒内に於て練成し、教師の指導下で練成し、しかも一層その方法に付き工夫を加へて、その効率を擧げるに努め、行學一體の教育効果を完うすべきだと考へる。況んや、單に勞務關係の緊迫せる理由のみを以て、專門學校以上の學徒の授業を一時停止し、學徒全部が工場事業場等の勤勞に服せしむべきであると云ふが如き説には絶對に賛同出来ない。國家の人材活用方策は、飽く迄適材を適所に用ふるにあつて、高等專門教育を受けた國家の指導階級に屬すべき者と一般勞務員とを同じ職場で同様に働かせるなどと云ふことは、國家的に見て不經濟極まることで、戦力増強を所期する所以では無い。中等學校以上の學校在學者にも徵用令適用範圍を擴大すべしと云ふ議論も、右と同じ理由で國家のため採らざるところである。

(五) 國土防衛強化を目的とする諸施策

國土防衛の強化に關しては、既に述べた如く、「學徒戰時勤勞體制確立要綱」に於て比較的詳細に決定し、學校報國隊の整備、戰技訓練、特技訓練の徹底、適性登録制度の確立、訓練教程の制定、防空訓練の徹底、中等學校以上の女子學徒に對する戰時救護に關する訓練強化等、全般に亘つて既に着手し或ひは將に着手せんと準備中である。特に學校防空に關しては、逸早く、學校防空協議會を設立し、學校防空指針作成特別委員會を特設して劃

期的な「學校防空指針」を作成した。殊に、空襲の苛烈化を豫想し、防空上重要な都市では、警戒警報發令と同時に授業を休止し、中等學校第二學年程度以下の生徒児童は歸宅せしめることとしたこと、中等學校第二學年程度以上の生徒、國民學校兒童等は防空活動に従事せしめないこととしたこと、防護監視員は空襲警報發令後でも待避せしめないこと等々非常態勢整備に、相當思ひ切つた方針を採用したのである。

併し、今回の非常措置方策に關聯して最も重要なことは、從來手を觸れなかつた學校の地方分散の積極的敢行である。最近急激に喧しくなり、現に十月下旬の議會で成立した防空法の全面的改正に依り、建築物の強制移轉命令を主務大臣が發し得ることとなり、都市疎開の機運は、頓に濃厚となつて來たのである。文部省に於ては、中等學校以下の生徒児童の地方分散に付ては、我が國の家族制度の維持と歐米の實例等を勘案して、これは父兄から引離して分散せしめる方針を採らず、専ら父兄の地方分散に隨伴して行はしめることとしたのである。

従つて、父兄等保護者が「國土防衛態勢強化ノ方針ヲ體シ、特ニ人口疎散ヲ實施スベキ地區トシテ指定セラレタル地區ヨリ其ノ他ノ地區ニ轉住セントスル」場合に於ては、「其ノ子弟ニシテ現ニ中等學校ニ在學スル者ノ轉學ニ付テハ」轉學せんとする學校の定員の如何に關せず、その轉學を許可すべきこととしたのである。尤も、關東大震災の時の實例に徴し、かかる場合轉學せんとする學校の選擇を本人或ひはその父兄の自由に放置する時は、總べての者が最も良い學校を狙つて集中するであらうから、これを防壁し現在在學する學校と大體匹敵する學校を地方長官が決定することとしたのである。本人の志望を徵することは勿論であり、又本人の學業成績、轉居先と學校との距離、通學上の便宜その他を參考として、地方長官がこれならと考へたところへ轉學決定、本人の履歷書、願書等を轉學先の學校長に轉送、當該學校長は此の送付を受けると、所定の手續きに依つて轉學せしめるのである。

のである。

大學高等專門學校に付ては、右に反し、學生生徒はその家族の疎開とは切り離して考へ、轉學に付ては從來と方針を變へない。其の代り學校そのものを防空上の必要から積極的に地方分散をせしめることとしてゐるのである。文部省では、これを今回の非常措置方策に基く、大學高等專門學校の移轉整理又は統合整理に關聯して行ふこととしてゐる。従つて、官立大學は勿論私立大學も、今向の整理に依つて、極く少數のものに縮減されることと思ふが、常に京濱地方・阪神地方・名古屋地方・北九州地方等防空上重要な都市、殊に所謂學校規制地域以外の既設備を成るべく利用し、移轉せしめることとしたのである。なほ、建築物の移築、或ひは學校の移轉に伴ふ諸經費等は、「政府ニ於テ之ガ補助其ノ他必要ナル方途ヲ講ズ」ることとなつてゐる。

Ⅰ 「教育ニ關スル戰時非常措置方策」實施の影響

以上撰述したるところに依つて明かな如く、今回の非常措置はその範圍の宏大なるとその改革の徹底的な點で恐らく明治初年學制頒布されて以來未曾で見ざるものであるが、大東亞戰爭がわが國三千年の歴史に於て、未曾だ會て見ざる一大決戰であることを考ふれば、これ亦當然のことであると云へる。併し乍ら、教育のことは他の如何なる部面よりも一層その效果如何は、人に懸つてゐる。行政的措置は比較的簡單であつても、その有效なる實施は教育關係者の頭の切り換へをなさなければ、これを期待することは出来ない。殊に教職員は、從來とても若き學徒の純情と熱誠に比べ、稍々もすると反つて後れをとる恐れがあつた。況んや、今や學徒は身を挺して第一線に出動したのである。彼等が戦線の巷に於て、死線を馳驅して來た體驗を以て、再び學志に歸る時、その涵養された逞しい創造的實踐力は從來の學業を自ら徹底的に刷新し、實踐的な指導力を有し、且つ総合的企畫能力を有する大東亞十億の民族の眞の指導者たるにふさわしい人物育成が實現するであらう。その時に於て、教職員が銃後に於ける修練を怠ることに依り、萬一教育者としての權威と信望を失墜するが如きことがあつては、わが國教育の振興向上にとつて、由々しい一大事である。教職員たるものは今回の措置が「學校教育ノ全般ニ互リ決戰下ニ對處スベキ行學一體ノ本義ニ徹シ教育内容ノ徹底的刷新ト能率化トヲ圖リ國防訓練ノ強化、勤勞動員ノ積極且ツ徹底的實施ノタメ」講じられたものであることを深く體認して、潮の如き時局の急進展を觀念的にでな

く、實踐的に把握しなければならぬ。それには國防訓練、勤勞動員に於て率先垂範するは勿論、大學高等専門學校の法文經系統教職員各位は大東亞各地に自ら進出し、或ひは國內の直接戦力増強に關する諸事業に自ら携つてそこから眞の日本的なるもの、大東亞固有のものを見出し、これを學問として、或ひは教育實踐の源泉として培つてゆくことに努めなければならぬと思ふ。

學校經營に當る人々にとつても、或はこの非常措置方策が晴天の霹靂の如く感ぜられ、この措置に對して不平不満を持つ向きがあるかも知れないが、今回の非常措置は、最初に述べた如く、教育部面だけが取り立てて改革されたのではなく、廣く國政全般に互つて、超非常難局を突破し、完全に勝ち抜かんがために採られた手段の一環であつて、われわれはこの一大決戰に際會せる今日の時局を知り豫め自からかくあらねばならぬと考へるとき、その實施の寧ろ遲きに失したることを感ずる位である。この時局は政府の掛け聲だけでは乗り切れない。全國民が火の玉の如く一つになつて、大東亞戰爭完勝に向つてひたむきに突進せねばならぬ時である。教育關係者全體否國民全部がそれぞれ本措置は自分が爲し遂げねばならぬものであることを自覺して、この方策が圓滑に且つ急速に完遂出来るやう全力を傾注すべきである。

教育ニ關スル戰時非常措置方策

(昭和十八年十月二日閣議決定)

第一方 針

現時局ニ對處スル國內態勢強化方策ノ一環トシテ學校教育ニ關スル戰時非常措置ヲ講ジ施策ノ目標ヲ悠久ナル國運ノ發

第二 措 置

展ニ考ヘツツ常面ノ戰爭遂行力ノ増強ヲ圖ルノ一事ニ集中スルモノトス

一 學校教育ノ全般ニ互リ決戦下ニ對處スベキ行學一體ノ本義ニ徹シ教育内容ノ徹底的刷新ト能率化トヲ圖リ國防訓練ノ強化、勤勞動員ノ積極且ツ徹底的實施ノ爲學校ニ關シ左ノ措置ヲ講ズ

(一) 國民學校

義務教育八年制ノ實施ハ當分ノ内之ヲ延期ス

(二) 青年學校

工場事業場ニ於テ生産ニ從事スル生徒ニ付テハ教室内ニ於ケル授業ハ極力之ヲ縮減スルト共ニ職場ノ實情ニ即シテ生産ノ増強、戦力ノ増進ニ資スル如ク刷新改善ス

(三) 中等學校

(イ) 昭和十九年三月ヨリ四學年修了者ニモ上級學校入學ノ資格ヲ附與シ昭和二十年三月ヨリ中等學校四年制施行期ヲ繰上げ實施ス

(ロ) 昭和十九年度ニ於ケル中學校及高等女學校ノ入學定員ハ全國ヲ通ジ概ネ前年度ノ入學定員ヲ超エシメズ工業學校・農業學校・女子商業學校ハ之ヲ擴充ス

(ハ) 男子商業學校ニ付テハ昭和十九年度ニ於テ工業學校・農業學校・女子商業學校ニ轉換スルモノヲ除キ之ヲ整理縮少ス

(四) 高等學校

(イ) 高等學校ニ付テハ徵兵適齡ニ達セザル者、入營延期ノ措置ヲ受クル者等ニ對スル授業ハ之ヲ繼續ス

(ロ) 昭和十九年度ノ入學定員ハ文科ニ在リテハ全國ヲ通ジ概ネ從前ノ三分ノ一ヲ超エシメズ、理科ニ在リテハ所

要ノ擴充ヲ行フ

(五) 大學及專門學校

(イ) 大學及專門學校ニ付テハ徵兵適齡ニ達セザル者、入營延期ノ措置ヲ受クル者等ニ對スル授業ハ之ヲ繼續ス

(ロ) 理科系大學及專門學校ハ之ヲ整備擴充スルト共ニ文科系大學及專門學校ノ理科系ヘノ轉換ヲ圖ル

(ハ) 文科系大學及專門學校ニ付テハ徵集猶豫ノ停止ニ伴フ授業上ノ關係並ニ防空上ノ見地ニ基キ必要アルトキハ適當ナル箇所ヘ移轉整理ヲ行フ

私立ノ文科系大學及專門學校ニ對シテハ其ノ教育内容ノ整備改善ヲ圖ルト共ニ相當數ノ大學ハ之ヲ專門學校ニ轉換セシメ專門學校今後ノ入學定員ハ概ネ從前ノ二分ノ一程度タラシムルヤウ之ガ統合整理ヲ行フ

(ニ) 女子專門學校ハ前項ノ整理ノ目標ノ外トシ其ノ教育内容ニ付テハ男子ノ職場ニ代ハルベキ職業教育ヲ施スガ爲ニ所要ノ改正ヲ行フ

(六) 各種學校

(イ) 男子ニ付テハ專檢指定學校及時ニ指定スルモノノ外之ヲ整理ス

(ロ) 女子ニ付テハ專檢指定學校ノ外戰時國民生活確保上緊要ナルモノ及職業輔導上必要ナルモノヲ除キ之ヲ整理ス

二 教員ノ確保ヲ圖ル爲概ネ左ノ措置ヲ講ズ

(イ) 教員養成諸學校ニ付テハ其ノ授業ヲ繼續ス

(ロ) 教員養成諸學校卒業者ニ付テハ從前別段ノ定ナキ者ニ在リテモ一定年限ノ就職義務ヲ課ス

(ハ) 現役以外ノ軍人及嘗テ軍人又ハ官吏タリシ者其ノ他學識徳望アル者ヲ教育者トシテ採用スルノ方途ヲ講ズルト共ニ技術者其ノ他實務擔當者ニ付廣クソノ協力ヲ得ル如ク措置ス

(ニ) 教員養成諸學校ニ付所要ノ擴充ヲ圖ル

- 三 教育實踐ノ一環トシテ學徒ノ戰時勤勞動員ヲ高度ニ強化シ在學期間中一年ニ付概ネ三分ノ一相當期間ニ於テ之ヲ實施ス
 - 四 在學中徵集セラレタル者ノ卒業資格賦與ニ付テハ特別ノ取扱ヲ考慮ス
 - 五 在學中徵集セラレタル者ノ除隊後ノ復學ニ付テハ特別ノ便宜ヲ圖ルト共ニ統合整理セラレタル學校ノ潛在學者アル場合ニ於テハ臨時ニ必要ナル施設ヲ講ズ
 - 六 學校ノ統合整理ニ伴フ教職員ノ措置ニ關シテハ綜合的ニ之ガ再配置ヲ圖リ轉換スル學校其ノ他必要ナル部面ノ所要ニ充當シ特ニ大學、專門學校教職員ニ付テハ可及的其ノ研究ヲ繼續シ得ル如ク措置ス
 - 七 本要綱實施ノ爲必要アルトキハ學校及學科ノ廢止、授業ノ停止、定員ノ減少、學校ノ移轉等ヲ命ジ得ル如ク法制上必要ナル措置ヲ講ズ
 - 八 學校ノ整理、轉換、移轉等ヲ命ジタル場合又ハ本要綱實施上特別ノ必要アル場合ハ政府ニ於テ之ガ補助其ノ他必要ナル方途ヲ講ズ
- 尙特ニ私立ノ理科系大學及專門學校ノ場合ニ在リテハ其ノ學校ノ經理上必要アリト認メタルトキハ政府ニ於テ經常費ニ付適當ナル補助ヲ爲スモノトス

第四篇 文教政策の展望

1 教育の綜合計畫化

(一) 人材養成計畫の設定

高度國防國家の建設は必然的に教育面に於ても綜合的な計畫性の付與を要求してゐる。嘗て世に氾濫してゐた所謂高等遊民は、勿論經濟界の變動に基くものではあるが、教育の綜合計畫化は、國家發展の過程を政治・經濟・社會・文化等あらゆる面に互つて検討した結果、高邁なる識見と透徹せる洞察力とを以て判斷せられたる結論として生れて來るべきものであるから、時々刻々變移する社會の様相によつて、國家の人材が浮沈常ならぬはかない存在であつては、皇國文教に欠くところありと云はねばならぬ。然らば現在教育の綜合計畫化の中核乃至は中心目標となるものは何か。云ふ迄も無く高度國防國家の建設と大東亞の建設である。此の二大目標——それは窮極に於て一つであるが——に向つて、差當り實施せられつつある教育面の計畫化は人材養成計畫の設定と學校建設の國土計畫である。それは學校の連絡や入學制度の改革とも深い關聯を持つものである。従つて本項に於ては此の二題目を採り上げて解説を試みたいと思ふ。

一體國家の要求に基いて計畫的に學校學科の新設擴充を行はんとしたことは、既に相當古くからである。滿洲事變勃發後滿洲の産業開發と國內の國防産業振興のため、文科系統よりも理工科系統の學校學科の増加に努力せ

ねばならぬと云はれ出し、學校學科の新設擴充の決定許可案に關するその努力が最近相當の實績を見せて來たのである。特に支那事變勃發後この傾向は顯著となり、當時文科系統と理科系統との學生生徒定員の比が六五乃至七〇%對三五乃至三〇%だつたのが、最近ではほぼ五分五分になつたと云はれてゐる。これは私立學校を加へた數であるから、官公立だけについて云へば、理科系統が相當多くなつてゐると云ふことが出来る。併し、最近この傾向に更に計畫性を附與するために、企畫院を中心として所謂人材養成計畫を樹立し、これに基いて學校學科の建設擴充計畫を設定せんとし、昭和十八年春以來協議を重ね先づ官民を問はず、あらゆる部面に於ける將來五ヶ年に亘る大學專門學校及中等學校卒業者需要見込數を調査することとなつた。

右調査の範圍は陸海軍は勿論各省(外地滿關支南方にあつてはそれぞれ各地域毎行政上の指揮監督下にある民間工場・事業場・事務所・店舗・病院・學校・研究所等の需要見込數に互り、その調査區分も男女別、學校の程度別は勿論その學科の分類についても、例へば大學專門學校の農科については農學(農林生物學を含む)・農業經濟・農藝化學(醸造學を含む)・林學・水産・蠶絲・畜産・獸醫・農業土木、中等學校中農業學校については農業・林業・畜産・獸醫・蠶業等かなり詳細に互つてゐる。又これと共に産業別事務職員教育程度調査を行ふこととなり、工場・鑛山・會社・商店及び交通・通信等につき昭和十七年末現在を以て調査したのである。これらの調査は最近略々完成し、整理中であるから、これが出來上れば人材養成計畫に重要な參考資料を提供することとならう。併し、この調査に現れる需要見込數は相當危大なものとなるであらうが資材關係、教育者の供給關係の上から制約を受け、實施上幾多の問題を提供することが豫想されるのである。

この人材養成計畫を實施する上に於て更に參考となるものは、技術院の科學審議會に諮問された陸海軍大臣の

諮問第二號「科學技術要員ノ量的並質的整備ニ關スル具體的方策如何」に對する答申である。この答申作成のため九つの部會が設けられ、既に一二を除いて一應の答申案が出來たので、實施官廳である文部、厚生兩省では、實施上の見地から答申案の調整を行ふため、十八年七月特別部會を設け、文部、厚生兩省始め關係各官廳が加はり検討を進めつつあり、その中急速實施を要するもの又は實施可能なるものは速かに實現されることとならう。

次に人材養成計畫實施に當り従來行はれ來つた施策中教育戰時非常措置方策の線に副つて今後一層強化せられると考へられるものは、(イ)學校學科の新設擴充に對する認可の制限強化。文科系統、中等學校に於ける商業系統の學校の新設擴充は認可されなくなり、中學校、高等女學校も入學難の極めて甚しいところは格別一般的には認可が難しくなるであらう。理工科系の大學高等專門學校の新設擴充及びこれがため必要なる高等學校、大學豫科の擴張は出来るだけ迅速且つ大規模になされるであらう。尤も一口に理工科系と云つても戦力増強のためにこれらある企業整備の線に副つて學科の種類は自ら限定され、更に進んでは實業學校より大學に至る既存の學科再検討がなされて、不急不要なるものの廢止又は縮少と、緊要なるものへの轉換が急速に實施せられねばならぬし、又これに伴ふ教職員補充計畫、或ひは擔任學科の轉換に伴ふ教員再教育問題等が當然起つてくる譯である。

(ロ) 青年學校教育の刷新充實と他種學校との連絡強化及び職業科の再編成。これは技能者養成令に基く技能者養成との關係に於て第八十議會でも論議され、文部・厚生兩大臣から其の統一が言明せられたことも關聯し目下關係方面で研究中であるが、青年學校は近き將來國民學校八年制の完成に伴ふ普通科の廢止問題、青年學校卒業者に一定の資格を付與する問題と共に、人材養成計畫遂行上特に技能者養成上重要な問題として早急に解決されねばならぬ。各種學校の整理刷新もこれに關聯して想起されねばならぬ問題であるが、これについては專

ら各種學校教育刷新と國民動員計畫上の給源確保の點から考へられてゐる。併し、そのうちには、例へば整理の規準として揚げられてゐる不急不要の學科の内容、緊要なる學科の内容等には、多分に人材養成計畫遂行上の用意が含まれてをり、必ずや近き將來に於てこの面から各種學校問題が採り上げられる時が來ると思はれる。

(ハ) 最後に忘れてならぬものは學校卒業者使用制限令の運用問題である。現在に於ても所謂ウエートの問題として産業別に相當詳細に國家的立場から考へられた重要度が吟味せられてゐるが、實際に本令の適用を受ける學科の履修者——その數は今後益々飛躍的に増大すること必然であるが——の割當には更に一層重點的にウエートを決定し、強度にこれを活用することが要求されてゐる。人材養成計畫は理論としては必然に人材の國家管理を要請するが、議論の餘地があるので、イデオロギーの問題としていまのところその一步手前に止まつてゐる。しかしこの學校卒業者使用制限令の運用問題こそ、人材養成計畫窮極の問題と云つても過言ではないと思ふ。

(二) 學校の連絡と入學制度改革

學校間の連絡即ち學校系統に於ける上下の關係は、學校教育の一貫性、入學者選抜の的確性等の諸問題を含み、頗る重大な意義を包蔵するものである。しかもそれは一方に於て上級學校入學の合否に終み學生生徒及びその父兄のみならず社會一般に波及する影響が甚大である點で大きな社會問題でもある。ここに文教當局が本問題につき絶えず深甚の注意を拂ひその措置に萬全を期せんとする所以がある。

特に最近は上級進學の志望者が年々に増大し、その競争率が益々苛烈となる一方であるのに對し、他面國家情勢は各方面に互る要員配置の必要から、進學を單なる個人の恣意にのみ委ねておくことを許さなくなりつつある

のである。従つてこれらの學校間の連絡に關する問題、又各階層に於ける學校の入學制度の問題は、この二つの相對立する社會的現實と國家的要請とを念慮しつつ適切に處理されなければならないわけである。然しながらそれは全然今後に残されてゐるものでなく、既に種々の形を以て現れ、實施せられてゐることは次項以下に敘する如くである。

學校間の連絡は各學校における教育目的と相並んで重大な性質を帯ぶるものであるので、教育審議會は特にそのために「學校間ノ聯絡ニ關スル事項」といふ答申(昭和十六年六月十六日)を行つてゐる。それは中等學校入學と高等諸學校入學との兩者に觸れ、後者は入學者選抜方法に關する一項に止まるが、前者は入學者考査方法の外、國民學校に於ける進學指導、國民學校及び中等學校の學校差の除去、中等學校の増設充實の諸項につき意見を列擧してゐるのである。

然るに學校間の連絡及びこれと緊密なる關係にある各學校の入學制度は更に一層廣汎な問題に觸れて來なければならぬ。これは國家的な人材養成の觀點より學校間の連絡及び入學制度は如何にあるべきかといふことである。その意味に於て昭和十七年五月三十一日發表せられた大東亞建設審議會の文教政策に關する答申要旨は頗る注目すべきである。就中「國防・産業・人口政策等各般の國策の綜合的要請に基き一貫せる教育の國家計畫を樹立し」といふ基本方針及び「國家の必要とする人材の養成計畫の設定」といふ方針は最も重要な項目で、まさに入學制度改革の新しい立脚點を示すものと考へられるのである。

(イ) 中等學校入學制度改革

中等學校入學に關聯する最近の重要問題は昭和十五年度より行はれた入學者選抜方法の改正である。これは學科試験を廢止し、入學考査、身體検査及び國民學校長報告の三者の綜合判定により合否を決定することにしたのである。爾來本年迄四回の實施を重ね、種々の論議はあるとしても、國民教育の歪曲を是正し、且つ國民體位の向上を圖らうとした所期の目的は相當達成せられたものと確信する。

然し入學制度そのものとして注目すべきは、右の如き考査方法よりも寧ろこの改正考査法の實施に關聯して現れた學區制及び綜合考査制である。これは昭和十七年度の入學者選抜に對し始めて本省が指示し、若干府縣にその實施を見たものである。學區制はある中等學校への志願の許される地域を限定するもの、又綜合考査制は二校以上の中等學校の入學考査及び入學者の決定を綜合して行ふものであるが、いづれも中等學校入學の問題を従來の如く全然志願者の自由意志に従つて處置するのではなく、そこにある程度の制約を加へることとした點が注目せられる。更に一層重要なことは、兩制度は所謂學校差の徹廢、優秀者の落伍の防止といふやうなことを狙つてゐること、かかる狙ひは結局一面凡ての中等學校をして均しく立派な皇國民鍊成の教育を施す學校たらしむると共に、そこに學ぶ者をして眞に中等教育を受くるにふさはしき資質をもつ者たらしめんとするのである。これは明かに學校教育の國家性及び人材養成の機能を確立し、又教育の計畫化を具現せんとする最近の文教新體制化の線に添ふものでなければならぬ。

學區制及び綜合考査制は前記の如く昭和十七年三月實施を見たものであるが、學區制は東京外五市縣に於て、又綜合考査制は京都府だけに於て施行せられた。これは何分最初の試みであるので、本省も極めて慎重な態度をとり、各府縣に考慮を促すに止めたためである。然るにその實施の成果は所期以上によく、特に京都の綜合考査

制に於て然るを認めため、次年度に對しては一層廣くこれを施行せしむべき方針を決定し、その趣旨の通牒を發したのである。その結果昭和十八年度に於ては學區制・綜合考査制共に實施府縣の數が著しく増加し、その延數は四十七道府縣の約半數に及んだのである。

一方中等學校制度改正を機とし、かかる入學制度に法令的根據を與ふることを計り、これを實現せしめた。中等學校・高等女學校及び實業學校等規程中に「地方長官必要アリト認ムルトキハ文部大臣ノ許可ヲ受テ中學校（高等女學校或ハ實業學校）ノ入學者選抜ニ關シ選抜區域ノ設定其ノ他適當ナル方法ヲ定ムルコトヲ得」とあるのがこれにより學區制及び綜合考査制は試験的時期を脱し確實なる基礎を與へられることになつたわけである。

（ロ）高専・大學入學制度の改革

高等學校入學に關して昭和十六年度よりその入學者選抜方法に改正が加へられた。即ち口頭試問を重視し、高校教育の本旨たる眞の人材選抜に努めること、筆記試問の學科選定に基本科目、第一次抽籤科目、第二次抽籤科目の別を設け中等學校における特定學科偏重の傾向を防止すること、筆記試問の問題は本省に於て作成、全國を統一して受験者の負擔を軽減することがその主要點である。爾後若干の修正は加へられてゐるが大體引續き右の精神に則つた選抜方法が行はれてゐるが、これは即ち中等學校の入學考査改正の趣旨に能ふ限り歩調を合せると共に、高等學校教育を授くる適格者の選抜につき適正を期したものに外ならない。

専門學校のうち實業的な専門學校の入學に關しては、昭和十六年度から特に口頭試問による人物全體の察知につき努めることになり又高等學校と同一期日に試験をするといふことになつた以外格別著しい改正はない。しか

して同一日の試験は種々の理由に基いて実施せられたのであるが、実施の結果に照らし、二年間行つただけで昭和十八年度からは又元通り日を別にすることとなつた。

高校、専門學校を通じ、昭和十六年度より、實業學校出身者の上級學校進學に制限が加へられることになつたのは、制度的ではなく、臨機の措置の形ではあるが、注目を要する事象である。即ち、昭和十六年度よりそれは實業學校卒業者の概ね一割とされたのである。その理由は専ら國家の技術的要員配置の要請に即應するためであつたのであるが、これは一面實業教育の完成教育的性格を明確にするものであり、その觀點より相當の意味あることとして見る要がある。

かくて高校及び専門學校に關しては尙その入學制度に於て特に見るべき改革が現れてゐない時、大學に於て却つて一足先に劃期的とも云へる制度が行はれることになつた。それは高等學校卒業者に對しては凡ての帝大及び官立大學を通じ入學試験成績と本人の志望とを基とし、綜合銓衡によつて何れかの大學の何れかの學科に入學せしめることを原則とするもので、一種の綜合制である。その理由とするところは時局柄所謂白線浪人の存在が許されないことと、高等學校教育が今回はつきりと大學教育の基礎たらしむべきものとなつたことにある。かかる入學制度が國內戰時態制の愈々進展せる昭和十八年度より實施せられたことは、最も顯著な時局即應の方策として刮目に値するが尙各般の學術及び職域における最高指導者の養成機關としての大學の國家的性質に照らし、この制度は極めて大きな意義を有することを感ずる。蓋しかかる綜合銓衡による入學方式は、専ら個々の入學志願者の志望と個々の大學の選抜とによつて處理されてゐた舊形態を改め、この半ばは國家の銓衡機關の手に移し、有爲の人材は必ず何處かの大學によつて育成せしむるやうに國家に於て措置せんとするものだからである。

右の如き高等學校・大學間の連絡の緊密化の半面には専門學校・大學間の連絡の變貌が必然の結果として生ずると考へられる。然し既に昭和十六年度より中等實業學校に對してと同様、實業専門學校卒業生に對してもその大學への進學は一割に制限せられ（普通専門にも大體同程度の制限が加へられてゐるが此の制限の範圍内で推薦せられる人のためには相變らず門戸を開くやうに定められてゐる）て來たが、今度は更にその受験につき専門學校は一樣に概して高等學校卒業者の次に取扱はれるやうな規程に制約されることとなつた。これは高等學校の大學豫科的性質が確認せられた今日已むを得ぬ次第であるが、又一面には、實業學校の場合と同様、完全なる専門の學術技藝の教育機關たる性格をはつきりさせたものと云ふべきである。

かくてこの新しい制度の成果には多大の期待がかけられてゐる。本制度が教育の國家性、教育の計畫化等に關してもつ意義は中等學校入學における學區制及び綜合考査制のそれよりも遙かに大であるし、又それは殘された問題たる高等學校及び専門學校の入學制度の改革に對し頗る大きな示唆を投げかけるものである。

(三) 國土計畫と學校の地方分散

入學制度が人材養成計畫遂行の内包的な問題とすれば、學校建設に關する國土計畫はその外延上の問題である。國土計畫が都市計畫として取扱はれてゐた頃から、學校の都會集中の弊は既に論じ盡されてゐた、それが企畫院内務省等で國土計畫の一部として採り上げられた時は、更に國防上防空上の問題としても考へられ、全國的に勘案せられることとなつた。併し、綜合的な計畫を樹立する前に差し當つて實施せらるべき應急措置としては、先づ學校の都市集中をこれ以上に甚だしからしめないことが必要であるから、昭和十七年來所謂一學校規制

地域ニ關スル暫定措置要綱」を決定し、特定地域を指定して學校規制地域となし、この地域内に於ける學校の新設、收容定員の増加、位置の変更等を認めないこととしたのである。この地域は大學高等專門學校と中等學校及び中等學校類似の各種學校では異なる。國民學校に就いて制限を設けないと同じ理由で中等學校以下は自宅通學を原則としてゐるに反し、大學專門學校は皆寄宿舎制を理想とし、二十四時間教育を標榜してゐるからである。夜間の學校についてはその使用する學校の畫間の收容定員内ならばこの制限から除外される。官立の養成施設で學校の名義を用ひないものでもこの要綱を準用することになつてゐる。又學校規制地域内に從來設置せられてゐるものでも校舎の大改築を必要とする場合には成るべく學校規制地域外にその位置を変更せしめるやうに措置することとなつてゐる。しかるに教育戰時非常措置方策によつてかかる規定は更に強力果敢に遂行されることになつたことは既述の通りで、ここではその疎開計畫の策定に當つて問題となるべき點を若干拾つて論ずるに止める。

學校分散地域として東京都が擧げられることは常識でもわかるであらうが、その他どこを入れるか入れないかが問題であり、又分散すべき學校の種類、分散の方法、時期、特に補償の問題等此の種國土計畫策定上この分散問題が一番難しいであらう。併し、その必要は極めて切實であるから早晩解決されねばならぬ問題であらう。

學校分散問題が後廻しとすれば、残るは將來新設せられる學校建設地の設定である。これには人口問題、交通産業上の問題或ひは國立公園その他鍊成施設の問題等と総合的に考究さるべき幾多の問題を含んでゐる。都市集注を避ける意味から小都市その他家屋の密集しない地域を選ばねばならぬことは勿論であるが、教師にその人を得るためにも住宅その他厚生施設の完備、圖書館その他の文化施設の整備等が必要であるから餘り僻遠の地に設けることは出来ない。殊に醫學關係の學校は病院の附設が必要だから相當の都市でなければ困ることになる。工

業關係の學校も一概に工場建設地を一切避くべしと云ふことは出来難い點もある。併し勞務者の通勤、生活物資の調達等から大都市近傍に設ける場合は少くとも三里隔たることが必要であると云ふ論者もある。この外學校建設地の選定に當つては、既存の學校の種類、土地の産業狀況、社會文化施設、交通水利の關係、衛生狀況特に風土病の有無、人情風俗或は史蹟その他の關係から學校建設の適不適等幾多調査研究すべきものがある。又出来るだけ既耕地を避けるべきであると云ふことも時局柄常識で判断し得ることである。これ等の問題についての全国的な調査は一應完了してゐるので、學校種別による再検討と人材養成計畫の設定に基く將來の學校新設擴充計畫の樹立に伴ふ學校新設數の見透しと共に具體的な學校建設に關する國土計畫が策定されるのも遠くないと思ふ。かかる國土計畫の策定は、わが國としては單に内地のみならず、廣く大東亞全地域に互つて考究されねばならぬし、現に研究されつつあるが、具體的には國內における計畫策定が先決問題であるから、大東亞建設てふ大目標を常に堅持しつつ差し當つて内地における學校建設の國土計畫を樹立せんとしつつあるのが現状である。

Ⅰ 國家的育英制度の確立

(一) 學校觀念の變遷と育英施設

育英施設の要望は相當早くから唱へられてゐたのであるが、今迄のところ、これが篤志の個人や特殊の目的を持つ團體の經營だけに委されてゐて、國の制度として強力に施設されるに至らなかつたことは、種々複雑な事情を原因として考へることが出来るであらうが、教育の總べてが戰時體制に切り換へられた今日になつて反省して見ると特に目について來ることは、教育に對する考へ方、すなはち一般の教育觀念が必ずしも妥當でなかつたと云ふ點である。今迄、教育は常に強い國家の要請上に立つものであると云ふことが、必ずしもはつきり意識されてゐなかつたことである。人材を育成して行くことは國家として甚だ重要な事柄であることだと充分に分つてゐても、その要求を満すためには、從來の習慣上、國民一人一人の比較的自由的な選擇と努力の結果にのみ期待を置いてゐた様に考へられるのであつて、それ故先づ個人の選擇が先行するため、個人的要求の故を以てのみ學校が觀念化される傾向が強くなつたのである。すなはち學校は個人或は一家の繁榮の手段として利用されるものとなつて來て、そのために要する學資の如きも、その利益のための投資であると云ふ風に解せられて來たのである。そうなれば、勢ひ經濟能力が問題となつて來るのであつて、たとへ心身共に將來有爲の材たり得る資

質に恵まれてゐても、經濟的能力を缺くものは、幾多の苦難の道を歩かなければならない。最も強く有爲の人材を要求してゐる今日に於ては、直ちにその不合理、不經濟なる所以を指摘し得るのであるが、以前の如き社會情勢や經濟機構に於ては、この不合理を修正しようと云ふ氣運を醸成することが、そう簡單には出来なかつたのである。

學校と云ふものに對する一般の考へ方が育英施設の性質を規定してゐる一例として師範學校の給費制度の變遷について考へて見たり、又わが國の古い學校、例へば奈良平安時代の大學寮の勸學田の増減や徳川時代昌平黌の寄宿寮と書生寮の施設上の差別等について考へて見たりすれば、この間の消息を充分明かにすること出来る。更にこの規定性は、この時代の學校一般に對する觀念によるばかりではなく、學校の種類や學科の性質に對する一般の考へ方にもよるものであつて、或る時は法科系統の學校學科に對して育英施設が強化されたり、又或時は理工科系統の學校や學科にその點が移つたりするのである。

育英事業を最も廣義に解すれば、天下に英才を求めて、遂に爲す有るに至らしめるところの諸施設一般を經營することであると思ふことが出来る。すなはち學生生徒の天賦を検してこれに適應せる學術技藝を施し、將來指導的立場に立つものとしての必要な鍊成を與へる教育事業の總べてを指すものと解せられる。故にそれはすべての教育現象の中で最も高度に發達した企畫的教育であると考へられる。従つてこの企畫性が本來育英施設の様相を決定すべき筈であるが、この廣い意味での育英、すなはち上級教育の本來の性格が、前述の狭い意味での育英施設の規定と必ずしも合致しないところに育英施設に對する反省や要望が叫ばれて來るのである。

程度の高い教育は特に國家の要請を十分に満さなければならぬ。そのために國家は自ら官立の諸學校を經營

もするし、又公私立の學校に對してかなりの干渉や要望もしてゐるのである。すなはち何れの上級學校にあつても、その教育企圖は國家の望むところを最も鮮明にしてゐるべきであつて、國家の教育機關として十全なるものと考へられなければならない。故に國家は育英の凡ての方策を出來得る限り完全に講ずるの要があるが、然し學校發達の歴史は決してこの觀點からのみ考へることを許さなかつたのである。むしろ學校に對する一般の考へ方がその時代その時代の社會情勢に應じて變化するままに發達して來てゐるのであつて、教育の企圖性は却つて一般の學校觀念に左右せられる様な事態をも生じたのである。狹義の育英施設が容易に國の制度として確立し得なかつた一つの原因をこの點に於て見ることが出来るのである。これはむしろ逆でなければならぬ。個人的な考へ方が國家の必要に對してより以上に有力であると云ふが如きことを今日誰が考へるであらうか。今日は凡ての考へ方の轉換がなされたのである。もはや個人の生活を根據として考へるべき少しの餘地をも残されてはゐない。國民は如何にすれば最も有力な國家の部分となることが出来るか、如何にすれば最も忠實な戰時體制の分節となり得るか云ふこと以外には考へない。従つて學校も亦その教育の重點の置きどころに何等曖昧な點を残してゐる筈はないのであつて、國家有用の材を育成することこそ全教育の企圖であり、又本來の性格であることは勿論である。しかも學校に對するこの考へ方は、一般がもつてゐる學校觀念の如何に拘らず、飽迄強調しなければならぬことであるし、一般の學校觀念も亦大きく轉回をなしつつあるのであるから、この際是非育英施設の企畫性と規定性との完全な合致の實現を見なければならぬ。

(二) 民間施設の現況

育英の仕事は、高度に發達した國家的な教育企畫であるとすれば、その事業は先づこの教育に對する國民の關心を昂揚することであり、この種の學校のより多き設置とよき施設をなすことであり、又それに附隨して、この教育の効果を最大ならしめるための運営上の諸策を取らねばならぬ。運営上の諸策と云つても甚だ多様の因子を含んでゐるのであつて、例へば教職員の問題・待遇の問題・監督指導の問題・或は教科に關する諸問題・入學者の選擇・卒業生の就職・學校運用の經費の問題・學生生徒の生活の問題等種々雜多の問題を處理して行かなければならない。これ等の問題の中、學生生徒の生活の問題から特に經濟的生活の方面だけをとり出して、これを中心として教育の効果を最大ならしめる様に處理する時、今日云ふところの所謂狹義の育英事業の場面が出て來るのである。則ち學資不如意の特定の學生生徒に對する教育的施策と云ふ甚だ限られた問題である。從來は學徒としての生活をなすために要する經費は、一種の投資にも比せられてゐたのであるが、こう云ふ個人的功利的な見方を捨てて、廣く俊才を集めて國家のために養成すると云ふ考へ方に立てば、有爲の天賦をもち乍ら資力無き故に埋れようとする人材を起たしめることは當然であらう。このために從來篤志家や團體によつて所謂育英事業が經營され、その功績の甚だ見るべきものがあり、昭和十七年四月末日現在でこれ等育英施設の補助をうけてゐるものは、中等學校生徒以上大學生迄含めて五千四百十一名に上るのである。大體この種の事業の豫算はさう動くものでないからこれから推して見ても、毎年總數五千五百もの秀才がこの施設の恩恵を受けてゐるのである。

然し乍ら、秀才にして學資不如意の者の數は三萬五千人餘も概算することが出來、甚だ多いのであつて五千五百と云ふ數はその六分の一に満たないのみならず、學資の支出が困難なるがために、あたら秀才を抱き乍ら學校

の門をくぐらなかつたものを加へたならば益々僅少を嘆ずる他はあるまい。これ等の育英施設は人々の篤志であるか、或は特殊の目的をもつた團體であるから、その補助の範圍も自ら極限されて来る。或は舊藩の子弟に限られ、或は教團内の關係者に限られ、或は特別な學科の専攻者に限られる等單に才あれども貧と云ふだけでは、その恩恵に浴することの出来ない場合がかなり多いのである。このことは限りある豫算から来る止むを得ないことではあるだらうが、こういふ二重三重の條件があると云ふことは、前述の育英施設に對する規定性としての學校觀念が、十分に教育の企圖性と合致せざる部分を何等かの意味で強調することにもなり易いので、出來得る限り稀薄にすることの望ましいのは云ふ迄もないことである。

現在の育英施設について大凡の數を擧げると、學校が直接經營してゐる育英施設は七十六、都道府縣所在の各種育英團體三百八十餘、同じく個人經營のもの十五程であつて、その資産總額は六千八百餘萬圓。貸給費の程度は年額十四圓を最低とし、最高八百四十圓を出してゐるものもある。この數字は相當の大きさを示すやうではあるが一つ一つの育英事業にして見ると決して驚く程のものではなく、貸給費豫算と、學費に悩む者の實數とを比較すれば、甚だ心淋しいものがあるのである。従つてその結果は、人員を制限して多少金額を多くするか、或は金額を少くして人員を多少増して行くかの何れかにならざるを得ない。相當の複雑な條件に適合してさへも、思ふに任せぬ補助を受けるに過ぎないと云ふ實例を屢々見るのである。

補助を受け得る條件を出来る限り稀薄にして、且又相當額の補助を、相當大幅の人員に均沾せしむるためには、強力な財力と統一した教育企圖をもつたものでなければ出來得ないことである。その意味に於て、國家が直接この方面の經營に當るのが最も望ましいことは今更云ふ迄もない。

(三) 國家的施設の緊要性

育英事業の對象として、一體、どの位の學生生徒の數が考へられるのであらうか。それを考へるためには、最も基本的な條件とされるところの成績優秀であつてしかも學費支出困難なる者についての現状を調査して見なければならぬ。成績優秀といふことも、人によつて色々な觀點がある譯であるが、調査を可能ならしめるために極く常識的に解釋して、學校の成績席次の上位なるものを取り、國民學校では成績上位より凡そ十分の一以内のもの、中等學校に於ては成績五分の一以内のものを大體の標準とし、高等専門學校以上の學校に於ては一應成績順位を考慮の外とする。又學費支出困難と云ふ條件についても極く常識的に解釋して、成績優秀なるもので上級學校へ進學を希望しないものは、入學考査不合格とか、身體狀況のため斷念した者、及び極く特殊な事情によるもの他は殆どこれを含めて考へて見ると、大體次の如き數字となつて表はれる。

第一表 國民學校についての調査——昭和十六年度

男 兒	初修優異兒全數	同上	同上	同上	同上	優異兒全數ニ對スル比率
	八八、二四八	上級學校進學者	上級學校不進學者	同上	同上	一一・〇
女 兒	八二、五一三	同上	同上	同上	同上	一一・〇
第二表	中等學校についての調査——昭和十六年度	同上	同上	同上	同上	一一・〇

優異卒業生全數	同上	同上	同上	同上	同上	優異卒業生全數ニ對スル比率
一四、七二三	上級學校進學者	上級學校不進學者	同上	同上	同上	一一・〇
	一〇、八〇八	同上	同上	同上	同上	一一・〇
		同上	同上	同上	同上	一一・〇
		同上	同上	同上	同上	一一・〇
		同上	同上	同上	同上	一一・〇

すなはち國民學校に於ては、成績優良なるものの中で、男兒二十一%、女兒三十二%の多數が經濟的理由で上級學校に進學し得ないのであり、更に一應選抜されて、一般的にはより優良なものと見られべき中等學校の中、又特に優良な卒業者に於ても、尙十一%のものが同じ理由で上級學校進學を斷念してゐるのである。

これに對して、幸ひ進學し得た人々、すなはち上級學校在學者の學資支出狀況はどうなつてゐるであらうか。その大體の情勢を教學局で調査した學生生徒の生活調査によつて見ると、勿論その大部分は自分の家庭から支給されてゐるのであるが、その他親戚の助けを藉りるもの、内職によつて自らその資を得てゐるもの、或は育英施設からの補助を受けてゐるもの等があり又これら二つ以上の組み合せによつて學徒生活を續けてゐるものも相當多い。こうして各方面からの助力を得る途があり乍ら、尙且學資の繼續は仲々容易なことではないので、この學資支出困難と云ふ方面から更に調査をして見ると、第三表及び第四表に見る如く、相當多數の者が苦心を重ねてゐる現状のやうである。すなはち在學生に於ても學資困難を感じ乍ら、何等の方途なく放任されたままの者の數は相當大きいのであつて、本人は勿論のこと、その父兄母姉共に、犠牲に犠牲を重ねてゐるに違ひないのであるが、この無理が嵩すれば、徒らに精力を費して病を獲たり、あらぬ道に迷つたりして充分の勉強が出来ず、或は遂に中途にして學業を廢する様なことにもなるであらう。

第三表 大學及高專校

學校	現在生徒數		學資支出困難ナルモノ		育英施設ヨリ補助ヲ受クルモノ		學資支出困難ナルモノ補助ヲ受ケザルモノ	
	官公	私	數	%	數	%	數	%
大學	二五、九三一	三、二六二	一一、八一	41.3	七八三	71.3	二、四七九	22.6
高專校								

大專	計		優長者		出困難ナルモノ		育英施設ヨリ補助ヲ受クルモノ		學資支出困難ナルモノ補助ヲ受ケザルモノ	
	官公	私	數	%	數	%	數	%	數	%
大學	三二、二三六	一、五一八	四、七一	14.3	五五一	47.1	一、七一	16.7	九六七	28.2
高專校	五八、一六七	四、七八〇	一、三三四	2.3	五五〇	1.8	二、一八	0.4	三四六	0.6
計	八〇、四〇三	五、三〇〇	五、八〇五	7.3	一、一〇一	1.2	二、二九	0.3	一、三〇二	1.4

一、「現在生徒數」ハ昭和十七年五月現在ナリ
 二、「學資支出困難ナルモノ」及「育英施設ヨリ補助ヲ受クルモノ」ノハ夫々「現在生徒數」ニ對スルモノニシテ昭和十三年十一月教學局調査ノ「學生生徒生活調査」中「自家職業と學資支給の程度」及「學資金の出所」ヨリ採用ス(別表参照)

第四表 中等學校

中等學校	現在生徒數		優長者		出困難ナルモノ		育英施設ヨリ補助ヲ受クルモノ		學資支出困難ナルモノ補助ヲ受ケザルモノ	
	官公	私	數	%	數	%	數	%	數	%
男子	九七一、四四四	一九七、二〇三	二〇、三三	2.1	八八九	0.9	二、一六〇	0.2	一九、七二九	2.1
女子	七二一、一三一	二一、八八九	一一、一一	0.5	一一一	0.1	一一一	0.1	一一一	0.1
計	一、六九二、五七五	二一、九〇二	三二、四四	0.2	一、〇〇〇	0.06	三、二七一	0.2	二〇、八四〇	0.12

官立高工	八九・〇三	〇・九四	〇・七一	〇・一五	二・三四	二・八三	一・三三	三・八七
官立高農	八九・六八	一・二三	〇・八五	〇・七五	一・八七	三・四三	〇・八五	二・〇六
官公立高商	八九・七六	一・八三	〇・五九	〇・四四	三・〇一	一・九三	二・一五	一・八六
高等商船水産	九〇・三九	一・八三	〇・六九	一	三・一七	一・八〇	〇・四三	一・八三
私立専門	三六・四〇	二・〇〇	一	二・〇〇	四・〇〇	〇・六〇	一・四〇	二・八四
計	八九・四二	一・二二	〇・六六	〇・五〇	二・三八	二・三四	一・四九	六・三二

備考
 教務局調査「學生生徒生活調査」上、下十四
 學資金ノ出所(六四頁)ヨリ抜
 調査人員二六、三二〇人

第六表ノ一

大學生についての使途別學費調

使途別	自外通學者一人當平均額	自通學者一人當平均額
食費	二三・七三	四・九〇
交通費	二・五二	二・九八
間代又ハ家賃	九・一四	一
電燈代	〇・三〇	一
書籍雜誌新聞代	一六・六七	一一・七三
文具費	二・〇七	一・四七
社交娛樂費	六・五三	四・六三

煙草代
 特殊支出
 計

煙草代	一・九六	一・四二
特殊支出	六・四四	三・七〇
計	五・三〇	二・八〇
計	七四・六六	三三・六四

第六表ノ二

大學學部別支出總額調

學部別	自外通學者 記入人員 一人當平均額	自通學者 記入人員 一人當平均額
法	七六九	三九三
醫	一四〇	一〇二
工	三六一	三六〇
文	一六五	九二
理	七八	七九
農	一一二	一〇五
經	三二八	一九七
計	一九五三	一、三二八
計	七四・六四	三六・二五

(四) 國家的施設の規模

國家の手による育英事業は、その狭い意味のものに關する限り未だ何等手がつけられてゐない。前述の如く各種の意味をもつて、その設置の必要に迫られてゐるのであつて、既に第七十九議會に於ても、滿場一致の院議で

ある大東亞教育體制確立の建議中、その主要な一項目として育英金庫制度創設の要望があつたのである。これに對しては、當時文部大臣から、その實施に努力する旨の答辯があつたのであつて、これによつても何等かの方策が示さるべき時期になつてゐるのである。

文部省に於てはこの實施のため、早くから育英制度創設準備協議會が設けられ、文部大臣を會長として關係各廳各省より委員が任命され、著々會合を重ねて次第にその完成に近づきつつある。未だ全貌について明かに示す時期に至つてはゐないが、比較的重要と思はれる點について二三の希望的意見を述べて見よう。

(イ) 貸費を原則とすべきこと。國家が計畫的にその要員を養成すると云ふ純理論から云へば、むしろ給費制度を本體とすべきであらう。例へば師範學校の教育、或は軍隊の教育の如く、その國家性が明確であればある程そうである筈であるが、一般の學校に全面的にこれを適用することは出来ない。それは卒業後の職域を全面的に義務づけることの困難や、現在の學生生徒は自費生がその大部分であることや、或は又學校學科の凡てが戰時國家の緊急なる要員養成であるとするとも、直ちに斷言出來兼ねると云ふことなどを考慮せねばならないからである。しかのみならず、教育は本質上國家のためのものであつても、元來子弟を一人前に仕立て上げることは、その父兄の國家に對する義務であると云ふ點を考へれば、原則として貸費制を本體にすることは當然でなければならぬ。

(ロ) 貸費生の選擇。教育を與へることが重要な國家の企圖であると云ふ點を強調すると、學窓にあるもの凡てが貸費を受ける適格者の如く解される恐れがある。然し國民の一般的生活が凡て國家への奉仕であり、子弟の教育は亦父兄の重大な責任であることを考へれば、貸費と云ふ特別の手段は特定の條件をもつものに

み適用されることが當然である。その最も基本的な條件は云ふ迄もなく、將來有用の材であり乍ら學費支出の困難なるものと云ふことにある。この點に關して前述の如く、從來の民間育英施設は、更に二重三重の條件を附加してゐるのであるが、國家の施設としては出來得る限り單純な條件としなければならない。又詮議の方法に於ても往々陥り易い劃一的な見解を避けるために、餘り嚴密な銓衡要目を作らずに、國家の要求緊急ならざる學校學科を別として比較的本人の希望に應じ易い彈力ある方法を探るべきであらう。

(ハ) 貸費金額。各方面の意見を徴しても、又種々の調査の結果に於ても、大體中等學校生徒に對しては平均年額三百圓・専門學校・高等學校・大學豫科等の生徒に對しては年額六百圓、大學生に對しては年額八百圓に落着く様である。現在各種の育英施設から補助されてゐる金額は、實情甚だ區々であつてその適否を概括的に云ふことは出来ないが、大體學費としての必要額より一般に僅少に過ぎる様である。そのために學徒は更に不足額の調達を工面しなければならないのであつて、これではその目的とするところを充分に果してゐるとは云へないのである。眞面目な學生生活を送るためには決して餘裕の生ずる程多い必要は毫もないのであるが、餘りに最小限度を固執し毎月不足を訴へしめることは甚だ消極的な考へ方で、決して教育の効果を萬全ならしめるものではない。前掲第六表を見乍ら、物價の現状を考へ合せて、この金額は大體妥當であり、他の育英施設の一標準とするに足るものではないかと思はれる。

(ニ) 償還。償還年限は出來得る限り長期に互らなければならない。事業經營に支障を來さないやうに専門的に見て許される限りの長期が望ましい。今例へば中等學校から大學迄全期間を通じて貸費をうけるものとすれば、その總額は四千八百圓であるが、三十ヶ年賦として月額十三圓三十錢程度(保險計算によればそれ

下となるであらう)の償還を要する。學校卒業後直ちにこの償還に應ずることは相當な負擔でもあり、元來貸費を必要とする人々に對しては次第に收入の増加することを考へて見てもかなり長い間の苦痛であらう。短くとも三十年以下に限ることは策を得たものではない。

(ホ) 貸與人員。學資支出困難にして尙補助を得る途のないものは、現在大學に於て三四四六人、高等學校、大學豫科、專門學校に於て五、四三九人、中等學校に於て一九、七二九人、總計二八、六一四人を數へるのであるが、今直ちにその全部に貸與すると云ふが如きことは考へられない。將來完成後の毎年度新規増加數を豫想して組立てて行かねばならないが、今以上の數から類推すれば概數七千人、その中國家の要求から見ても第二次的に考へられるものを除くとしてもこれより遠くない人員に對する毎年新規貸費の餘裕を持ちたいものである。勿論初年度に於ては別であつて出來得る限りの廣範圍に及ぼすことが望ましい。以上は云ふ迄もなく從來の育英施設より補助を受くる者以外についてである。

(ハ) 育英貯蓄及び育英信託。貸費制度と直接關係を持たないやうであるが結果に於て密接な關係があるばかりでなく、貸費制度と併行して運用すれば甚だ好便な援助となると考へられるものに育英貯蓄及び育英信託がある。これは現在に於ても保險會社や信託會社が營業してゐるものと同様であるが、これを國家の手によつて經營するものとするれば益々好都合となるであらう。これについては既に興亞教育議員同盟の興亞育英金庫制度創設案が提示されてゐるからその要領を摘記して置かう。

「即ち本金庫に育英貸資と育英貯蓄の二大部門を置き、育英貯蓄の部門に於ては全國國民學校兒童を勸奨して一口月一圓年十二圓の育英貯金を實行せしめ本金庫は年三分五厘の複利をもつてこれを預り、卒業に於け

る元利金は二十歳(滿年齢)迄を保險期間とする一時拂養老保險料に充當し、生徒に貯蓄思想を涵養せしむると共に、育英貸資金の吸收を圖らんとするものである。

本育英貯蓄に加入せる兒童は、國民學校在學中に死亡せる場合は、既に蓄積せる元利金の支拂を受け、又卒業後の死亡及滿期のときは、規定の保險金の支拂ひを受けて、入營・就職・結婚等の資金となるのである。更に育英貯蓄は中學校在學生の希望者にもこれを擴大し、又ボーナス・賜金・退職金等の入手せる際、父兄が愛兒の爲に一時金を育英信託するの制度をも加味し得ることにせば、効果は一層大なるべし。」

洵に尤もな案であつて、貸費制度を中心とする育英施設の創設の後は當然考慮されて來なければならぬものであらう。然し今とりあへず貸費制度を完成することが急務であるからこれに關する詳細には觸れないで置かう。

この他尙考慮すべき色々な問題があるが、大體の希望的輪郭を若干明かにし得たと思ふ。今はただ一日も早くかかる強力な施設が實現して、大東亞戰下有爲の人材をどしどしと簇出する日を待望するのみである。

Ⅱ 私立學校の改革

(一) 私立學校の特殊な地位

未曾有の決戦下に於て今や私立學校も亦刷新改善を緊要とする。勿論私學改革の問題は從來とても論議されなかつたわけではないが、容易に改革の實を挙げ得なかつた所以は、それが臨時的な補強修理の程度で、根柢的な刷新に缺けてゐたが故であらう。

我が國の學制における私立學校の地位は、國情竝に教育上の傳統を異にする諸外國に比して、極めて特異な諸點を示してゐる。教育をば國家の事業として認めぬ建前を採つて來た英國又は米國等の私學中心的な學制とは全然異なるものたるは言ふ迄もなく、更に私學が官學の補充機關として、又は官學の到底達し得ぬ特色を有するものとしてその存在を認められ來つたと云はれる獨、佛等の場合とも必ずしも同一視することは出来ないやうである。さうした特殊な地位を一應検討することによつて現存私立學校の有する最も弱點と考へられる諸點を抽出し、その根據を究め、而して現時局下における我が國教學の歸趨を凝視しつつ改革の構想を述べてみよう。

文部省専門學務局(現専門教育局)の昭和十三年三月末日現在の調査によれば、官・公・私立別による學校數及び學生・生徒・兒童數は第一表の通りである。

第一表

學校種類	學校數				學生・生徒・兒童數				
	總數	官立	公立	私立	總數	官立	公立	私立	
小學校	三五、〇六六	四	三五、八〇一	一〇一	〇・四	一一、七九三、七三六	二、三五九	一一、七六三、〇六五	二八、三三四
中學校	五、六三三	二	四、四一四	一三〇	三三・三	三六四、四八六	九六一	二九三、四三三	七、〇九四
高等女學校	九、九六六	二	七、七三七	二、一四七	三三・八	四四四、四三三	一、一九〇	三三三、八九三	一一九、五四〇
高等學校	三三	二	三	四	一一・五	一、四七〇、七〇	一一、七七一	一一〇、三三三	一一、三三三
大學	四	一	三	二	五五・六	七三、〇六八	二八、四九九	一、四三三	四三、〇六〇
專門學校	一一八	八	九	一〇一	八五・六	七三、〇八八	四、九三三	二、七九二	六四、三六三
實業專門學校	六二	四	二	一四	三三・〇	二七、〇六三	三、〇三三	九・五	六、四一七
實業學校	一、三五五	五	一、〇三三	三二八	三四・二	七、七五九	九六六	三三三、〇六三	一五四、五四七
青年學校	一七、三三七	三	一六、四五三	八四	五・一	二、〇四一、三三三	一、八三九、三四四	二、〇九、九七三	三三・四九九
高等師範學校	二	二	—	—	—	—	—	—	—
女子高等師範學校	二	—	—	—	—	—	—	—	—
師範學校	一〇一	—	一〇一	—	—	八八六	—	—	—
教員養成所	五	四	—	—	—	三〇、七八三	—	—	—
盲及聾啞學校	一四〇	二	九八	四〇	二八・六	一、八八六	二九〇	—	—
各種學校	一、九二六	—	一五〇、一七六	四〇	三二・二	一一、〇三〇	四九三	八、七六六	一、七六三
私立の總數に對する百分比									
私立の總數に對する百分比									

Table with columns for school types (官立, 公立, 私立) and subjects (法文, 經商, 法政, 政経, 商経, 文理, 醫學, 工業, 農理, 理工, 計). Includes a '備考' section for '官公私立大學學部數'.

第三表 本表ハ昭和十七年十月三十日現在ヲ以テ文部省專門學務局ニ於テ作製セル高等諸學校一覽ニ據ル

Table with columns for school types (官立, 公立, 私立) and subjects (文系的, 理系的, 工業, 農業, 商業, 水産, 計). Includes a '備考' section for '專門學校數'.

本表ハ昭和十七年十一月現在ヲ以テ文部省專門教育局ニ於テ作製セル專門學校一覽ニ據ル

別立私公官

第四表

大學・專門學校經費ニ於ケル私立學校ノ地位

Table with columns for funding categories (經常部, 臨時部, 合計) and income sources (國府縣市町, 其他, 合計). Rows include '官立', '公立', '私立', and '計'.

本表ハ昭和十三年三月末日現在ノ調査ニ據ル

右表の如く、私立學校は、その學校數に於ては、全國諸學校總數四萬八千六百三十七校中三千六百四十校であつて、總數の七・五%に當り、又學生・生徒・兒童數に於ては、これ又總數一千五百六十三萬八千七百八十名中九十五萬七千五百七十五名であつて、總數の六・一%を占めてゐる狀況であるから、全體の上から觀ての數字

地位は極めて低いのであるが、これを學校種別によつて検討してみると極めて注目する事實が判明する。即ち私立學校が學校總數との對比に於て極めて高率を示してゐるのは各種學校であり、專門學校・大學がこれに次ぐのであつて各種學校に關しては學校の性質上別の機會に詳論し度いと思ふが、ここで專門學校數に於て八五・六%大學數に於ては五五・六%の高率を示してゐると云ふことは、我が國私立學校の性格を検討する上に於て、看過するを得ないのであり、況んやこれらの學校の出身者は將來大東亞の各地域に於て指導的人材としての面目を十二分に發揮すべく期待されてゐる今日、特に至大なる關心を以て臨まらるべきは敢て多言を要しないであらう。

次に問題となるのは、是等私立の大學・專門學校等における學科内容であつて、これに關しては右の第二表及び第三表によつて窺知することが出来る。

右第二表によれば、法・文・經・商・法文・政經・商經等の所謂文科系統の諸學部は、官公立に於ては、十一學部（官公立學部總數の二五・六%）私立に於ては、三十九學部（私立學部總數の七九・六%）であり、醫・工・理・農・理工等の所謂理科系統の諸學部は、官公立に於ては三十二學部（官公立學部總數の七四・四%）、私立に於ては十學部（私立學部總數の二〇・四%）と云ふ數字が示されるのである。（但し文理學部官立二校は取扱ひ上算入せず）即ち官公立大學に於ては理科系統が、逐年の國家的要請を反映して優位を示してゐるのに對し、私立大學にあつては文科系統が本體をなしてゐる事實が判然とするのである。

又第三表についてもほぼ第二表と類似の結論に到達するのであつて、專門學校についてみると文科系は、官公立十六校に對して私立七〇校（私立總校數の六二・五%）、理科系は、官公立二十三校に對して私立三十二校（私

立總校數の三七・五%であり、又實業專門學校に於ては、唯一の文科系と目さるべき商業專門學校は、私立にあつては私立實業專門學校總數の六五%を占めてゐるに對し、官公立にあつてはその校數は工業又は農業の實業專門學校に及ばざる狀況である。しかしてこの私立專門學校を更に検討してみると、私立大學が附設してゐる専門部が十六部に及び相當多數の生徒を收容してゐるのであつて、前記私立大學の文科偏倚は自らその専門部にも反映してゐる實狀である。

第三に我が國私立學校の特殊な地位を示すものとしては、學校所要經費が挙げられる。これに關しては、第四表によつて大學及び專門學校につきその狀況を知ることが出来る。

すなはち大學についてみれば官立に於ては、學生一人當り經常費一千三百三圓なるに對し、私立に於ては、豫科生徒を包含するとは云へ、その六分の一にも及ばざる二百六圓と云ふ懸隔を示して居り、專門學校にあつても、官立の塾徒一人當り四百三十七圓に對し、私立は僅々百五十六圓と云ふ低額なのである。この事實は、私立學校が極めて僅少なる經費を以て學徒の育成をなし得ると解される根據にもなるであらうが、他面設備費、建築費、人件費等の諸點に於て、多額の經費を要せずして經營し得る文科系統諸學科偏重の根據にもなり得るであらうし、且又教育上特に留意すべき教授・訓練等の指導の面に經營上の不自然を反映せしめ、本來の學校教育の目的から逸脱せしむる危険性を多分に内包する因由となることも考へられねばならない。

かくの如き私立學校經費の特殊性は、最もよく教員の待遇、教員組織等の上に現れてゐるのであつて、昭和十七年五月一日現在の調査によると、官立大學における俸給標準年額は、教授二千七百四十圓、助教授二千圓なるに對し、私立大學の實狀についてみると、一人當り俸給平均年額は、專任教員一千九百八十七圓、兼任教員六百

七十六圓であり、教員組織の上からこれを見ると、私立大學に於ては専任教員一千三百九十八名に對し、兼任教員一千七百七十名と云ふ多數で、私立大學二十六校中専任教員數が兼任教員數よりも多數を占めてゐるのは僅かに七校に過ぎず、極端なる某大學の如き専任教員四名に對し、兼任教員二十九名と云ふが如き不自然な組織を示してゐるものすらある。相當數の専任教員を有する場合には敢へて兼任教員數の若干の多數は意とするに足らぬとは云へ、當時學徒の指導に責任を持つて當るべき専任教員が、著しく少數であることは教育の見地よりすれば勿論避くべきことである。しかし右の如き大學の傾向は、私立専門學校に於ても同様であつて、ここには官公立との對比を省略するが、一例をその教員組織に關して擧げてみると、某専門學校に於ては、生徒入學定員九百三十五名に對し、専任教員十九名、兼任教員百二十名と云ふ極端な場合が見られるのであつて、經營上やむを得ないとは云へ、所謂學問の切賣りの傾向と教育の不徹底すなはち教育の營利化的傾向を露呈する觀なしとせざるを得ない。

右の如き傾向に對し互に因となり果となつて附き纏ふ現象の一つは、私立學校の甚しい都市集中の實狀であらう。事實所在地別にこれを見ると、現存私立大學二十八校（昭和十八年四月現在）中その十九校は東京都に、七校は京阪神地方に偏在する有様であり、（他の二校は横濱市と和歌山縣にある）又私立専門學校百十二校（昭和十七年十月現在）中、東京都に六十四校、京都府に十二校、大阪府に十一校所在して、全體の七七・五%を占めてゐる。かくの如きは、東京都に官立大學四校の所在してゐる事實と共に、國土計畫上よりするも十分に検討考察を加へらるべきであらうが、又以て我が國私立學校の特殊な地位を示すものとも言ふことが出来るであらう。最後に極めて重要視すべき問題は、私立學校の經營主體に關してである。これは私立學校令其の他の關係法令

の規定するところに基き、民法上の財團法人たる學校財團によつて經營されてゐる譯であるが、教育事業がその目的である點から考へても財團の運営は飽く迄教育第一主義の信條の下に遂行さるべきが當然であり、従つて財團の統裁者たる理事長乃至理事の任に當るべき人物には、當該學校の教育當事者を以てするのが本體でなければならぬ。然るに中にはやむを得ざる事情が介在するにもせよ、私立大學關係財團中教育當事者にして理事長に就任せざる場合が、現に約三分の一もあり、専門學校關係に於ては、教育當事者を全然理事會に關係せしめざる學校が相當に存在する實狀である。教育の理想と經營の現實との調整が、教育の優位を確保しつつ完遂される要、緊切なものがあると云はなければならぬ。

以上によつて検討し得た諸點を茲に改めて綜合整理してみると、

- 一 高等専門學校以上の諸學校に於ては、私立に係る學校數及び學生生徒數が、官公立のそれに比し過半數の多數を占めてゐること
 - 二 これらの私立大學・専門學校等の學科構成についてみると大體に於て八〇%は文科系統のものであること
 - 三 私立諸學校の經費は、官公立諸學校の經費に比し著しく低額な結果、教員の待遇の上からも教員組織の上からも、更に教授指導の上からも自ら無理不自然の生じ易いこと
 - 四 私立學校の大都市依存の傾向は可及的に是正を要する一特色たること
 - 五 私立學校設立財團をして常に教育目的遂行に遺憾なき形態・組織を採らしむる必要あること
- の五點に要約することが出来ると思ふ。しかしこれら五點は、我が國私立學校の特殊な地位を示すものでありと共に私立學校の本質を形成する主要因子とも考へられるのであつて、私學改革が企てられる場合には、當然

これを基底として構想さるべきであらうと考へられる。敢へて言をなす者は、私學の特殊的地位を改變せんとする改革構想は、すなはち私學の特色抹殺の舉ではないかと考へるかもしれないが、本論の趣意とするところは、飽く迄も國家的教育目的の完遂を思念する點に發するのであつて、その觀點よりして、國策遂行の推進力となり得ざるが如き特異性は徹底的に改正さるべきであり、特長は、新しき現實の地盤の上に自ら培はるべきものと考へるのである。

(二) 改革の骨子

我が國の學制は、既述の如く、米・英等に對し全然その趣を異にするものであつて、英國の學制方針とは文字通り逆に「教育こそ國家の事業」でなければならぬ。

願れば最古の現存私學の出發は、大略明治二十年前後に行はれたと見るべきであつて、これらは勿論當時の國內情勢に即應して、創設者独自の人材養成目標に邁進し、著々その使命を果し來つた次第であるが、爾來六十年間に皇國を中心とする内外の情勢は刻々に推移變化して、今や大東亞戰下國力の一切を擧げて、戦力の増強と大東亞建設の一途に歸一すべき時局に際會してゐるのであるから、私學も亦當然にこれに對處して遺憾なき體制を樹立するところがなければならぬ。とりわけ現存私立學校の制度は大體に於いて、個人主義乃至自由主義的な時潮を背景として整備され來つたものが多く、いまだにその殘滓を存してゐるものも、すくなくないやうである。併し今や過去一切の因襲が檢討され又は清算さるべき秋であり、具體的には、教育自體は完全に私的色彩を拂拭すべきであり、一意奉公の一路を邁進すべきものたるものが改めて痛論されなければならぬ。就中高等諸

學校に於て其の過半数が私立に係ると云つた事實の如き、須く國家計畫との綜合的關聯に於て速かにこれが統制を企圖さるべきものと考へるのである。とは云へ巷間一部人士の喧傳するが如き、私學の全面的國營移管又は私學奉還論の如き、その主眼とするところの率直・清純なるは認めらるべきであらうが、現實の諸制約・羈絆を離脱するの情意に於て苛烈に過ぎる結果ややもすれば、大局を看過して何等の實踐性をも伴ひ得ざる危険も考へられなければならない。

故に現狀において先づ着手すべき一方法として考へられることは、謂はば起死回生策であり、國家によつて筋金を入れることである。すなはち私立學校に公的機關としての性格を附與し、これに依つて國家事業補充機關としての眞面目を完璧に發揮せしむる方策を斷行すべきことであらう。

ここに私立學校制度改革の根幹として前記第五の點たる經營主體の資格・權能に關する限定が問題となる。すなはち民法に依る財團法人としての性格は、それが教育事業團體のみを對象とせざるものたる關係上、極めて私的な性格であり、換言すれば恣意的行爲の餘地を多分に包藏してゐるのである。よつて指導・監督等を通じ國家の意思を強力に滲透せしめ得られる法令上の根據が、改めて學校經營主體に適用される様考慮されることが緊要なる條件と考へられるのである。すなはち學校經營主體のみを對象とする特殊法人法の如きが制定せられると共にこれに伴つて現行私立學校令等の關係法令も亦改廢さるべきことが豫想されるわけである。しかもこの事たる眞に改革の基礎をなすものであり、これによつて他の諸點の刷新・改善が極めて合理的に無理なく實施され得る様に考へられるのである。

今日私學改革問題の中心を構成するかに考へられるのは、前記第二に指摘された學科構成、換言すれば私立學

校の文科偏倚の現状打開の問題である。法律萬能の風潮も、商業技術修得の社會的必要も既説の如く嘗つては私學の存立に根據を與へたものであつたらうが、今日の我が國全學徒の國家的必要人材としての配合から考へると私學の現状は、舊來の風にとらはれるか乃至は經營資力薄弱等によつてその自發的な改善の實が餘りに尠く國家の教育上の計畫・方針と遊離するの憾みなしとしない様に思はれるのである。ここに當然人材養成計畫と時局の要請に即應して、必要學科を擴充し不要學科を整理・廢合・轉換すべき強權の發動が考へられてよい様に思ふ。然しそれには學校整備令實施と云つた緊急措置によらずとも、若し前記特殊法人法が施行されれば、監督官廳に於て學校整備權を留保するやうに考慮すれば極めて無理のない形で實果を擧げ得るのではあるまいかと考へられる。勿論この場合擴充又は轉換に當つての國庫助成金・補償金等の交付や進んでは資材の優先配給の如き點迄も當然に附隨して考慮さるべきは云ふ迄もない。併しかくの如き積極的整備手段が敢行せられると假定しても、現下の如き急迫せる時局に直面して徒らに無爲にして強權の發動を待つが如き態度は飽くまで一掃されなければならぬ。かくして私立學校當事者自體の自發的躍起が絶対に必要であり、先づ文科系統偏重是正の自覺の下に、比較的容易に改變し得るものから徐々に轉換或は擴充を斷行し、到底急速に改變する能はざる事情ある場合にもこれを出來得る限り時局的要請に即應し得るやう質的刷新に着手すべきであり、更に進んでは長短補填して完璧を期し得る他學校との連繫・合體迄も考慮して國家教育力の擴充に資する體制を直ちに整へるべきではないかと考へるのである。

次に私立學校の財政的能力の不足について考へられねばならぬ。たとへ學科構成の偏向が改善されるにしても第三に擧げたやうな輕少な經費に依つて運営せんとすれば教員の待遇が官立との懸隔の甚しい結果として優良教

員を確保し難いことになり、従つて又兼任教員の激増を見ることにもなるのである。學校收入の根幹が授業料である結果は、不完全な設備に於て多人數の學徒を教授・訓練することを餘儀なくされる。かくの如き現在の經營を注視すると、確かに一つの限界と云つたものに想到する。それは結局若干の振幅度を持つた彈性ある限界であるにもせよ、要するに、教育事業の醇乎たる完遂の線が營利化的色彩を帯び初むる點である。従つて私立學校の經濟的負擔能力の強化策としては、教育をしてその本然の力を無碍自在に發揮せしめるべく右の限界を固守するに足る能力を與へると云ふことになるであらう。端的に云へば、私學經營上の適正基準の決定と國庫補助の強行と云ふことになるのではないであらうか。基本金額も授業料も或は又兎角の論議を生じ易い寄附金の受入れ使途も從來の如くややもすれば無拘束に放置され勝である状態から速かに離脱せしめなければならぬと考へられる。既にして經營主體が從來と面目を一新した公的性格を附與される以上、私立學校教員も名實共に公務員でなければならず準官吏乃至待遇官吏としての待遇等が豫想されるのであつて、俸給に於ては勿論、恩給更に學術研究費附與、榮典等につき官立學校教員との間の差等が著しく縮減されることになるであらう。従つて學校の性質によつて専任教員の定員、兼任教員任用の限定が行はれ、且専任教員任用の制度が改善を見るべきであらう。このことは私學一部の關係者積年の熱烈な待望でもある。

以上は勿論單に教員組織の改革だけに止まるのではなく、必然的に教育内容の刷新にも發展する。各學校種別毎の教員數、學生生徒定員、施設等も亦適正基準によつて調整されることにならうし、その場合には學生生徒の個別的指導の徹底とか、入學試験の積弊除去等が十分に加味された基準の決定を希求しなければならぬ。しかし事態がかくの如く豫想通りの進捗を見たならば、既に官立諸學校に於て着々改正施行されつつある教授・訓練

等に關する要綱が私立學校に於ても適確に實施されなければならぬことにならう。

私立學校の地域的配置狀況は、今直ちに現状を修正すると云ふが如きは幾多の困難を豫想せしめるものであるから、目下のところ精々現存地域との關聯の下に消極的に分散する以外の方法は考へられない。但し將來國土計畫の確立と共に伴ふ分散實施に當り支障を來たさぬやう準備體制の整へられることは必要であらう。事實積極的分散配置の方針によつて、一定の補償・補助等を考慮した移轉命令權の發動の如きも必ずしも豫想されぬこととは云へないやうに考へられるのである。

以上によつて、前に指摘した私立の現有特性を對象としての改革構想を述べてみたのであるが、これは勿論すべての私立學校を甲乙の別を設けず一括した統計に基いて考察された結論であるが故に、劃一的整理の參考にはなり得るにもせよ、各々をしてその處を得しめると云つた考へ方から見れば或は机上論的脆弱を指摘されるかもしれない。故に今暫く現實の生きた私學の姿や聲の中から若干考察の資料を摘出して論旨の徹底を期し度いと考へる。

(三) 私學の新使命

私立學校當事者の最も強力なる主張は、各學校それぞれの特色を發揮することが出来る様に努力すると云ふにほぼ一致してゐる。これも各學校毎に検討する場合には千差萬別の状態が出て來るに相違ない。併し結局ここで云ふ特色の意味を熟察してみると創設者の建學の抱負から生れ出る独自の學風の發揚と云つたものになりはしないであらうかと思ふ。しかして創設者の抱懷した思想、發露せる風格の如きもこれを現下の我が國情に顧み考

究する處がなければ勿論現實に學風の樹立を望むことは出來得ないと思ふ。賢明にして熱誠なる私學當局者は、今日福澤諭吉を、大隈重信を、新島襄を、成瀬仁藏をあらしめたならば如何にこの問題を解決すべきかを極めて冷靜率直に判斷して先人の教育理想を現代に具現すべく努力するであらう。但し創設期と現代との時代的懸隔が時間的にも内容的にも餘りにも大きい場合には徒らに過去に執して現在を忘却するが如きことも無いとは云へないのであつて、尠くとも現下の時局的要請に即應するに足る包擁性と豫見性とを有し得ぬが如きものはこの際一顧の價値もなく棄却すべきであり、むしろ新しき學風の樹立が企てらるべきであらう。更に時潮の影響によつて歪曲せられてゐるが如き先人の所懷を誤りのまま傳承すると云つた場合も無いわけではない。東京専門學校創設の當初に小野梓が高唱した學の獨立は、須く米英的言語に依る教授の羈絆を脱して邦語による教授を確立すべしと云つた旨趣であるが、かくの如き現代に於て極めて示唆するところの多い精神が、嘗つて自由主義全盛の時代には、學問のための學問と云つた抽象的觀念の標語に使用された觀すらあつたのである。

若しそれ私立學校の特色が單に創設當時の學科構成によつて規制され、財界人の輩出と都市的洗煉、操觚界人士の養成と野黨的精神等々の如き嘗ての人材養成無計畫時代の所産を呼號するものに止まるものであれば、今日に於ては既に採擇助長すべき何等の價値も見出せないであらう。

私學に助長すべき何等の特長なしと斷定する者も亦相當多數に存在する。國力の歸一が思念せられ、國家統制力の強化が企圖せられ實踐せられつつある現在から考へるならば恣意的な創意工夫の如きは阻害的要素以外の何物でもないかもしれない。遠い將來を豫想することは出來ないとは云へ、現在の私立學校は斷乎として陋習を一擲し、虚飾を棄却し（徒らに大學の名を守つて實質のこれに伴はざるものが相當多い）、校友の抱懷する愛校の

至誠を健全なる學校の成長に嚮導し、國家的人材養成の推進力として甦生すべきが現下喫緊の使命と考へる。しかして實にかくの如き新しき地盤の上に於て、健全なる傳統精神と過去の苦澁なる經營體驗とが美果を結ぶ時、初めて私立學校の特色が生き得たと言ひ得るであらうか。

Ⅱ 教育者の再教育

(一) 「再教育」觀念の變遷

凡そ「再教育」といふとき、三つのが考へられるであらう。即ち(一)嘗て受けた教育を更に確實にし進展させること。(二)嘗て受けた教育の本質的誤りを正すこと。(三)嘗て受けた教育に根本的に缺けてゐたものを新しく與へること。而して「教育者の再教育」といふ場合に於てもこの三つの點が問題になるやうである。そして過去數ヶ年におけるこの方面の經過を見ると、大體右の(一)から(三)への順序に於いて進んで來た様に見える。即ち嘗て夏期休暇等に各種の講習會が行はれて來たが、それは多く各種の専門の教育に關する講習會であつて、その場合求められてゐることはそれぞれの専門における知識・技術の補充であつて、世界觀とか人生に對する態度とか或は各専門の學問の根本性格の反省・檢討といふ様なことは殆んど問題にされなかつた。即ち各自の立場や方向は正しきものとされ唯それを一層進めることが問題なのであつた。然るに所謂「思想問題」が、然も大學から小學校の教育者の中まで起るに及んで、嘗て受け又それを遵奉して來た教學の根本に問題があることが反省され始めた。即ち問題は勉強や研究が足らないとか或は部分的な誤謬ではなくて、その立つ處進む方向等に根本的な過誤があることが氣付かれ、従つて學問に忠實であればある程進めば進む程誤りは大となり教

ふべからざるものとなることが指摘されるに至つた。所謂「再教育」の問題が八釜敷しくなつたのはこの點に於いてであつた。文部省としては國民精神文化短期及び長期講習會なるものを各府縣と共同主催の下に毎年開催し、短期講習會に於いては小學校・中等學校・師範學校等の校長以下各職員數百人を一室に集めて思想問題を中心として三、四日間國體・日本精神に關する講義を聽講せしめ、又長期講習會に於いては小學校の中堅教員三、四十名程度を合宿せしめ約一ヶ月に亙つて同様方向の研鑽を積ましめ、その外、全國より中等教員を國民精神文化研究所に六ヶ月入所せしめ、更に後には高等教員をも入所せしめて、日本精神を研鑽させ、以て日本教育者としての根本を正し養ひ來つたのである。然も合宿講習はその後範圍が次第に擴大されて女教員に及び尙中等學校・高等專門學校の教職員より大學の學生主事に到るまで一週間程度合宿鍊成が行はれるやうになつた。

そして昨年よりは國民鍊成所が開設されて前記各方面の教育者の鍊成が繰り返へし絶えず行はれ、本昭和十八年度よりは前記國民精神文化短期講習會は教學講習會・國民精神文化長期講習會は教學鍊成會と改稱され、鍊成會と名のつくものは何れも宿泊訓練を不可缺條件とするに至つたのである。即ちここに再教育は前述第二段階より第三の段階に移行進展し來つた譯である。而してそれは大東亞戰に於いて明かになり來つた皇國の使命達成と不可分の關係に立つものである。その間の消息を以下少しく立入つて考察して見よう。

(二) 再教育の目的

過去の學問は、合理主義に囚はれて一般的論理を過重視し、又實證科學を遵奉して對象の部分的考察に終始し事物の全體的聯關や作用を見失ひ、かくて論理的體系の整備や微に入り細に互る穿鑿は巧緻を極めるも、何れも

抽象に流れて具體性を缺き、理論の研究や技術の習得は熱心に行はれながらも、その目的乃至役割を忘れて學問や文化の至上主義に陥り、現實を蔑視し傳統的實務を輕んずるの弊風を招來するに至つたことは既に指摘した通りである。しかしてこの傾向は自己の社會生活の原理を考究する場合にも踏襲されるに及んで、遂に歴史を忘れ傳統を無視し、現實を離れた所謂空理空論を以つて無理に社會の變革を企圖するの暴を敢へてなさんとするの學徒・教育者すらも生じた。かかる情勢の下に於いて再教育が要望されるに至つたのであるから、その際求めらるるところは當然、その遵奉する教學そのものの本質的検討であり、更に進んでは教學の由來する所や文化の根源の確認であり、學問の任務の反省でなければならなかつた。即ち既に習得せる教學の補充進展や部分的訂正が問題ではなくして、教學の根源への反省乃至教學の本質的再出發が要請されてゐるのであつた。かくてその遵奉する思想・その世界觀・歴史觀の清算が求められ、更に我が國體に歸一し日本精神に立ち、日本文化を再認識し、かくて日本教學の本道に立ち歸ることが要請されるに至つた。これ所謂「再教育」の問題であつた。かくて「國民精神文化研究所」が設立され、各府縣の「國民精神文化講習會」が開催され、文部省は「國體の本義」を著し、日本精神叢書・國體の本義解説叢書・教學叢書等を刊行し、以つて教育者再教育の施設として今日に至つてゐるのは前述の通りであり、更に一般教學に於いても、日本諸學振興委員會に於いて、學問の諸分野に亙つて國體・日本精神に基く刷新が遂行され、更に學制改革が行はれて國民學校が生れ中等學校・師範學校・高等學校等の全面的新體制が樹立されるに至つたのである。かくして今日にあつては日本の教學は國體を明徴にし皇國の道を修練するにあり、教育者の任務は皇國民の鍊成にあることは自明なことで、これを大正より昭和初頭にかけての我が國教學の傾向及び實情と比較する時正に隔世の感があるのである。

然らば右の如き教學の刷新に對應して、教育者の再教育は主として唯耳目を通すのみで、果してよく行はれ得るであらうか。國體觀念を明徴にし、日本文化の特質を理解し、日本の世界觀に立ち、以つてものを見且つ説き得れば今日皇國民の鍊成が出来るであらうか。再教育施設に對し教員鍊成會なる名稱が用ひられ、又合宿訓練が不可缺條件とされ、従つて本年度より全國各府縣に於いて行はれつつある、中等教員の「皇國史觀鍊成會」の如きも「皇國史觀」の鍊成ではあるがそれが、鍊成會である以上何處迄も合宿訓練が重要視されてゐること、又國民鍊成所にて、老校長や部長等の鍊成を行ふ場合にてもその一擧手一投足が問題にされてゐることは、單にもの考へ方・見方が問題であるのではなくてわれわれ國民一般殊に教育者の生活の仕方乃至信條こそが問題であることを示してゐる。「國體の明徴」とか「國體觀念の透徹具現」とか云はれるのも、更には「臣道實踐」の要望されるのもすべてその間の消息を物語るものであつて、殊に大東亞戰爭に迄發展し來つた日本の世界史的使命達成の皇國教育に於いては、行が求められ實踐力の鍊磨が最重要視されてゐるのであり、従つて日本教育者たる者は正にこの點に於いて率先垂範出來得る力量の具有者でなければならぬのである。即ち嘗つては兎角消極的で實踐的氣魄に乏しく、口舌を以つて説くことを主とし、耳目を以つて廣く知識を蓄積し比較することを以つて研究の本道と心得、觀念・理論を授くること、即ち教室や講堂に於いて講義することを以つて、教育の本體・本場と考へ勝ちであつた教育者が、全くその立場・態度を改むることが要請されて來たのである。即ち唯單に從來の思想の本質的訂正が要求されてゐるのみではなく、吾々の生き方の根本刷新が必要とされるに至つたのである。即ち既に持てるものの訂正ではなくして、全く新しき生活建設が必要なのである。而してそれと聯關して學問と云ひ教養と云ふものもその本質を改められねばならなくなつてきたのである。今や單なる理論體系が學の中心事

ではなく、單なる知識の蓄積は教養の名に價しないものとなつてきたのである。

もとより「知行合一」であり、「知徳一體」であり學行一如であり、「學業不岐」であり、或は「知目行足」であり、「觀行一如」でなければならぬ。一般に、行かすして道を見ること能はず、見ることなく道を行くことはあり得ない。道は行くべきものであり、行けば必ず見、見れば必ず知る。道を知らんとすれば道を見なければならず、道を見んとすれば道を行かなければならない。故に知なき行も行なき知も本來ある筈なく、知なき行は盲目であり、行なき知は空であり戯であり、偽である。かくて學ぶことは、亦教へることは、行を離れてなく、然も又知の働きを伴ふ。而してこの知と行とが一時表面的に分裂するとき、そしてそれは時には不可避的であり又必要であるのであるが、その場合知の働きとして専ら行はれ、觀ることが専ら行はれる。此の場合の觀ることは一體觀に徹し、時空時相に於ける繋がりを知り、更に各層・各域・各個體の特性・特質・特相及び各自獨特の則を知る。然も物は無限にありその上生成發展して止む時なきが故に、われわれの觀ることも亦常に進みて止まることを許さぬ。故に教學には絶えざる觀察の進歩と思索の徹底が必要となり、かくて科學が振興し哲學が生れる。他方又行の方向は宗教的な行・道德的な行・藝術的な行・或は政治的な行・經濟的な行・生産的技術的な行等と種々に展開して、それだけの行的働きの正確な精密さが求められて來る。ここに知の立場に於いても行の場合に於いても進歩發展の契機があると同時に墮落死滅の危機が潜む。それを生かし救ふものが所謂知行合一の立場である。そして若し假りに知に重きを置くか行に重きを置くかと云へば、何處迄も行に重きを置くのである。今日再教育と云ふ場合、特殊な専門の分野における知識・技術の修得補充も必要であるが、更に物の一體觀・知の統合が要請され、然も根本において生活の訓練が、所謂行が不可缺條件とされる所以はここにあるのである。

結局今日の教育者には、進んで止まるところなき分析的な特殊な理論・技術の修得が何處迄も必要であり、それと同時に総合的な一體觀に徹することが絶対必要であるのであるが、然も何よりも缺くべからざることは身心を擧げて皇國の道に歸一することであり、そこから一體的に生き行じ、各特殊の場合場合に最も適切に働いて、以つて天業を翼賛し奉り、萬物をしてその處を得その生を全からしめることである。しかしてこれまでの教學に缺けてゐたものは総合的な知即ち物の一體觀であり、猶最も缺けてゐたものは身心を擧げて道に歸入すること即ち行であり、眞の一體觀に徹するためには是非共行の立場に立たなければならぬのであるから、殊に今日の教育者には、教學の根本であり然も最もその缺けてゐる處の道に歸入すること即ち行から學び直す否學び始めることが要求されるのである。即ち再教育といふよりも寧ろ「鍊成」が必要なのであり精神（假令それが國民精神であつても）の働きやその作り出した跡即ち所謂文化を單に見て理解しその特質を知り且説くといふ様なことよりも直接道の由つて生ずる處に歸入し、道の具體的運行に參じ、教學の根本とその生きた具體的展開に身を投ずることが肝要のこととなる。「國民精神文化講習會」が「教學講習會」乃至「教學鍊成會」と改稱さるるに至つた所以も亦ここにある。

(三) 再教育の眞髓

皇國教育者たる者は皇國の道の信奉者であり行者であり、その點に於いて率先垂範の出来る先達でなければならぬ。従つて先づ皇國の道を絶対無二なるものとして信仰し、その本義を確認し、皇國の道が現在並に將來に於いて如何に世界に行はれつつあり、又行き互らなければならぬかに對する明瞭なる認識と信念と、死後も猶

行じて已まざる烈々たる志氣を堅持してゐなければならぬ。かかる皇國教育者としての教養を日本の過去の教育は、教育者養成の教育に於いて、果して與へたであらうか。否。故に今日の教育は既に持てるものの補充や訂正ではなくて全く新しきものを修得しなければならぬのであり、全く新しく生れ更らなければならぬのである。それが今日所謂「再教育」すなはち「鍊成」の目指してゐるところである。以下かかる「鍊成」に於いて留意しなければならぬ主なる點を考察して見よう。

われわれが不動の信念に生き道を行ぜんとするために先づ必要なことは、道の絶対無上の尊嚴性を信じその精進のために欣然一切を捧げ盡さんとの熾烈なる志氣である。而してそのために先づ求めらるるはわれわれの態度であり構へである。大西郷の所謂「命もいらす、名もいらす、官位も金もいらぬ人は、仕末に困るもの也。この仕末に困る人ならでは、艱難を共にして國家の大業は成し得られぬなり。」かの「武士道といふは、死ぬ事と見付けたり。」といふ「葉隠」にも、「毎朝毎夕、改めては死に死に、常住死身になりて居る時は、武道に自由を得一生落度なく、家職を仕果すべきなり。」とある。古來道に志すには名利は勿論身を擲つべきことが教へられてゐる。不惜身命、名利を放擲することが即ち道に志すことであるとも云はれる。己の一切を捨てて心を無にし空しうすることが修練の極致であり同時に又修練の出發である。故に道の修練に於いて先づ求めらるることは一切の我慾我見を去つて童心に歸り無心に純眞になることである。即ち直心道場である。一學校の全體を擧げて道の道場たらしめる」とよく云はれるけれども、直心なくして何の道場ぞや。自己の一切を捨て切つて無心に歸ることがやがて誠の心を得ることであり、絶対隨順の態度を養ふことである。これなくしては如何に無比の國體・無上の道に觸れ、これを見、これを聞き、これを論じ、これを説き、これを假令行じても、國體に死に、皇國の道に

歸入することは出来ない。皇道の先達として臣民の道を率先すべき指導者・教育者の先づ心すべきは正にこの點である。鍊成會に於いて一日の行事が先づ靜坐や禊に始まる所以である。道の修練に於いての靜坐とは唯單に坐ればよいのでもなければ、身心を靜める程度のことではない。古來「只坐れ」とか「只管打坐」とか云はれてゐるけれども、この「只」たるや容易ならざる只である。勿論靜坐は先づ身を正し而して心を正し呼吸を正して道に入らんとするのではあるが、唯ぼやつとしてゐたり、少しばかり心が落付いたりしたことを以つて靜坐が出来た等と毛頭誤思してはならない。靜坐は死ぬか生きるかの問題である。所謂眞劍勝負である。然も敵は自己である。己を殺し盡すことが目標である。命懸けで坐つて己を眞に空しくした時われは天地と一枚となり道に合一したと云つてもよいであらう。禊にしても同じであらう。唯身心の汚れを去つたとかさつぱりしたとかでは神に近づくことは許されない。一切の自己を洗ひ去り、我慾や我見や地位は勿論自己の存在そのものをも蔽ひ去つてこそ初めて絶對隨順の心が養はれ、神の業に參することが許される。道の修練に際して、一日の又一切の行事の最初において先づこの構へを定めることが大切である。否それが出来ないところに道の修練はなく、皇國民の鍊成は行はれない。自己の榮達とかその他一切の求める心を洗ひ清め拂拭し去らない靜坐や禊の多いことよ。かくては一切の他の行事は汚れ、神國たる皇國の道の修練は思ひもよらぬこととなり終る。これは先達たるべき教育者の、然も我慾は比較的少いがその代りに我見の多い、然も過去の主知的教養を背負ひ込んで以つて自ら高しと信じてゐる人達の再教育において最も心すべきことであつて然も多くの場合先づ身を正すことすら充分に行はれないのが現状である。禊・靜坐が眞に修め得られて後にこそ初めて他の一切の行事が始めらるべきであり、靜坐によつて修められた構へが一日を、一切の行事を貫くべきである。其處に命懸けの骨折り工夫が必要であ

る。それなくては一貫した修練とは云へない。然もこの點においても多くの鍊成會においては甚だ粗雑であつて靜坐の場を立つた瞬間折角修めた身心の構へは崩れ、大切な朝禮の場へ迄すら持ち續け得られない。以上身心の構へが出来たならば、その構へを護持して神拜や朝禮に臨むべきである。一點の私なく、所謂清く明るく直きまことの心を以つて神に齎し奉るところのその心を以つて大君に仕へ奉ることこそ皇國の民の姿である。かくて一日の行事の中心をなすべきものは宮城遙拜である。われわれ國民は、殊に教育者は、道の修練に徹しなければならぬが、然もそれは何處迄も皇國の道の修練であることを忘れてはならない。他の一切の道の修練も、皇國の道の修練に歸一し、皇國の道の修練に役立つところにその意義を有するのである。しかして皇國の道の修練は天皇に歸一し奉る處に盡きる。故に宮城遙拜は一切行事の根幹であり、道の修練はそこに歸しそこから始まる。眞に修練を積んだ人ならば眞に宮城遙拜が行へ、眞に宮城遙拜が出来れば眞によく臣民の道が、従つて刻々の生活が行ぜられる。日本國民ならば、殊にその教育者ならば、宮城遙拜は誰でも出来る等と云ふなから。全員玉碎必至と覺悟して行ふ宮城遙拜こそ眞の宮城遙拜であり、そこには一片半片の私心の影だに許されないものである。かかる境地に至つてこそわれわれは勅語を奉讀し御製を謹誦し奉り、又眞の謹寫も行ひ得るのであり、然も又奉讀・謹誦・謹寫等によつて、純一無雜なる天皇歸一の身心を更に修練するのでもある。

清掃をするにしても食事を戴くにしても講義を拜聽するにしても、否起床も洗面も入浴も、點呼や武道・體操作業は勿論、便所に行くのも休息も就寝も悉くが道の修練である筈であるから、靜坐に養はれ朝禮に修められた構へが、所謂日常生活の坐臥進退に實際に修練され行じられねばならないのである。そこは終日二十四時間一貫せる道の修練が行はれるのである。「國體の本義」(四一頁)には橘守部の「待問雜記」の一節、

「此照す日月の下に、天皇に不事人^{つふ}やはある。……下がしもに至るまで、只高き卑き^{せむ}差等こそあれ、咸く君に仕る身にしなければ、物を書くも君のため、疾を治すも君のため、田を佃^つるも君のため、商ひするもとり君の御爲なれば……」

が引いてあり、「臣民の道」(七一頁)には
「一椀の食、一着の衣と雖も單なる自己のみのもではなく、また遊ぶ閑、眠る間と雖も國を離れた私はなく、すべて國との繋がりにある。かくて我等は私生活の間にも天皇に歸一し、國家に奉仕するの念を忘れてはならなす。」

と戒めてある。かかる臣道を実践すべき皇國民鍊成の重大なる聖職を奉ずる者こそ日本教育者であるから、かかる精神に徹して日常生活が率先垂範出來得ることが全教育者の不可欠な根本資格である。故に教育者再教育において最も意を用ひ全努力を傾倒すべきはこの點である。そのためには純眞に、真正直に、命懸けで、綿密に、一貫して工夫努力することが肝要である。

右の如き道の修練のための根本態度が確立し、常にそれを持続し絶えずそれを磨きつつ、次に識見を深め廣めることが必要である。而して先づ何よりも肝要なのは、國體・日本精神の眞髓を會得し、その歴史における顯現を認識し、しかして皇國の使命の本質を知り、大東亞戦争がかかる使命の世界の舞臺における遂行であることと體得せしめることである。ここに講義の題目・内容の重要性があるのであるが、その際同時に戒心すべきことは聽講の態度であつて、常に必ず全身心を以つて聽くべきであり、聽く事即ち行であることを忘れてはならない。殊にこの點において道の修練即ち鍊成會にふさはしくない聽講がなされてゐる場合が多いのを見るのである。

道の修練の根本態度が堅持され、國體・日本精神が明かにされ、皇國史觀が確立し大東亞戰の意味が了得されたならば、大東亞の地政とか世界の大勢とか戦局の現段階及び見透しとか、その他、國內の諸體制についても正確な認識が與へらるべきである。而して更に進んでは各教科の知識技術等も亦與へられなければならないであらう。しかしてそれ等を如何に按配し如何なる程度迄授けるべきかは再教育の重心の置きどころにもより又會期の長短にもよつて定めらるべきであらう。唯教育者再教育或は教員鍊成に當つてくれぐれも注意すべきことは、國民學校の實施と共に我が國教育の全般に互つて行はれた筈の所謂百八十度の轉回なるものは、何處迄も根本的立場の轉換であり、見る立場・理論の立場より行の立場・實踐の立場への轉換であり、即ち一切が皇國の道の修練であつて、教育者たるものはその道の先達としてよく道を行じて率先垂範出來なければならぬといふことである。そしてそのためには何よりも先づ根本態度の確立に専念しなければならぬ。それが解つたか解らないかはその人の言葉によつて檢すべきではなくてその人の生活振りによつて確かめるべきであり、自ら解つたか否かも亦自らの身心に聽くべきである。

時局は今や決戦期に入り、國を擧げて死力を竭すべきの秋であり、今日の我が青少年は明日の日には死して御國に御奉公することを覺悟しそれを欣びそれを無上の光榮とする者たちである。従つてその指導者であり先達である日本教育者たる者は、道に殉ずる決死の覺悟がなければお役に立たないのである。「山本精神に生きよ」、「アツツの勇士に続け」と要請される今日において、教育者たる者の道に對する志氣は尋常一様であつてはならない。山鹿素行先生は「今の人は口には廣大なることを云つて、その如く身をつとむることは不能、……行其萬分の一もあらずして唯口に云ふのみなれば……まことの志氣とは云ひ難し。……今の人は古人の

言句についてその思をなすを以て、皆耳目より入り来るそらごとのみなり、豈是を以て志氣とせんや」と道破し給ひ、西郷南洲翁は「聖賢に成らんと欲する志無く、古人の事跡を見、迎も企て及ばぬと云ふ様なる心ならば、戦に臨み逃るより猶ほ卑怯なり。」と戒められ、「只管ら道を行ひ道を楽しみ、若し艱難に逢うて之を凌んとならば彌々道を行ひ道を楽しむ可し」と教へられたり。軍神杉本五郎中佐はその遺著「大義」第十九章「行」に於て「行なき知識、行なき教育、行なき修養、等々有り得べからざる言句なるも、世上滔々然らざるなし。肉身の歲月乃至智識の修得は常に止まる所を知らず、流れて止む時なけれども、心の年齢に到りては極めて幼稚にして、更に進むことを知らず……自己に行なきを以て皇國の現状を達見する能はず。日新日進の國是にも拘らず、舊體を保持して十成と思惟し、無窮の皇運を知らず知らずの間に阻止す。行なきが故に自己の眞底を知らず、國家の現況を洞察する能はず。行有るが故に自己修養の難事を知る。況んや國家の向上修養の如何に至難なるかを見得く慨然國難に赴くに至るなり。歩々進み得て始めて山の高さを知り、海の深きをも知る。眺むるのみにて如何ぞ其の眞實に徹し得ん。世皆此の眺望底の輩のみ。……致々として行する漢にして、始めて道の愈々遠く愈々深きを感じ、謙讓となり、自己の極小を知り、道の極大を知る。……正法 皇道の極大を知れ、然して之に到る唯一道は行のみ。……些少たりとも行して正法の深きを知れ、……唯々正法の深きを知れ、唯これだけにて汝が思想は正方向に轉ぜん。汝の増上慢は忽然として解消せん。……意は常に最高正法を把握し、而して之を生活に具現せんために、謙々として行し來り讓々として争はず。此の士眞に 皇道の行者なり。萬世を動かし感ぜしむるものは、言に非ず、終始行なり」と喝破せらる。再教育を受けんとする教育者否教學に従事するすべての者が、宜しく三拜九拜し身を以つて再讀し三讀すべき大文章である。

V 大東亞文教政策

(一) 大東亞各地進出者の養成計畫

大東亞建設に處する文教政策は大東亞建設審議會に於てあらゆる面から協議が重ねられ、昭和十七年五月五日に決定答申せられてゐる。その内容を茲に再録することは許されないが、わが文教政策が國體の本義に則り、教育に關する 勅語を奉體し、皇國民としての自覺に徹し肇國の大精神に基いて行はるべきことは昔も今も變りはない。ただ異なることは従來は國內で同じ血を分けた同胞が自然に互ひに相和し相信じてゐる社會に身を處してゆけば足りたものが、今後は大東亞建設の道義的使命を體得し、大東亞における指導的國民たるの資質を鍊成せねばならぬ點である。勿論従來とても眞に皇國民として遺憾なく教育鍊成された者は、自ら大東亞諸民族の指導者たるの風格を具備してゐたであらうが、今後は單に少數の選ばれた人だけで無く、我が國民全體がさうならねばならぬ。第一線に於て日常現地人と接觸する日本人は決して少數の指導階級の人ではない。旅館の番頭女中とか商店の店員或ひは農夫や勞務者である。これらの人々が日本を代表し、日本人を代表して、日常生活に於て知らず識らずの間に日本人が大東亞諸民族の指導者であるかどうかを決定しつつあるのである。國民の一人一人に對し大東亞における指導的國民たるの資質を鍊成することは我が國刻下喫緊の要務である。第一篇および第二篇で

われわれが説述して来た文教維新の指導理念も學制改革の根本趣旨もここに重要な一つの基調を置いてゐることは云ふまでもない。

この根本基調に基いて直接大東亞建設に資すべき方策としては、大東亞建設に關する研究調査機關の整備、大東亞各地に進出する要員の大量養成、大東亞各地に進出する者の養成及鍊成施設の擴充整備、在外皇國民子弟の教育問題、大東亞諸民族の化育問題等がある。此の中大東亞建設に關する研究調査機關の整備は、一方所謂大東亞博物館の建設計畫となつて現れてゐるが、この計畫は現在既に準備體制整備に着手されたから、數年後には大東亞文化の一推進力となるであらう。

さて大東亞各地への進出者についてみれば、滿洲支那南方諸地域を通じ、從來の派遣要員は大部分間に合せて特にその任務のために養成されたものではなかつた。僅かに初等教育に携るべき者の養成施設として、全國二十ヶ所の師範學校に大陸科を附設したり（これは十九年度より無くなる）全國二三の高等農林學校に拓植訓練所を附設したのみであつた。その他は民間の自然發生的な施設に任かされたり、内原の訓練所のやうに再鍊成機關を以て短期間訓練するのみであつた。そして實際現地で中心となり指導的役割を擔當し又現に其の役割を果しつつある人々の大部分は、滿洲に於ては滿鐵時代からの滿鐵關係者であり、支那では滿洲國草創以來滿洲で働いて来た人々であり、南方では滿洲支那で活躍した人々と内地から直接渡南した人々であるやうである。眞に大東亞建設に身命を賭し、生涯をかける人々を多量に養成することは今後喫緊の要務である。勿論師範學校における大陸科廢止の理由にある如く、師範教育全體が興亞教育でなければならず、従つて、師範學校卒業者は誰れでも大東亞各地に進出して常に其の使命達成に遺憾無きを期し得るのが理想であらうし、教育者は常にその心掛けを以て

その職責を全うすべく努めねばならぬが、滿洲・支那・南方諸地域各々特殊性があり、國策遂行の實際に於ては種々異つたところがあるだらうから、大東亞各地に進出する者は、その進出地域に依つてそれぞれ多少異つた教育が必要である。例へば滿洲における開拓農民と南方における邦人農業者との間にはその果すべき役割は勿論、農業技術そのものも非常に違ふ。従つて、滿洲開拓農民の鍊成と南方進出の農業技術者の教育とはそれぞれ別々に施設を講ずる必要がある。師範學校などでは、進出地域如何によつてその地域の歴史地理・民族性・言語等選擇科目として、或ひは特別講義として課することは可能であり、又現在主として行はれてゐる如く、鍊成機關を整備して、再教育としてこれを行ふことも可能である。併し、例へば南方における邦人農業技術者などは、その總てが現住農民の技術指導者の立場に立たねばならないから、單に南方に於ける農業技術の教育のみならず、或る程度の指導力涵養のための正規の教育機關の設置が要求されるのである。この問題は農業方面専門家の既に唱導しつゝあるところで、文部省に於てもこれを採り上げて研究しつゝあるが、その他の部面に於ても將來この種の要求が多く提出せられることと思ふ。以上は質の問題について論述したのであるが、以下量の問題即ち要員養成の問題について若干の考察を試みたいと思ふ。

大東亞各地に進出すべき教員の養成については中等教員を東京、廣島兩高師で若干養成しつゝある外は初等教員の特別養成機構は無くなるので、これに代るべきものを何等かの形に於て増置することが要望されてゐる。理論上は前述の如く師範學校卒業生一般から選抜派遣せられる筈であるが、國內における教員の拂底は到底外地外國側の要求を満すことを許さなくしてゐる。そこで文部省では今春關係諸官廳の關係官を以て教職員外國外地派遣事務連絡協議會を設け、派遣事務の連絡に關聯して外地外國側で將來五ヶ年間に要すべき教員數、外地外國に

於て自ら養成すべき教員數、差引き内地よりの派遣に俟たなければならぬ數を調査して、これに基き内地の師範學校の擴充問題を考へようとする資料を整へてゐる。ただこの問題は、大東亞各地における日本人教師の養成は原則として内地に於てなすべきか、内地でも外地でもどちらでもよいかと云ふ原則論が解決しないと、仲々實際的に解決困難であるが、協議の現状は關係官廳間に於て未だ結論に達しないと云ふのが真相であらう。ここで留意すべきは外國外地に對しては古くから個別的な取引きで内地教員の進出があつたのが、昭和十三年支那に對する派遣教員を文部省に於て斡旋し、更にそれが昭和十五年十二月現地側の意嚮を參酌し關係各省と協議の結果外國及び外地派遣教育職員取扱要綱を決定し、翌昭和十六年四月四日、教育職員ノ外國及外地派遣ニ關スル件」が國策の一環として閣議で決定され、爾來外國及び外地へ進出する教育職員の取扱ひは總て文部省に於てこれを統制按配することになつたことである。同要綱の中には、本要綱の適用範圍として、所謂外南洋をもあげ、佛領印度支那・蘭領東印度・泰・比律賓及び英領馬來等を含むことが註せられてゐるので、大東亞戰爭勃發後南方諸地域に對して軍政要員として派遣せられる教育職員も總べて本要綱に準じて取扱ふことになつてゐる。現に南方諸地域に於ては現在總ての教育職員が日本語教師として活躍してゐるのであるが、これに關しては昭和十七年八月十八日「南方諸地域日本語教育並普及ニ關スル件」が閣議決定となり、その中に「南方諸地域ニ派遣セラルル日本語教育要員ハ陸海軍ノ要求ニ基キ文部省ニ於テ之ヲ養成スルコト」と定めてある。従つて、理論の如何に拘らず、外國外地の日本人教師の大部分は原則として内地よりの供給に俟たねばならぬが、朝鮮・臺灣等では独自の教員養成計畫を樹立してやつてゐるし、滿洲にも在滿師範學校をつくつてゐる。關東州・海南島でもそれぞれ師範學校を設けて、或る程度の教員自給策を講じてゐる。従つて、文部省ではどこ迄責任を以てこれらの外地外國

側の需要する教員の養成計畫を策定してよいか、その限界がわからなくなる。漠然と大部分内地に依存すると云ふ事實だけでは、現下最も貴重なる資材と資金を割いて養成計畫を遂行するには、いささか缺くるところありと云はねばならぬ。そこに前述の如き原則論の解決が前提となつて來る理由がある。この問題は、大東亞建設上早急に解決すべき緊要事であり、これを解決せねば從來のやうに内地は勿論外地外國側も總べて教員拂底に悩まねばならぬであらう。

教職員以外の要員養成に關しては殆ど全部内地で行ひつつある現状については、右の如き原則論の問題は無いが、——在外皇國民子弟の教育施策の項參照——「人材養成計畫」の處でも述べた如く、最近やつと大體の進出を要する數の調査が出来たし、又科學技術審議會に於ても研究されたので、文部省ではこれらを參考として出來るだけ早急に必要なる要員養成のため計畫的に學校學科の新設擴充を圖ることとなるであらう。

(二) 在外皇國民子弟の教育施策

在外皇國民子弟教育の問題は嘗つては所謂二世教育問題として取扱はれたのであるが、滿洲事變勃發後は大東亞の指導國民としての皇國民鍊成問題の一環として極めて大きく論ぜられて來た。昭和十二年十二月一日滿洲國における我が國の治外法權の撤廢、滿鐵附屬地の行政權の還付に際しても、滿洲國における帝國の軍事權・神社行政權と共に在滿日本人子弟に對する教育行政權が留保せられ、關東局（當初は駐滿大使館）に在滿教務部を附設してこれに當らしめた。この措置は在滿鮮人の教育問題、在滿邦人教育費分擔問題等幾多の難問題を包蔵してゐるとは云へ、滿洲開拓民選出二十箇年計畫遂行上から考へて極めて適切なものであつた。尤も教育行政權の留

保に限つて「當分の間」と云ふ條件がついてゐるが、これは我が國と一徳一心の間柄に在る滿洲國が名實共に一心一體となり、その國民一人一人が、滿洲國の國本たる惟神の道の履踐者となる迄と理解すべきであるから、かかる状態が現出すれば既に在滿邦人教育も滿洲國に委せてよい時期になる譯である。

支那に於ては在支邦人は中華民國よりすれば依然外國人であり、在外指定學校令に依つて大東亞大臣の責任に於て現地機關の指導監督を受けつつ居留民團の經營にかかる學校で教育せられてゐるが、今回の對支新政策によつて居留民團の改組、その課稅權の再檢討等が必至となりこれらの學校經營についても今後相當の難關を経ねばならぬであらう。南方諸地域に於ては未だ家族招致を許されてゐないので、差し當つて大きな問題を提供してゐないがダバオその他における大東亞戰爭勃發前よりの在留邦人子弟の教育問題は、過渡期にあるだけ面倒な問題を提供してゐる。例へば、これらの諸地域では從來居留民團の經營で在外指定學校として子弟教育をしてゐたのであるが、大東亞戰勃發後軍政が布かれ、民團が解散されてからは實際は從前通り學校が經營され教育が行はれてゐても、在外指定學校令に基く學校と云ふことが出來ず、教職員身分も不安定なものになつてゐる。従つて内地から教職員を招致せんとしても、大東亞大臣の辭令を受けるか陸海軍大臣の辭令を受けるかはつきりせぬ。そこで本年四月派遣したこれらの教職員は内地の身分をその儘にして當分無給の休職とし、早急に南方諸地域における在留邦人子弟の學校制度を整備し、整備完了と共に前述の「教育職員ノ外國及外地派遣ニ關スル件」によつて身分を移すこととなつた。

在外指定學校教育振興の要點としては、教科書參考書の整備、督學視學制度の確立、家庭教育との不陸一體的な關係強化等は勿論であるが、窮極は良質教員を多數得てその不斷の教材研究と人物鍊磨とに精進せしむべく最

大の努力を拂ふに在る。優良教員多數招致の根本は、現地における教育者尊重の空氣の助長もさることながら、結局は矢張り待遇の改善と前記派遣教員に關する閣議決定に基く人事交流を合理的に行ふにある。右閣議決定に基く人事交流は昭和十九年度から實施せられる譯であるが、文部省ではこれがため相當の旅費の補助等を何等かの形で實施すべく準備中である。あとはただ府縣の協力を得て合理的な地位と待遇とを獲得するにあると思ふ。

派遣教員の待遇改善については最近矢張り早く解決を見つあり、さきに官吏の任用令の改正に依り今又恩給法の改正に依り本屬廳の承認を経又は本屬廳より派遣され、外國政府の官公吏となつて後内地に復職する場合はその外國政府に在職した年數は官等陞級の上からも、恩給年限の上からも引續き内地に勤務したと同様に計算されることとなつたのである。又在外指定學校令及び公立學校職員待遇官等令が改正せられて、所謂優遇官等の陞級年數を内外地通算とする途が拓かれ、更に公立學校職員年功加俸令による勤続年數の計算についても内外地通算するやう研究されつつある。最高官等の内外地均等化については今回の國民學校長同訓導の待遇改善に依つて國民學校教員に關しては實現を見たのであるが、中等學校については十九年度中等教員養成制度の刷新改善に伴ひ必ずや實現されるものと考へられる。

以上は現状を概観したものであるが、以下少しく在外皇國民子弟の教育方策の確立に關する理念について論述してみたいと思ふ。この問題は、大東亞建設審議會の答申中にも極く簡易に述べられてゐるし、帝國教育會に於ても特別委員會を設けて審議を重ね既に意見書が提出せられてゐる。大政翼賛會の協力會議でも屢々論議せられたやうである。企畫院でもこれを探り上げて關係各省と協議の上具體的な方策の確立を望んでゐるやうである。併し、この問題の要點は在外皇國民子弟に對して如何にして皇國の道に則る教育を徹底し、皇國民として遺傳なき

人物を養成するかにあるのであつて、その方策は在外皇國民子弟の教育の全部を現地でするか、それとも内地でするか、或ひは其の教育の一部を内地或ひは現地でするか四つの場合しか考へられない。この中で前記各方面で論議されたところを概観すると、在外皇國民子弟の教育は、その學校教育の何れかの部分で必ず一度は内地に於てこれをなすべきである云ふのが大體一致した意見のやうである。然らば、それは何れの時期が比較的適當であるかと云ふと、心身發達の最も著しい中等教育の時代であるとされてゐる。初等教育は矢張り親元で、父母の家庭教育と相協力して推進せらるべきものであるし、青年學校教育は働きつつ學ぶのであるから、當然現地に於てなさねばならぬ。しかし専門教育及び大學教育は既に成人した選ばれたる青年に對する教育であるから、必ずしも親元にあらねばならぬこともなし、又職場なり家庭生活なりに制約されることもない。専ら國家の人材養成方針に基いて必要な人數を必要な場所で教育すればよいのである。従つて、専門教育及び大學教育は原則として内地、必要により現地で行ふのを立前とすべきである。そこで在外皇國民子弟の中等教育は總べて内地で行ふこととなると、特別學級の設置、寮舎の建設、學資の補給等が當面の問題となる。これらはいづれも早急に解決出来ない。又現に滿洲に於ても支那に於てもそれぞれ中等教育機關を設けて立前としては現地で中等教育を行ふやうに努力してゐる。これは経費の問題、寮舎の問題等だけから考へても當然のことであつて、文部省は現在のところ依然としてこれら現地教育施設の充實強化のため全幅の協力をなしつつあること前述の通りである。實際問題として、滿洲の如く二十箇年後五百萬人の送出完了を目指して努力してゐる所では、その中等學校を全部内地でやることは出来ない。そこで中等學校生徒中優秀な者を選抜して内地で教育するとか、中等學校の全生徒を在學中半々年とか一々年とか交代で内地で教育するとか、師範教育だけは一切内地でするとか、色々の方策並び

にこれに伴ふ各般の施設が考へられる。目下のところここ迄具體的にこの問題を探り上げて研究した論作を見ないやうであるが、早晚解決さるべき重要問題たるを疑はない。

ただこれに關聯して文部省に於て最近在外邦人子弟教育協會を設立し、廣く外地外國にある邦人の子弟にして内地に於て中等教育を受けんとする者、或ひはこれから外地外國へ赴かんとする邦人の子弟にして内地に留まり中等教育を受けんとする者等を親代りとなつて引受け、之が輔導育成に萬全を期することとなつたのは注目すべきである。これは勿論前記の如き教育理論から生れたものではない。大東亞建設に當り多くの人材がその子弟の教育問題のために思ふ儘に活躍出來ず、或ひは外地轉勤を拒否したり、或ひは外地外國において永年築き上げた自己の職業なり生活なりを放棄して内地に歸還したりする實例が數多くあるのに鑑み、大東亞建設てふ皇國必成の大事業完遂を、子弟教育問題でいささかなりとも阻碍することありとすれば、皇國の將來にとつて由々しい大問題であるとして設立されたものである。従つて、本協會は現地教育が振興充實し、内地に子弟を送り、又は内地に残さなくとも、行つた先々で充分所期の成果を收め得るやうになり、邦人の大東亞諸地域における活躍上その子弟の教育問題が何等の影響も及ぼさなくなつたら、自然不必要になるとも云ひ得る。又その反面前記の在外皇國民教育論から、在外邦人子弟は必ず一度は内地に於て鍊成さるべき方針が採り上げられて具體的方策が決定されたら、極めて廣汎なる活動分野を持つ協會ともなるのである。現在云ひ得ることは、本協會目下の使命と活動狀況が在外皇國民子弟教育の現状を説明し、その解決を要求してゐる點を暗示する縮圖であると云ふことである。

(三) 留日學生の指導

留日學生の問題が重要國策として採り上げられたのは極く最近のことである。大東亞戰爭が皇軍の赫々たる勝利を以て進展するにつれ、直ちに大東亞建設戦が初まつた。大東亞圈内諸民族をして我が八紘爲宇の大精神を知らしむるには、先づ各國各地それぞれの指導者たるべき人材を招致して、我が國內で積極的に指導訓育し、優れた我が學藝を修得せしむると共に我が國民性の眞髓に觸れしめ、以て大東亞共榮圈確立の大業に率先協力せしめねばならない。ここに於て留日學生の輔導問題が喧しく論議せられるやうになつたが従來は殆ど篤志家が私的にこれに當り各國別にいくつもの團體がまちまちな形で、思ひ思ひに教育に當つてゐた。少くともこれを各國別に一團體に依つて行ふ様統合せねばならぬと云ふ意見は非常に強い。併し各團體とも熱心な篤志家がこれをその仕事に當つてゐるだけになかなか實現困難である。そこで大政翼賛會が數年前から留學生輔導團體聯絡協議會を設けて、屢々會合を開き共通問題につき共同歩調を採るやう旋斡に力めたのである。併しながら、この問題をかゝるの如く民間に委せておくには餘りに重要なことであるから、文部省では昨年來留學生輔導に關する特別の機關を設けるべく考究中であつたが、行政簡素化等の關係で完全なる形態を採るに到つてゐない。その代り、留學生輔導の實踐上に於ては、或ひは豫備教育の充實、又は指導教官の教育等眞摯なる努力を傾注してゐる。

一體留日學生問題の重點は(1)留學生の銓衡、(2)豫備教育、(3)内地學校への入學、(4)學校に於ける教育、(5)卒業後の輔導、(9)各省との連絡等にあるがそのいづれをとつてみても、未だ検討し、改むべきものを多數持つてゐるのである。

すなはち(イ)留學生の銓衡については、朝鮮の如く獎學會が推薦した者は特別の取扱ひをするとか滿洲國の如く、政府で銓衡試験を行つてその推薦派遣した者に限ることが理想である。中華民國、南方諸地域に於ても早晚さうなるものと考へる。(南方軍政施行地については後で一括して述べる。)各國各地域における銓衡の方針は優秀なる人材を簡拔することが豫測せられる者をも含むべきであると思ふ。大東亞圈内より皇國に留學せしめる意義は、前述の如く、それ等諸地域の實踐的指導者の育成にあるのであるから、所謂英才をして埋れることなからしめんとする國內教育の理想とは自ら異つた方針で望むべきである。これは留學生教育をなすに當つて、各學校當局者が常に心得ねばならぬ點であつて、従來の學校教育だけでは留學生輔導上足らざるものありとされる所以も茲にあるのである。

(ロ) 留學生の準備教育については各國各地共一應の整備をしてゐるが、未だ極めて不徹底である。その原因は要するに文部省の指導監督下にある學校に入學せしめんとする者の教育を、文部省と深い連絡無しに行つて來たところにあるのであつて、外國外地それぞれ特徴をもつた學校教育を施してゐるのであるから、それを我が國の教育に適應するやうに特別指導を加へねばならぬ。日本語教育の徹底が勿論一番大切であるが、その外に右の點を等閑に附してはならぬ。例へば、滿洲國の學校教育は實務教育が中心であるから、我が國のやうに數學、物理・化學等は餘り進んでゐない。従つて、入學試験は勿論入學後でもなかなか内地學生について行けないのである。日本語教育については、準備教育を内地でなすべきか、現地でもなすべきかに關し意見の分れる一因をなすものであつて、従來留學生の日本語に關する力が餘りに低い事實に鑑み、これが對策として準備教育はすべて内地

で行ふべしと云ふ論を立てる向きがある。これに對しては、高等専門學校は概ね大都市にあるため、何等の豫備的訓練無しに連れて來ると大都市の持つ悪い半面のみを覚え、留學の目的を達しないから、準備教育は現地ですべきであると云ふ議論もある。いづれにしても、この準備教育如何は文部省が現實にその希望する學校入學を希望通りにどの程度認めるかの限度を決定することになる譯であるから、若し、關係官廳なり、關係各國なりが政策的に考へた學校學科に豫定通り入學せしめるには、文部省が以て十分なりと考へる準備教育をなすことが必要であり、それはいくらかの準備教育は必ず内地で文部省の直接指導監督の下になした方がよいと云ふ結論を生むのである。又我々の見るところ、從來の準備教育機關は尙ほ擴充増設の要ありと云ふを憚らない。

(ハ) 入學すべき學校の選定は本人の志望は勿論なるも主として、派遣國及び我が國の國策上の考慮によつてなされるべきである。徒らに東京或ひは特定の二校へ集中することを避けねばならぬことは當然である。然るに、現在留學生の過半数は東京に集り、しかも私立大學に相當多数偏在的に集中してゐる實情は、この入學問題が如何に困難且つ重要なものであるかを物語つてゐる。元來留學生の入學制度には、内地學生と同様學校が内地學生と無差別に試験をして入否を決める方法と、全然無條件に派遣國と文部省又は學校當局との協議によつて入學せしめるのと一應は學校別に入學せしむべき員數を豫め定めておくが試験の結果餘り成績不良の者は入學せしめないと云ふ方法と三つが考へられる。文部省關係の學校では多く第三の方法が採られて來た結果、豫定された學校に入れない者が多くなればなる程、留學生の偏在現象が甚しくなるのである。勿論統制外の自由留學をした者が現在尙ほ極めて多いのもその一因であるが、眞に留學生輔導の適正を期するにはこの根本問題を解決せねばならぬ。

(ニ) 入學後の學校教育は原則として内地人同様になすべきであるが、從來の如く、單に教室における教授だけで終つてゐるのが多いやうでは眞の輔導は出來ない。彼等の目的は眞に日本の實情を認識し、日本の國體の眞體に觸れることにより、八紘爲宇の大精神を解明し以て、我が必勝の信念を體認すると共に我が國に對する信頼感を助長し、大東亞建設の重要性と必然性とを感得するにある。従つて、單なる知識教育のみでは足りない。勿論實學教育の徹底は極めて重要な目標であるが、常に校外教育に意を用ひ、日本人學生との接觸協力を積極的にし、一定の計畫の下に日本の良家庭、良町村に親しましめる等の方法によつて、人物全體の鍊成に力めねばならぬ。これがためには各學校の留學生指導機構を一層整備擴充し、留學生教育にもつと専念する者を置くことが必須條件であると思ふ。

(ホ) 歸國歸郷後の輔導に關しては從來餘りに無關心過ぎた。英米のやうに留學生の歸國後の地位迄干渉し、その榮進に迄容喙することには賛成せぬが、歸國後實踐的指導者として我が國で體認し、修得した精神と技能とを遺憾なく發揮して、大東亞建設に指導的役割を果さしむるには、歸國後と雖も母校及び我が國に於ける學會等との連絡を保持せしめて、その輔導に萬全を期すべきであると思ふ。

(ヘ) これら留學生の指導に關しては、大東亞省と文部省とは勿論、學校・準備教育機關及び輔導團體等關係諸機關が緊密なる聯携を保つことが絶対必要であり、國內諸機關の步調不一致が外國外地から來た人々に如何に大きな悪影響を及ぼすかは蓋し想像を絶するものがある。これらの事情から考へても、我が國として一定した留學生輔導要綱とも云ふべき基準の確立することが望ましい。現在企畫院・文部・大東亞その他關係各省間で着々協議が進められつつあるから、近く必ずや明確なる我が國の留日學生指導方策の確立を見ることであらう。

以上留學生に關する一般的問題について検討を加へたのであるが、これは形式的劃一的なる取扱ひを是認するものではない。各國各地域別にそれぞれ民族性或ひは國柄・傳統等を十分考究し各々適切なる指導を加へなければならぬ。この意味に於ても、十八年八月から實施せられた南方軍政地域及び泰・佛印・ビルマの諸國からの特別留學生選抜規定が、理科系統を中心とし技術の習得に重點を置いた教育を施すため、何れも我が國の給費を以て一定數を招致したことは注目し値ひする。この一團の留學生は我が國の南方原住民指導の尖兵的役割を果すべきもので、教育輔導の完璧を期せば、その成果は刮目すべきものがあらう。

(四) 現地住民に對する教育

右の留學生教育も大東亞共榮圈に關する限り、現地人に對する教育の最も重要な一面であるが、日本人が現地に行つて行ふ教育は、差し當つて日本語の普及が前提條件である。日本語を國語として採り上げた滿洲國は別として中華民國及び南方諸地域における目下の教育は日本語教育に盡きると云つても過言ではない。中華民國に於ては事變勃發と共に日本語普及運動を開始し現在では南京國民政府治下の殆ど全學校に日本人を採用し、日本語の修得に努めてゐる。南方諸地域に於ても皇軍進駐と同時に日本語普及運動を展開し、特に昭和十七年八月十八日の閣議の「南方諸地域日本語教育普及ニ關スル件」の決定に基き、陸海軍の要求に應じて文部省に於て養成した日本語教師が現に南方全地域で多數活躍してゐる有様である。これらの諸學校に於て使用する日本語教科書は全く種々雜多で、統一を缺き現地人の信頼感をも失ふ懼れが無いので、右の閣議決定に依り、陸海軍の要求に依り文部省に於て編纂發行することとなり、既に其の一部は編纂を了してゐるのである。併し、この

教科書は語學としては統一的であられねばならぬと同時に各現地の實情に適應せねばならぬから、文部省に於て編纂する一方現地でも各地域別に編纂しこれを文部省に於て統一的に檢定し、兩者を併用することにより全きを期するのがよいと思ふ。特に國語の純化、その表現法の統一等は文部省に於て統一せねば出來ないのであるから、我が對外文化政策の根幹たるべき日本語普及に關しては、關係機關が協力一致大乗的立場より検討を進めるべきである。米國が特に南方における反響を慮せる一因は、南方諸民族の日本語熱の熾烈なるに鑑み、日本文化の滲透の速かなる徹底を危懼せるにありと聞く。事の眞偽は別として、日本語教育の重要性を語つて餘りあると思ふ。

現地人に對する教育としては、目下學校の整備・教員の再教育・教育制度の樹立・教科書の編纂等鋭意準備又は實施中であつて、新聞・ラジオ・映畫・幻燈・音楽等の文化施設の普及・圖書館・博物館・植物園・動物園等の整備と相俟つて、現地民の民度の向上と共に日本文化の滲透に目覺しいものがあるであらう。只その成果如何は一に懸つてわれわれ日本人の人物如何に存してゐる事實は深く銘記さるべきで、われわれ日本人は一人残らずひたすら自己鍊成を勵み、眞に聲國の大精神たる八紘爲宇の理想を體得した大國民とならねばならぬ。即ち現地人に對する最良にして最有効の教育は、日本人に對する教育の徹底にあると云ふことが出来る。力を以て威壓するの不可なるは勿論、指導され教育される立場に於てあらしめるより、理解と信頼とに根ざした中心歸一の自然發生的な團結こそは、我が八紘爲宇の大理想に適ふものであり、大東亞十億の民族が大東亞建設の一點に向つて邁進する眞の姿と云はねばならぬ。従つて、現地人に對する教育は日本に對する理解と信頼感を確せしめることが根本目標であるとも云ひ得る。誠意を以てしかも聰明に、焦らずしかも着々として、現地人の一人一人が日

本人の胸に、魂に飛び込んで来るやうに、日常生活に處してゆくことが肝要である。これは單なる教育改革ではない。日本民族が三千年に亘つて培つた民族性の一大展開であらねばならず、それは亦大東亞十億の民族性に一大維新をもたらす壯絶なる大教育運動である。今やわれわれは、上御一人の宏大無邊の御稜威の下この困難な、しかし雄渾な大事業をなしつつある。われわれ日本人は益々日本臣民たるの本義に徹し、大君に仕へまつる上に於て遺憾なきを期せねばならぬ。それが本問題に處する唯一最高の方途である。

 附 録

「教育に関する戦時非常措置方策」に伴ふ

文 部 當 局 發 表 抄

本稿編纂後「教育に關する戰時非常措置方策」に伴ふ各般の實施要項乃至は改善方策が次々と發表されるに至つたが、それらの内容は本稿において委細説明されて居り、補足解説の要を認めない。しかしながらこれらの發表は盡く貴重な資料であるので、茲に附録として特輯し讀者の參考に資することとした。

大學院又ハ研究科ノ特別研究生ニ關スル件公布ニ就テ

(十八年九月二十九日發表)

我が國學術ノ刷新振興ヲ圖リ其ノ水準ヲ飛躍的ニ向上セシムルコトハ極メテ緊要ナル問題デアリ之ガ爲ニハ我國ノ最高學府タル大學ニ於テ應々研究ノ振興ヲ圖ルト共ニ優秀ナル研究者、技術者ヲ多數養成スルコトガ最モ大切ナルトデアル。

殊ニ科學、思想タル機相ガ益々激化シタ現下ノ情勢ニ於テハ學術ノ研究ハ洵ニ焦眉ノ急トナリ又研究者ニ其人ヲ得ルコトハ極メテ肝要ナコトトナツタノデアル。今般文部省令トシテ「大學院又ハ研究科ノ特別研究生ニ關スル件」ガ公布サレ十月一日ヨリ施行セラルルコトニナリマシタノハ如上ノ趣旨ヲ達成センガ爲デアリマシテ其ノ特別研究生ニ關スル要項ハ大略次ノ通りデアル。

- 一 文部大臣ノ指定スル大學ハ其ノ大學院又ハ研究科ニ入ルベキ特別研究生ヲ選定スルコト
- 二 前項ノ選定ニ當ツテハ大學ガ推薦シタ者ニ付テ審査ノ上 文部大臣ガ之ヲ認可スルコト
- 三 右審査ニ當ツテハ銓衡會ヲ設ケ之ニ諮ツテ決定スルコト(其ノ銓衡會ノ構成員ハ別紙ノ通)
- 四 特別研究生ノ研究年限ハ第一期二年、第二期三年ナルコト
- 五 特別研究生ノ定數ハ第一期概ネ五百人以内、第二期概ネ二百五十人以内ニ於テ毎年文部大臣ガ之ヲ定ムルコト
- 六 特別研究生ノ資格ハ人物優秀、身體強健デアツテ且高度ノ研究能力ヲ有スルコトデアリ、大學卒業ノ者ニ限ラヌコト
- 七 第二期ノ特別研究生ハ第一期ノ研究年限ヲ了ヘタル者ノ中カラ大學ガ文部大臣ニ推薦シ文部大臣ハ前述第三

- 八 特別研究生ハ指導教授ノ指導ヲ受ケ研究ヲ爲スコト
研究事項ノ變更ハ原則トシテハ之ヲ許サヌコト(變更セントスルトキハ文部大臣ノ許可ヲ受ケル必要ガアリ
其ノ場合ハ文部大臣ハ前述第三項ノ手續ヲトツテ之ヲ許可スル
 - 九 特別研究生ハ研究期間中ハ他ノ業務ニ從事シ得ヌコト
 - 十 特別研究生ハ研究年限ヲ了ヘテ後研究年限ノ一倍半ニ相當スル期間文部大臣ノ指定ニ從ツテ就職スル義務ガ
アルコト
 - 十一 特別研究生ニハ學費トシテ月額九十圓以上ヲ給與シ研究費ハ之ヲ徴收シナイコト其ノ相當額ノ研究費ハ之ヲ
當該大學ニ交付スルコト
 - 十二 本年度特別研究生ヲ置ク大學トシテ文部大臣ノ指定ヲ受ケル大學ハ左ノ通デアルコト
東京、京都、東北、九州、北海道、大阪、名古屋各帝國大學、東京商科大學、東京工業大學、東京文理科大
學
慶應義塾大學及早稻田大學
 - 十三 本年度ノ銓衡ニ當ツテハ特ニ決戦下戦力増強ニ直接關係アルモノニ限ツテ選バレル豫定デア
ル
 - 十四 本年度ハ豫算上ノ定員ハ四六九名デアツタガ各大學ニ於テ嚴選ノ結果推薦サレタモノハ四三四名デア
ル。
- (注意)
- 一 特別研究生候補者ノ推薦ハ大學カラ文部大臣ニ提出サレルコトニナルノデア
ルカラ當該大學出身者以外ノ者
テ其ノ大學ノ大學院又ハ研究科ノ特別研究生タラントスル者ハ當該大學ニ願書ヲ提出ノコト

- 二 大學以外ノ一般研究者デアツテ特別研究生ヲ志望スル者ニ付テモ前項ノ手續ヲトルコトハ勿論デア
ルガ其ノ
手續ヤ大學院又ハ研究科ノ選擇其ノ他ニ付テ質疑ノアル場合ハ文部省専門教育局大學教育課ニ問合ノコト

大學院又ハ研究科ノ特別研究生ニ關スル件

(文部省令)

- 第一條 文部大臣ノ指定スル大學令ニ依ル大學ハ其ノ大學院又ハ研究科ニ入ルベキ者ノ中ヨリ本令ニ依リ特別研究生
ヲ選定スベシ
- 第二條 特別研究生ノ研究年限ハ第一期二年、第二期三年トス
- 第三條 特別研究生ノ定數ハ第一期概ネ五百人以内、第二期概ネ二百五十人以内ニ於テ毎年文部大臣之ヲ定ム
- 第四條 特別研究生タルコトヲ得ル者ハ人物優秀、身體強健ニシテ高度ノ研究能力ヲ有スル者トス
- 第五條 特別研究生ヲ入ラシムベキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス
但シ文部大臣ニ於テ特ニ必要アリト認ムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第六條 第一條ノ大學ハ特別研究生トシテ入ラシムルニ足ルベキ者ヲ大學各部ニ所定ノ在學年限在學シタル者ニ限ラ
ズ汎ク一般ヨリ選ビ文部大臣ニ推薦シテ其ノ認可ヲ受クベシ
前項ノ推薦ニ當リテハ本人ノ氏名、生年月日、人物、研究能力、研究事項等ニ關スル調査書ニ履歷書及身體検査書
ヲ添附シテ提出スベシ
- 文部大臣ハ第一項ニ依リ推薦セラレタル者ニ付審査ノ上之ヲ認可ス
- 第七條 陸軍又ハ海軍ノ軍人若ハ文官中第一期又ハ第二期ノ特別研究生タラシメントスル者アルトキハ陸軍大臣又ハ

- 海軍大臣ハ本人ノ官職名、氏名、研究事項、入ルベキ大學院又ハ研究科名ヲ具シ文部大臣ニ協議スルモノトス但シ第二期ノ特別研究生ハ第一期ノ研究年限ヲ了ヘタル者ニ限ルモノトス
- 第八條 特別研究生ニシテ第一期ノ研究年限ヲ了ヘタルトキハ當該大學ニ於テ本人ノ研究事項及研究業績等ニ徴シ第二期ノ特別研究生トシテ文部大臣ニ推薦シテ其ノ認可ヲ受クベシ
- 前項ノ推薦ニ當タリテハ本人ノ研究事項及研究業績ニ關スル調査ヲ提出スベシ但シ機密ヲ要スルモノアルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 文部大臣ハ第一項ニ依リ推薦セラレタル者ニ付審査ノ上之ヲ認可ス但シ前條ノ特別研究生ニ付テハ文部大臣ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スルモノトス
- 第九條 特別研究生ハ指導教官ノ指導ヲ受ケ研究ヲ爲スモノトス研究事項ヲ變更セントスルトキハ當該大學ニ於テ文部大臣ノ許可ヲ受クベシ
- 第十條 特別研究生ハ研究期間中他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ズ
- 第十一條 特別研究生ハ研究期間滿了迄ニ研究ノ報告書ヲ當該大學ニ提出スベシ
- 第十二條 特別研究生ニシテ研究年限ヲ了ヘタル者ハ其ノ研究年限ノ一倍半ニ相當スル期間文部大臣ノ命ニ依リ服務スル義務ヲ有ス但シ第七條ノ委託特別研究生ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 前項服務期間中ノ者ニシテ特別ノ事情ニ依リ勤務ノ變更ヲ爲サントスル者ハ文部大臣ノ許可ヲ受クベシ
- 第十三條 特別研究生ニ對シテハ學費トシテ月額九十圓以上ヲ給與ス
- 前項ノ學費ハ之ヲ辭スルコトヲ得
- 第十四條 特別研究生ニ對シテハ研究費ヲ徵收セズ但シ委託特別研究生ノ研究費ハ委託シタル者ニ於テ之ヲ負擔スルモノトス

- 第十五條 特別研究生其ノ研究ヲ怠リ又ハ研究ヲ繼續セシムルニ適セズト認めラルトキハ當該大學ハ文部大臣ノ指示ヲ受ケ特別研究生ノ選定ヲ取消スコトアルベシ
- 第十六條 前條ニ依リ特別研究生ノ選定ヲ取消サレタル者及研究年限終了後ノ服務義務ヲ怠リ又ハ其ノ義務ヲ果シ能ハズト認めラルル者ニ對シテハ文部大臣ハ學費及研究費ヲ償還セシムルノ外適當ナル措置ヲ爲スコトアルベシ
- 第十七條 本令施行ニ際シ必要ナル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ當該大學之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

科學研究ノ緊急整備方策要領 (十八年十月十四日發表)

大學其ノ他ノ科學研究機關ニ於ケル研究力ヲ急最高度ニ集中發揮セシメソノ飛躍的向上ヲ圖リ戦力ノ速ナル増強ヲ計ル爲之ガ體調整備ノ必要アリ

依ツテ是等研究機關ニ於ケル科學研究ハ大東亞戰爭ノ遂行ヲ唯一絕對ノ目標トシテ強力ニ之ヲ推進スルト共ニ學術研究會議ヲ強化活用シテ學理研究力ヲ最高度ニ集中發揮セシメ就中直接戦力ノ増強ニ資スル研究ニ關シテハ關係方面トノ緊密ナル協力體制ヲトリ又直接戦力増強ト密接不可分ナル基礎的研究ニ關シテハ各種研究機關獨自ノ性格及機能ヲ最高度ニ發揮セシムベク之ガ爲ニハ其ノ關係研究機關及研究者ヲ計畫的ニ動員スルモノトス

又大學其ノ他科學研究機關ノ内容及組織ニ付テハ前記ノ計畫ヲ完全ニ遂行シ得ル様之ガ重點的整備擴充ヲ圖ルト共ニ科學研究要員ノ確保並ニ必要資材及研究費ノ充實確保ヲ圖ルモノトス

以上ノ目途ニ基キ左ノ措置ヲ講ズ

一 學術研究會議ノ機構ヲ整備強化スルト共ニ之ニ科學研究動員ニ關スル特別委員會ヲ設置シ又大學其ノ他重要研究機關ニハ夫々之ト連絡アル委員會ヲ設置セシメ文部省ニ於テハ兩者ヲ活用シテ學理研究力ノ集中發揮ニ當リ且ツ科學ノ飛躍的向上ニ必要ナル行政的措置ヲ行フコト

二 科學研究要員ノ充實ヲ圖ルト共ニ大學及專門學校ノ卒業生ニシテ緊要ナル研究ニ從事スベキ者ヲ優先的ニ配當シ又研究要員ノ急速ナル増加養成ヲ圖リ專心研究ニ從事セシムル爲研究要員ノ待遇ニ付所要ノ改善ヲ考慮スルコト

教育ニ關スル戰時非常措置方策 (十八年十月十二日閣議決定)

第一方針

現時局ニ對處スル國內態勢強化方策ノ一環トシテ學校教育ニ關スル戰時非常措置ヲ講ジ施策ノ目標ヲ悠久ナル國運ノ發展ヲ考ヘツツ當面ノ戰爭遂行力ノ増強ヲ圖ルノ一事ニ集中スルモノトス

第二措置

- 一 學校教育ノ全般ニ互リ決戦下ニ對處スベキ行學一體ノ本義ニ徹シ教育内容ノ徹底的刷新ト能率化トヲ圖リ國防訓練ノ強化勤勞動員ノ積極且ツ徹底の實施ノ爲學校ニ關シ左ノ措置ヲ講ズ
- (一) 國民學校 義務教育八年制ノ實施ハ當分ノ内ニ之ヲ延期ス
- (二) 青年學校 工場事業場ニ於テ生産ニ從事スル生徒ニ付テハ教室内ニ於ケル授業ハ極力之ヲ縮減スルト共ニ職場ノ實情ニ即シテ生産ノ増強、戰力ノ増進ニ資スル如ク刷新改善ス
- (三) 中等學校 (イ) 昭和十九年三月ヨリ四學年修了者ニモ上級學校入學ノ資格ヲ附與シ昭和二十年三月ヨリ中

等學校四年制施行期ヲ繰上ゲ實施ス。

(ロ) 昭和十九年度ニ於ケル中學校及高等女學校ノ入學定員ハ全國ヲ通シ概ネ前年度ノ入學定員ヲ超エシメズ工業學校、農業學校、女子商業學校ハ之ヲ擴充ス

(ハ) 男子商業學校ニ就テハ昭和十九年度ニ於テ工業學校、農業學校、女子商業學校ニ轉換スルモノヲ除キ之ヲ整理縮少ス

(四) 高等學校 (イ) 高等學校ニ付テハ徵兵適齡ニ達セザル者、入營延期ノ措置ヲ受クル者等ニ對スル授業ハ之ヲ繼續ス

(ロ) 昭和十九年度ノ入學定員ハ文科ニ在リテハ全國ヲ通ジ概ネ從前ノ三分ノ一ヲ超エシメズ、理科ニ在リテハ所要ノ擴充ヲ行フ

(五) 大學及專門學校 (イ) 大學及專門學校ニ付テハ徵兵適齡ニ達セザル者、入營延期ノ措置ヲ受クル者等ニ對スル授業ハ之ヲ繼續ス

(ロ) 理科系大學及專門學校ハ之ヲ整備擴充スルト共ニ文科系大學及專門學校ノ理科系ヘノ轉換ヲ圖ル

(ハ) 文科系大學及專門學校ニ付テハ徵集猶豫ノ停止ニ伴フ授業上ノ關係並ニ防空上ノ見地ニ基キ必要アルトキハ適當ナル箇所ヘ移轉整理ヲ行フ

私立ノ文科系大學及專門學校ニ對シテハ其ノ教育内容ノ整備改善ヲ圖ルト共ニ相當數ノ大學ハ之ヲ專門學校ニ轉換セシメ專門學校今後ノ入學定員ハ概ネ從前ノ二分ノ一程度タラシムルヤウ之ガ統合整理ヲ行フ

(ニ) 女子專門學校ハ前項ノ整理ノ目標ノ外トシ其ノ教育内容ニ付テハ男子ノ職場ニ代ハルベキ職業教育ヲ施設ガ爲ニ所要ノ改正ヲ行フ

(六) 各種學校 (イ) 男子ニ付テハ專檢指定學校及時ニ指定スルモノノ外之ヲ整理ス

(ロ) 女子ニ付テハ專檢指定學校ノ外戰時國民生活確保上緊要ナルモノ及職業輔導上必要ナルモノヲ除キ之ヲ整理ス

二 教員ノ確保ヲ圖ル爲概ネ左ノ措置ヲ講ズ

(イ) 教員養成諸學校ニ付テハ其ノ授業ヲ繼續ス

(ロ) 教員養成諸學校卒業者ニ付テハ從前別段ノ定ナキ者ニ在リテモ一定年限ノ就職義務ヲ課ス

(ハ) 現役ノ軍人及嘗テ官吏タリシ者其ノ他學識アル者ヲ教育者トシテ採用スルノ方途ヲ講ズルト共ニ技術者其ノ他實務擔當者ニ付廣クソノ協力ヲ得ル如ク措置ス

(ニ) 教員養成諸學校ニ付所要ノ擴充ヲ圖ル。

三 教育實踐ノ一環トシテ學徒ノ戰時勤勞動員ヲ高度ニ強化シ在學期間中一年ニ付概ネ三分ノ一相當期間ニ於テ之ヲ實施ス

四 在學中徵集セラレタル者ノ卒業資格賦與ニ付テハ、特別ノ取扱ヲ考慮ス

五 在學中徵集セラレタル者ノ除隊後ノ復學ニ付テハ、特別ノ便宜ヲ圖ルト共ニ統合整理セラレタル學校ノ舊在學者アル場合ニ於テハ臨時ニ必要ナル施設ヲ講ズ

六 學校ノ統合整理ニ伴フ教職員ノ措置ニ關シテハ綜合的ニ之ガ再配置ヲ圖リ轉換スル學校其ノ他必要ナル部面ノ所要ニ充當シテニ大學、專門學校教職員ニ付テハ可及的其ノ研究ヲ繼續シ得ル如ク措置ス

七 本要綱實施ノ爲必要アルトキハ學校及學科ノ廢止、授業ノ停止、定員ノ減少、學校ノ移轉等ヲ命ジ得ル如ク法例上必要ナル措置ヲ講ズ

八 學校ノ整理、轉換、移轉等ヲ命ジタル場合ハ政府ニ於テ之ガ補助其ノ他必要ナル方途ヲ講ズ

尙特ニ私立ノ理科系大學及專門學校ノ場合ニ在リテハ其ノ學校ノ經理上必要アリト認メタルトキハ政府ニ於テ經營

費ニ付適當ナル補助ヲ爲スモノトス

國民教育ニ關スル戰時非常措置ニ就テ (十八年十月二十五日發表)

現時局ニ對處スル國內態勢強化方策ノ一環トシテ去ル十月十二日閣議決定ヲ以テ學校教育ニ關スル戰時非常措置方策ガ確立サレタ。文部省ニ於テハ爾來其ノ具體的實施方法ニ付テ種々考究中デアツタガ取リ敢ヘズ本日附ヲ以テ各地方長官ニ對シ國民學校、青年學校及中等學校ニ關スル事項ニ付キ通牒ヲ發シ實施上遺憾無キヲ期シタ。其ノ大要ハ左ノ通りデアル。

第一 國民學校及青年學校ニ關スル事項

一 昭和十九年四月ヨリ實施豫定ノ國民學校ノ義務教育八ヶ年制ハ當分ニ延シコレニ伴ツテ青年學校普通科ノ課程ハ當分ノ間從前通り義務トシテ實施スル豫定

第二 中等學校ニ關スル事項

- 一 中學校及高等女學校ノ入學定員ハ概ネ昭和十八年度ノ數ヲ超エシメナイコト
- 二 工業學校ハ能フ限り左ノ如キ方法ヲ以テ擴充ヲ圖ルコトトシ新設又ハ擴張スベキ學科ハ主トシテ機械、航空造船、電氣、電氣通信、工業化學、土木建築、採礦、冶金、金屬工業科トスルコト
- (一) 學校又ハ學科ノ新設、二部授業、夜間授業等ニ依ル定員増加
- (二) 男子商業學校ノ工業學校ヘノ轉換
- (三) 事業經營者ニ法人ヲ設立セシメ當該工場ノ施設ヲ利用スル私立工業學校ノ設置
- 三 男子商業學校ハ昭和十九年度ニ於テ左記要項ニ依リ工業學校、農業學校又ハ女子商業學校ニ轉換サセルコト

トシ、轉換シ得ナイモノニ付テハ之ヲ整理縮少スルコトトシタ

(一) 既存ノ男子商業學校ハ出來得ル限リ工業學校ニ轉換セシメルコト、但シ特別ノ事情ニ依リ轉換ヲナシ得ナイ場合ハ農業學校ニ轉換セシメ工業學校又ハ農業學校ノ何レニモ轉換シ得ナイ場合ハ女子商業學校ニ轉換セシムルコト

(二) 轉換ニ當ツテハ現ニ存スル男子商業學校ニ新ニ工業學校、農業學校又ハ女子商業學校ノ何レカ一ツヲ併設シ昭和十九年度ニ於テハ此等新設學校ノ第一學生徒ノミヲ募集シ商業學校ノ生徒ハ募集停止スルコト

(三) 既存ノ商工學校、農商學校ノ商業科ハ新規募集ヲ停止シ、此ノ分ヲ工業又ハ農業關係學科ノ募集人員ニ充テルコト

(四) 商業學校轉換上留意スベキ事項

1、新設學科ハ現下ノ緊要學科トスルコト

2、學科内容ハ工場事業場又ハ工業關係學校ニ於ケル設備及教授能力ヲ利用シ之ニ關係アル科目及内容ヲ中心トシテ課スルコトガ出來ルコト

例ヘバ工作機械關係ノ工場ヲ利用シ得ル場合ハ學科ヲ機械科トシ主トシテ機械工作、精密測定等トスルガ如シ

四 工業學校、農業學校及女子商業學校擴充ニ伴ヒ教員及施設ニ關シテハ現下ノ情勢ニ鑑ミ左ノ措置ヲ講ズルコトトシタ

(一) 轉換ニ依リ教員ノ餘剩ヲ來ス場合ハ女子中等學校ノ實業科教員ニ充當スル等府縣全體ニ互リ適當ナル教員ノ配置ヲ考慮スルコト

(二) 各學校ニ於ケル教員ヲ相互ニ兼務セシメルカ又ハ試驗場、工場等ノ技術者ヲ教員トシテ囑託スル等ノ方法

ヲ講ズルコト

(三) 既設ノ工業學校又ハ其ノ他ノ學校ノ設備ヲ共同利用スルコト

(四) 試驗場、工場、農場等ト密接ナル連絡ヲ圖リ其ノ施設ヲ利用スルコト

五 上級學校ヘノ進學

(一) 國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノ中等學校ニ現ニ在學スル第二學年及第三學年學生徒ノ修業年限ハ四年トスル豫定

(二) 昭和十九年三月カラハ國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノ中等學校ノ第四學年ヲ修了シタ者ニ對シテハ上級學校ノ入學資格ヲ附與スル見込

青年學校教育ノ臨時措置ニ關スル件 (十八年十一月六日發表)

曩ニ閣議ニ於テ決定ヲ見タル教育ニ關スル戰時非常措置方策要綱ニ基キ青年學校教育ニ付テハ左記要領ノ如キ臨時措置ヲ講ジ現下喫緊ノ急務タル軍需生産増強ノ要請ニ即應セシムルト共ニ斯教育ノ徹底ヲ期スルコトトナリ今回文部次官並國民教育局長ヨリ夫々地方長官宛通牒シタリ。

一 航空機、兵器、艦船等ノ重要軍需物資ノ生産關係工場ニ設置セル私立青年學校ノ教授及訓練ニ付テハ從來都道府縣ニ於テ定メタル標準時數中普通學科及職業科ニ付テハ之ヲ減ジテ青年學校令ニ依ル最低ノ教授及訓練時數トスルコト

二 必要ニ應ジ普通學科ノ教授及訓練時數ノ一部ヲ減少シテ之ヲ職業科ノ時數ニ増加シ得ルコトトシ職業科ノ教授及訓練ハ實習ヲ主體トシ職場ノ勤務作業中ニ生産過程ニ即シテ實施スル如ク取扱ハシメ以テ教室内ニ於ケル授業

- ハ可成縮減シ一層生産増強ニ資スルコト
- 三 此ノ際特ニ職員ヲシテ職場、家庭及寮舎等ニ於ケル生徒ノ生活指導ヲ一層徹底セシメ心身ノ錬成ト教養ノ向上ニ努力セシムルコト
- 四 修身及公民科、教練科ニ付テハ決戦下愈々之ガ充實ヲ圖リ青年ノ思想精神ノ確立軍事的基础訓練ノ徹底ニ努メ戦力強化ニ資セシムルコト
- 五 學校ノ行事生徒ノ通學等ニ時間ヲ徒費セシメザル様學校運営ニ關シ特ニ工夫セシムルコト
- 六 公立青年學校生徒ニシテ重要軍需生産關係工場又ハ事業場ニ勤務スル者ニ付テモ前各號ニ準ズル措置ヲ講ジ生産増強ニ遺憾ナカラシムルコト

教育ニ關スル戰時非常措置方策ニ基ク學校整備要領

(十八年十二月二十一日發表)

曩ニ開議ニ於テ決定セル「教育ニ關スル戰時非常措置方策」中高等學校、專門學校及大學ノ整備ニ關シテハ當面ノ時局ニ即應シテ左ノ要領ニ依リ之ヲ實施スルモノトス

- 第一 高等學校
 - 一 文科學級ノ整理

昭和十九年度ニ於ケル官立高等學校文科ノ募集人員ハ第一高等學校ニ在リテハ二學級、其ノ他ノ高等學校ニ在リテハ一學級トス、公私立高等學校文科ニ於テハ右ニ準ズルモノトス
 - 二 理科學級ノ擴充

昭和十九年度ニ於ケル官立高等學校理科ノ募集人員ハ第一高等學校乃至第八高等學校ニ在リテハ八學級、其ノ他ノ高等學校ニ在リテハ第五學級トス
公私立高等學校理科ニ於テハ可能ナル限り之ガ擴充ヲ圖ルモノトス

第二 專門學校

- 一 官公立專門學校
 - (一) 理科系專門學校ノ整備擴充

理科系專門學校ニ付テハ其ノ組織、教育内容等ヲ刷新シ其ノ收容力ヲ擴充ス
夜間ノ男子理科系專門學校及明治專門學校ノ修業年限ハ之ヲ三年ニ短縮ス
 - (二) 高等商業學校ノ轉換及刷新整備
 - (イ) 高等商業學校ニ付テハ一部ハ之ヲ工業專門學校ニ轉換シ其ノ他ハ生産技術ヲモ修得セル工業經營者ヲ養成スベキ工業經營專門學校(假稱)又ハ從來ノ高等商業教育ノ内容ヲ刷新シタル經濟專門學校(假稱)トス
 - (ロ) 前號ニ依リ工業專門學校ニ轉換スベキ學校ニ付テハ現ニ在籍スル生徒ノ卒業スル迄ハ之ヲ新ナル工業專門學校ト併存セシムルモノトスルモ必要ニ應ジ其ノ生徒ノ教育ヲ他校ニ委託スルモノトス
 - (三) 外國語學校ノ刷新整備

外國語學校ハ外事專門學校(假稱)トシ大東亞其ノ他海外諸民族ノ諸事情並ニ其ノ言語ヲ綜合的ニ修得セシムルヤウ其ノ教育内容ヲ刷新スルト共ニ其ノ修業年限ハ之ヲ三年トス
 - (四) 音樂學校及美術學校ノ刷新整備
 - (イ) 音樂學校ニ付テハ其ノ教育内容ヲ刷新シ男子ノ入學者數ヲ減少スルト共ニ入學資格ヲ中等學校第三年修了トス

(ロ) 美術學校ニ付テハ其ノ教育内容ヲ刷新スルト共ニ入學資格ヲ中等學校第三學年修了トシ其ノ修業年限ハ之ヲ四年ニ短縮ス

(五) 國庫補助

公立ノ理科系專門學校ノ擴充又ハ文科系專門學校ヘノ轉換ニ要スル經費ニ對シテハ國庫ヨリ適當ナル補助ヲ爲スモノトス

二 私立專門學校(大學專門部ヲ除ク)

(一) 理科系專門學校ノ整備擴充

理科系專門學校ニ付テハ可能ナル限り之ガ整備擴充ヲ圖ルモノトス

(二) 文科系專門學校ノ轉換及刷新整備

(イ) 文科系專門學校ニ付テハ其ノ教育内容ヲ刷新整備ス

(ロ) 文科系專門學校ニシテ學校ノ種類、規模、地理的配置等ヲ勘案シ統合可能ノモノニ付テハ之ガ實現ヲ圖ルモノトス

(ハ) 文科系專門學校ノ入學定員ハ從來ノ入學定員ノ概ネ二分ノ一程度トス但シ時局下特ニ緊要ナリト認メラルル種類ノ學校並ニ統合シタル學校ニ在リテハ其ノ入學定員ニ付特別ノ考慮ヲ爲スコトアルモノトス

(二) 文科系專門學校ニシテ理科系專門學校ヘ轉換可能ノモノニ付テハ之ガ實現ヲ圖ルモノトス
右ノ學校ニ付テハ現ニ在籍スル生徒ノ卒業スル迄ハ之ヲ存置スルモノトスルモ必要ニ應ジ其ノ生徒ノ教育ヲ他校ニ委託スルモノトス

(三) 國庫補助

(イ) 理科系專門學校ノ擴充又ハ文科系專門學校ノ理科系專門學校ヘノ轉換ニ要スル經費ニ對シテハ國庫ヨ

リ適當ナル補助ヲ爲スモノトス

(ロ) 理科系專門學校ノ經常費ニ對シテハ國庫ヨリ適當ナル補助ヲ爲スモノトス

(ハ) 專門學校ノ教職員ニシテ本措置ニ伴ヒ退職スル者ニ對スル補助ニ付テハ私立大學ノ例ニ據ルモノトス

第三 大 學

一、帝國大學及官公立大學

(一) 理科系大學及學部ノ整備擴充

理科系大學及學部ノ入學定員ハ高等學校理科卒業生數ノ増加ニ伴ヒ之ガ増員ヲ圖ル

(二) 商科大學ノ刷新整備

(イ) 商科大學ハ産業經營ヲ主眼トスル大學トシテ學部及豫科ノ組織、教育内容等ニ根本的ナル刷新ヲ行フ

(ロ) 商科大學學部及豫科ノ入學定員ハ從來ノ入學定員ノ概ネ三分ノ一程度トス

二、私立大學(大學專門部ヲ含ム)

(一) 理科系大學及專門部ノ整備擴充

理科系大學及專門部ニ付テハ可能ナル限り之ガ整備擴充ヲ圖ルモノトス

(二) 文科系大學及專門部ニ關スル措置

(イ) 文科系大學及專門部ニ付テハ其ノ組織、教育内容等ニ付必要ナル刷新整備ヲ爲スモノトス

(ロ) 文科系大學ニシテ統合可能ノモノニ付テハ之ガ實現ヲ圖ルモノトス

(ハ) 文科系大學學部及豫科ノ入學定員ハ從來ノ入學定員ノ概ネ三分ノ一程度トス

文科系專門部ノ入學募集ヲ行ハザル大學及統合シタル大學ノ豫科ノ入學定員ハ右ニ拘ラズ從來ノ豫科及專門部ノ入學定員ヲ勘案シ特別ノ考慮ヲ爲スコトアルモノトス